

公益社団法人 日本リハビリテーション医学会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益社団法人日本リハビリテーション医学会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、リハビリテーションに関する医学の発展と知識の普及、学術文化の向上に関する事業を行い、もって医療及び社会福祉の充実に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 学術集会、講演会、研修会等の開催
- (2) 会誌及び図書等の刊行
- (3) 専門医・認定臨床医及び研修施設の認定
- (4) リハビリテーション医学に関する教育・研究
- (5) リハビリテーションの啓発・普及活動ならびに政策等の提言
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は日本全国及び必要に応じて海外において行うものとする。

第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 この法人の会員は、この法人の目的に賛同する医師及びその他の医療福祉関係者、自然科学者、人文科学者をもって構成し、会員のうち第12条による社員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

2 この法人の会員は、入会を認められた次の5号に該当するものとする。

- (1) 正 会 員 本会の目的に賛同する医師及び本会の理事会で特に認められた者
- (2) 名誉会員 本会の目的及び事業に多大なる寄与をなした者で、理事会及び社員総会で承認された者
- (3) 功労会員 本会の管理運営に多大なる貢献をなした者で、理事会及び社員総会で承認された者
- (4) 賛助会員 本会の事業を援助する個人又は法人

(5) 特別会員 Honorary Member 又は Corresponding Member として別に定められた者

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込をし、その承認を受けなければならない。ただし、名誉会員、功労会員及び特別会員に推薦された者は、入会の手続きを要せず、本人の承諾及び社員総会の承認をもって会員になるものとする。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

2 会費は特別な理由がある場合は、別に定める規則により免除することができる。

3 既納の会費は、いかなる事由があっても返還しない。(会員の権利)

第8条 会員は次の権利を有する。

(1) この法人の主催する学術集会で研究発表すること。
(2) この法人の発行する会誌に学術論文を投稿すること。

(3) この法人の発行する会誌の頒布を受けること。

(4) 会員は、第12条第7項に規定された社員の権利を、社員と同様にこの法人に対して行使することができる。

(任意退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

(1) この定款その他の規則に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第11条 会員は、前2条のほか、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届を提出したとき。

(2) 会費を2年以上滞納したとき。

- (3) 保佐開始又は後見開始の審判を受けたとき。
- (4) 破産手続開始の決定を受けたとき。
- (5) 死亡したとき、又は失踪宣告を受けたとき。
- (6) 除名されたとき。

2 正会員である代議員が会員資格を喪失したときは、代議員資格も喪失する。

第4章 社員

(社員)

第12条 この法人では、概ね正会員30名に1名の割合をもって選出される250名以上300名以内の代議員をもって社員とする。端数の取扱いについては理事会で定める。

2 社員を選出するために、正会員による社員選挙を行う。

3 社員は、正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、前項の社員選挙に立候補することができる。

4 正会員は第2項の社員選挙において、等しく社員を選挙する権利を有する。

理事又は理事会は社員を選出することはできない。

5 社員の任期は、選任の2年後に実施される社員選挙終了時までとし、再任を妨げない。ただし、社員が社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え、役員解任の訴えを提起している場合には、当該訴訟が終結するまでの間、当該社員は社員たる地位を失わない。

6 社員が欠けた場合又は社員の員数を欠くこととなる時に備えて補欠の社員を選挙することができる。補欠の社員の任期は、任期の満了前に退任した社員の任期の満了する時までとする。

7 社員は法人法に規定された次に掲げる権利を、この法人に対し行使することができる。

- (1) 法人法第14条第2項の権利(定款の閲覧等)
- (2) 法人法第32条第2項の権利(社員名簿の閲覧等)
- (3) 法人法第57条第4項の権利(社員総会の議事録の閲覧等)
- (4) 法人法第50条第6項の権利(社員の代理権証明書等の閲覧等)
- (5) 法人法第51条第4項及び第52条第5項の権利(議決権行使書面の閲覧等)
- (6) 法人法第129条第3項の権利(計算書類等の閲覧等)
- (7) 法人法第229条第2項の権利(清算法人の貸借対照表等の閲覧等)
- (8) 法人法第246条第3項、第250条第3項、第256条第3項の権利

(合併契約等の閲覧等)

8 理事又は監事は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する。また、この責任はすべての正会員の同意がなければ免除することができない。

第5章 社員総会

(構成)

第13条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第14条 社員総会は、次の事項について議決する。

- (1) 会員となる資格及び会費の額
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の選任又は解任
- (4) 理事及び監事の報酬等の額
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (6) 財産目録の承認
- (7) 定款の変更
- (8) 解散及び残余財産の処分
- (9) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款に定められた事項及び理事会で必要と認めた事項

(開催)

第15条 社員総会は、毎事業年度終了後3箇月以内に定時社員総会を開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第16条 社員総会は、法令に特段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長及び副議長)

第17条 社員総会の議長及び副議長は、当該社員総会において社員の中から選出する。

(議決権)

第18条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第19条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当

たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数に達するまでの者を選任することとする。

(書面表決等)

第20条 やむを得ない理由のために社員総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の社員を代理人として表決を委任することができる。

2 あらかじめ通知された事項について電磁的方法をもって、社員はその表決を行うことができる。

(議事録)

第21条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事のうち2名は、前項の議事録に記名押印する。

(会員への通知)

第22条 社員総会の議決の要領及び議決した事項は、この法人の会誌に掲載し、会員に通知する。

第6章 役員

(役員の設定)

第23条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事16名以上20名以内
- (2) 監事3名以内

2 理事のうち1名を理事長、3名以内を副理事長とする。

3 第2項の理事長をもって法人法第91条第1項第1号に掲げる代表理事とし、副理事長をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第24条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事会の決議によって理事の中から選出する。

3 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることに

なってはならない。

4 この法人の監事には、この法人の理事(親族その他特殊の関係がある者を含む。)及びこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副理事長は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、可及的速やかに理事会を開催し、後任の理事長を選任する。理事会開催までの期間は、理事長が予め理事会の承認を得て定めた順位に従って副理事長が理事長の業務に関わる職務を代行する。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告書を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第28条 理事又は監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬)

第29条 理事及び監事は無報酬とする。

2 理事及び監事には、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。この場合の費用弁償の支給基準については、理事会の決議を経て定める。

第7章 理事会

(構成)

第30条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

3 理事会の議長は、理事長とする。

(権 限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行を決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長及び副理事長の選定及び解職

(招 集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決 議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、「法人法」第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 各種委員会

(委員会)

第35条 この法人に、必要に応じ各種委員会を置くことができる。

第9章 資産及び会計

(基本財産)

第36条 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良なる管理者の注意をもって管理しなければならないが、やむを得ず処分し、又担保に供する場合には社員総会の決議を得る必要がある。

(資産の管理)

第37条 この法人の資産は、理事長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決を経て定期預金とする等確実な方法により、理事長が保管する。

(事業年度)

第38条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第39条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更す

る場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第40条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第41条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第42条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第43条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散できる。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第44条 この法人が公益認定の取消の処分を受けた場

合又は合併により法人が消滅する場合には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する財産を、当該公益認定の取消の日または当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第45条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人又は公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 事務局

(事務局の設置等)

第46条 この法人の事務を処理するため事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事会の決議を経て理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び職員の処遇等運営に必要な事項は理事会の決議により別に定める。

第12章 公告の方法及び情報公開

(公告の方法)

第47条 この法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由において前項の電子公告を行えないときは、東京都において発行される読売新聞、朝日新聞及び毎日新聞に掲載する方法による。

(情報公開)

第48条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況及び財務資料等を公開するものとする。

(個人情報保護)

第49条 この法人は、業務上知りえた個人情報の保護に万全を期し、必要な事項は理事会の決議により別に定める。

第13章 補 則

(施行細則)

第50条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の承認を経て、別に定める。

(附 則)

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の理事長は、里宇明元とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公

益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第38条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

- 4 この定款の施行後最初の代議員は、第12条第1項から第5項と同等の方法で予め行われる代議員選挙において最初の代議員予定者として選出された者とする。
- 5 最初の選挙で選任された社員の任期は、第12条第5項の規定にかかわらず登記の日の翌々年の定時社員総会終結までとする。

社団法人 日本リハビリテーション医学会定款施行細則

第1章 名誉会員の推薦

- 第1条 多年にわたり本会に在籍した65歳以上の会員の中から推薦する。
第2条 外国人については第1条の原則とは別に考慮する。

第2章 医師以外の正会員の認定

- 第3条 リハビリテーション医学と関係の深い分野で博士号又は修士号を有するか、又はそれらに匹敵する研究業績のある者。
第4条 2名以上の評議員の推薦を要する。
第5条 決定は理事会において行い、評議員会に報告する。
第6条 人数は会員総数の10%を超えてはならない。

第3章 評議員選任の基準

- 第7条 リハビリテーション医学において相当な経験を有し、本医学会に貢献している70歳未満の者。
第8条 2名以上の評議員が推薦し、理事会で承認した70歳未満の者。
第9条 評議員会を正当な理由なく2回以上連続して欠席した者は、次回評議員を委嘱しない。

第4章 年会費

- 第10条 定款第7条第1項により会員の会費は次のとおりとする。
(1) 正会員 年額 12,000円
(2) 賛助会員 年額 100,000円
(11.9.20 変更認可)
第11条 既納の会費は、いかなる事由があっても返還しない。(11.9.20 変更認可)

第5章 各種委員会

- 第12条 委員は理事長が委嘱する。
第13条 委員長は委員の互選により選任され、理事長が委嘱する。
第14条 委員の任期は2年とし、再任を妨げないが連続しては3期(6年)までとする。
第15条 委員の交替は同時に3分の1を超えてはならない。

第16条 委員の重複については、特別・作業委員会を除き1人2委員会までとする。

第17条 各委員会において内規を作成する。

第6章 年次学術集会

第18条 年次学術集会は、毎年1回開催する。

第19条 学術集会の会長は、理事会の推薦による候補者について評議員会及び総会の承認を得る。

第20条 会長の任期は、当該年度の学術集会の終了の翌日から翌年の学術集会終了の日までとする。

第21条 会長は学術集会を主宰する。

第22条 前年度、当該年度及び次期の学術集会会長は、理事会に出席することができる。

第23条 医師以外で正会員でない者の年次学術集会の参加は、年会費の2分の1相当額を納入すれば、正会員と連名で共同演者として学術集会での発表・討論などに参加することができる。

附 則

1 本細則は、平成元年8月1日より施行する。

(2) 本細則の変更は、定款第47条に従う。

附 則

本細則の改正は、平成11年9月20日より施行する。

日本リハビリテーション医学会役員報酬・退職金細則

(総 則)

第1条 本細則は、定款第17条（役員報酬）に基づき必要な事項を定めるものである。

(無報酬)

第2条 役員（理事及び監事）は、当分の間、その在任中報酬を受けず、退任時において退職金は支給されない。

附 則

本細則は、平成14年11月16日より施行する。

暫定予算に関する規則

(目 的)

第1条 本規則は、定款第38条に基づき、暫定予算について定めるものである。

(執 行)

第2条 理事長は、収支予算が会計年度開始前に総会の承認を得られない場合は予定される期間について、前年度予算の範囲内で暫定予算を編成し、理事会の承認を得て執行することができる。

(報 告)

第3条 理事長は、直近の総会に前条の暫定予算について報告し了承を得なければならない。

(本予算)

第4条 暫定予算は本予算に組み入れるものとする。

附 則

本規則は、平成15年6月18日より施行し、平成15年1月25日より適用する。

常置部会・委員会に関する規則

(目的)

第1条 本規則は、定款第13条第1項に基づき、定款第3条の目的を達成するために各種の部会・委員会について定めるものである。組織構成図は別に定める。

(部会の役割と運営)

第2条 部会の役割及び運営は以下のとおりとする。

- (1) 部会は各委員会の意見を有機的に結びつけ、分担する領域全体についての方針を検討するとともに、それぞれの役割分担を明確にする。
- (2) 部会はそれぞれ原則として年2回(前年度総括&新年度方針)開催する。
- (3) 部会の召集は担当常任理事が行う。
- (4) 部会の構成は、担当常任理事のほか管轄する各委員会の担当理事および委員長とする。
- (5) 部会の議長は担当常任理事が行う。
- (6) 各種の部会で審議した内容は、担当常任理事が理事会に報告し承認を得る。
- (7) 常置委員会の活動だけでは課題遂行が困難と判断した場合には、常任理事はプロジェクト委員会の設置を理事会に提案することができる。

(委員会の運営)

第3条 委員会の運営は以下のとおりとする。

- (1) 必要に応じて担当理事または委員長が召集する。
- (2) 構成委員数は5～8名(委員長を含む)を基準とし、10名を超えてはならない。
- (3) 担当理事は原則として1名とする。
- (4) 課題遂行の上で必要と判断した場合には、担当理事の承認を得て、委員数を臨時に拡大(期間および課題を限定)することができる。
- (5) 年度途中に、当該委員会だけでは課題遂行が困難と判断した場合には、委員長または担当理事はプロジェクト委員会の設置を理事会に提案することができる。
- (6) 各種委員会には、理事会の議を経て若干名のアドバイザーを置くことができる。

(プロジェクト委員会の設置と運営)

第4条 プロジェクト委員会の設置については、当該委員会の担当理事及び委員長のほか、各理事の案に基づいて行われる。

- 2 いずれの場合も、提案者の責任において「目的と必要期限」を明確にしたうえで常任理事会に申請、理事会で決定する。ただし、緊急に活動を開始する必要があるときは常任理事が仮承認をし、理事会で決定する。

- 3 想定した期間内に目的が達成できないと判断した場合など、同プロジェクト委員会を継続する必要がある時には、それぞれの責任において、継続理由と新たな期限を明確にして常任理事会に申請、理事会で決定する。
- 4 常任理事会は、これらのプロジェクト委員会設置の提案について、理事会の議題調整の範囲で一時的に保留することはできるが、必ず理事会に提案、決議しなければならない。
- 5 期間内であっても目的の達成あるいは作業の必要性が消滅した時には、当該委員会または理事会の責任において速やかにプロジェクト委員会を解散する。
- 6 プロジェクト委員会の運営は定款施行細則に従う。
(特別・作業委員会として適用する。)

附 則

本規則は、平成10年9月26日より施行する。
平成18年9月30日より施行する。

各種委員会の業務分担に関する内規

(目的)

第1条 本内規は、定款施行細則の第5章に基づき、各種委員会の業務分担について定めるものである。

(学術部)

第2条 各委員会において以下の業務を行うものとする。

(1) 編集委員会

学会誌の編集企画、投稿論文等の審査・発行管理に関する業務を行う。

(2) 評価・用語委員会

リハビリテーション医学の評価体系の検討・基準化をはかるとともに、リハビリテーション医学の研究・臨床活動に必要な学術用語を選定、会員および関連諸学会員に周知する。

(3) 教育委員会

卒前・卒後のリハビリテーション医学教育（生涯教育研修会等の企画・運営を含む）に関する業務を行う。

(4) 認定委員会

専門医・認定臨床医認定制度の運用に関する業務（専門医・認定臨床医の資格認定／研修施設認定等）を行う。

(5) 試験問題委員会

認定臨床医認定基準に定める試験方法を検討する。

(社会保障部)

第3条 各委員会において以下の業務を行うものとする。

(1) 社会保険等委員会

主に社会保険対象業務の運用に関する諸問題について、リハビリテーション医学の立場から検討・建議・答申する。

(2) 障害保健福祉委員会

わが国における障害児者の保健・医療・福祉行政施策に関する諸問題について、リハビリテーション医学の立場から検討・建議、答申する。

(3) 関連機器委員会

リハビリテーションに関する福祉用具（補装具、各種自助具、物理療法機器、訓練機器、福祉機器等）の開発、基準化、適用・使用のマニュアル化などについて、リハビリテーション医学の立場から検討しその適切な普及に努める。

(4) 関連専門職委員会

リハビリテーションに関連する保健・医療・福祉・その他の分野に属する専門職の諸問題について検討しその連携をはかる。

(総務部)

第4条 各委員会において以下の業務を行うものとする。

- (1) 会則検討委員会
本医学会の諸会則の検討と医師以外の入会審査に関する業務を行う。
- (2) 広報委員会
リハビリテーションに関連する情報の収集および広報活動を行う。
- (3) 国際委員会
リハビリテーション医学・医療の国際交流や国際会議の開催・後援などを通じ国際活動を推進する。
- (4) 選挙管理委員会
評議員選挙管理委員会、役員選挙管理委員会、専門医会幹事選挙管理委員会はそれぞれの選挙管理の業務を行う。

(特別委員会)

第5条 各委員会において以下の業務を行うものとする。

- (1) 診療ガイドラインコア委員会
リハビリテーション医学・医療に関する診療ガイドラインを策定、公表、普及するための実務を行う。
- (2) システム委員会
- (3) その他、当面の課題遂行のための委員会を期間を限定して設置する。

(倫理委員会)

第6条 倫理委員会は以下の業務を行うものとする。

本医学会が行う事業並びに診療・研究に係わる倫理的問題について審議する。

附 則

本内規は、平成2年12月8日より施行する。

平成6年7月28日より施行する。

平成22年5月19日より施行する。

地方会組織に関する規則

(趣旨)

第1条 本規則は、定款第4条(6)に基づき、本医学会の下に地方会組織を設置し、その運営について定めるものである。

(目的)

第2条 地方会組織は、地域におけるリハビリテーション医学の普及と発展本医学会会員(以下「会員」という)相互の学術等の交流を図ることを目的とする。

(構成員)

第3条 地方会組織は、会員をもって構成するものとする。

2 会員は、原則として勤務地の所在する県の地方会組織に所属するものとする。

(地方会の区分及び名称)

第4条 地方会組織は次の8地方に区分し、名称は各地方会組織に「日本リハビリテーション医学会」名を冠するものとする。

(1) 北海道地方会(北海道)

(2) 東北地方会(青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県)

(3) 関東地方会(新潟県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、東京都、埼玉県、神奈川県、山梨県)

(4) 北陸地方会(富山県、石川県、福井県)

(5) 中部・東海地方会(静岡県、長野県、愛知県、岐阜県、三重県)

(6) 近畿地方会(滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県)

(7) 中国・四国地方会(鳥取県、岡山県、島根県、広島県、山口県、徳島県、香川県、高知県、愛媛県)

(8) 九州地方会(福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、宮崎県、熊本県、鹿児島県、沖縄県)

(事業)

第5条 地方会組織は、次に掲げる事業を行う。

(1) 会員相互の学術交流

(2) 生涯教育研修会の計画・実施

(3) リハ啓蒙活動の実施

(4) その他地方会組織の目的を達成するための事業

2 本医学会は、地方会組織が前項の事業を実施するに当たり、連携を密にし、協力しなければならない。

(役員)

第6条 地方会組織の運営のため幹事を置く。

- (1) 幹事の定数は、地方会が別に定める。
- (2) 幹事は、総会で選出する。
- (3) 幹事の任期は2年とし、再任を妨げない。
- (4) 幹事は、互選で代表幹事を定める。
- (5) 代表幹事は、地方会運営の責任を負う。
- (6) 代表幹事の任期は、連続して3期までとする。

2 地方会組織に監事2名を置く。

- (1) 監事は、総会で選出する。
- (2) 監事は、地方会の業務執行及び財産の状況を監査する。
- (3) 監事の任期は2年とし、再任を妨げない。

(幹事会)

第7条 幹事会は幹事で構成し、年1回以上開催するものとする。

- 2 議事は、出席者の過半数をもって議決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 幹事会の運営要領は、地方会組織が定める。

(総会)

第8条 総会は、年1回以上開催するものとする。

- 2 総会の議案、定足数等の運営要領は、地方会組織が定める。

(会計)

第9条 地方会組織は、本医学会からの補助金の執行につき、事業内容と会計報告を本医学会に行う。

- 2 会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(報告)

第10条 本医学会は、地方会組織の役員、事業の計画・執行状況等について報告を求めることができる。

(地方会事務局)

第11条 地方会組織に地方会事務局を置く。

附 則

本規則は、平成15年6月18日より施行する。

地方会連絡協議会の運営に関する内規

(趣 旨)

第1条 本内規は、地方会組織に関する規則第1条に基づき、地方会連絡協議会(以下、本会という)を設置し、その運営について定めるものである。

(目 的)

第2条 地方会相互の連携を密にしてその活性化を図る。

- 2 地方会それぞれの特色を生かしつつ、各地方会組織間の調整を行う。
- 3 地方会が主催する学術集会等の活動に関して、本医学会員への均等なサービス機会を保障する。
- 4 地方会に関する問題点などを整理して理事会に具申する。

(事 業)

第3条 本会は、次の事業を行う。

- (1) 地方会が行う事業の推進と連携
- (2) 各地方会の相互評価とそれに基づく調整
- (3) 本医学会員の組織化及び会員状況に関する情報の収集
- (4) 本医学会員の研修・研究活動の支援
- (5) その他、地方会に関わる事項

(構 成)

第4条 本会は、地方会代表幹事又は各地方会が推薦するもので構成する。

- 2 事業に必要な事項を諮問する小委員会を設置することができる。
- 3 本会の議長は構成員の互選とする。

(小委員会の構成)

第5条 各地方会が推薦する委員によって構成する。

- 2 小委員会の委員長は委員の互選とする。

(協議会の開催)

第6条 定例協議会を年2回開催する。

- 2 その他、理事会又は地方会からの要請により臨時協議会を開催する

附 則

本内規は平成17年7月16日より施行する。

専門医会に関する規則

(趣旨)

第1条 本規則は、定款第4条(3)に基づき、日本リハビリテーション医学会専門医会(以下、専門医会という)を組織し、その運営について定めるものである。

(目的)

第2条 専門医会は、リハビリテーション科専門医(以下、専門医という)の資質向上を図り、関係する研究・研修活動に積極的に取り組み、リハビリテーション医学・医療の発展と普及に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 専門医会は、次の事業を行う。

- (1) 専門医学術集会の開催
- (2) 専門医の生涯教育
- (3) 研究・研修活動
- (4) 専門医会に関する広報
- (5) その他、専門医に係わる事項

(専門医会の会員)

第4条 専門医会の会員の資格は、次のとおりとする。

- (1) 本医学会の会員のうち、専門医の資格を有するものに限る。
- (2) 専門医の資格取得と同時に専門医会の会員となる。
- (3) 専門医の資格を失った時は、専門医会の会員としての資格も喪失する。

(組織)

第5条 専門医会は、次の役職を置く。

- (1) 幹事長 1名
- (2) 副幹事長 2名
- (3) 幹事 10名以内(但し、幹事長・副幹事長を含む)
- (5) 特別委員 若干名

(幹事及び特別委員の選任)

第6条 幹事は、専門医会総会において専門医会の会員の中より幹事候補者を選出し、理事会の議を経て理事長が委嘱する。

- 2 幹事候補者選出の方法は別に定める。
- 3 幹事は、リハビリテーション医学会理事、監事を兼任できない。
- 4 特別委員は、専門医会幹事会が認めた場合、理事会の議を経て理事長が委嘱する。
- 5 幹事は互選で幹事長及び副幹事長を定める。但し、特別委員は、幹事長・

副幹事長の互選には加えない。

(幹事の職務)

第7条 幹事長は、専門医会の業務を総理し、専門医会を代表する。

- 2 幹事長に事故ある時、幹事長があらかじめ指名した順序により、副幹事長がその職務を代行する。
- 3 幹事は、幹事会を組織して、本規則に基づき、専門医会総会で議決した方針に沿って必要な事業を執行する。

(幹事の任期)

第8条 幹事の任期は、次のとおりとする。

- (1) 任期は2年とし、再任は妨げない。
- (2) 連続して3期までとする。

(特別委員の任期)

第9条 特別委員の任期は1年で、再任は妨げない。

(幹事会)

第10条 幹事会は、年2回以上開催し、幹事現在数の3分の2以上の出席をもって成立する。

- 2 議事は幹事の過半数をもって決する。
- 3 特別委員は幹事会の議決に加わることはできない。
- 4 議事および専門医会総会の決定事項は理事会に報告する。
- 5 プロジェクトグループを置くことができる。

(専門医会総会)

第11条 定例総会は、毎年1回、幹事長が招集する。

- 2 臨時総会は、幹事会が必要と認めたとき、幹事長が招集する。
- 3 総会は、会員現在数の5分の1以上で成立し、議事は出席者の過半数をもって決する。但し、やむをえず欠席する場合は、委任状をもって出席とみなすことができる。

附則

本規則は、平成22年3月13日より施行する。

倫 理 綱 領

(18, 7, 22 理事会承認)

日本リハビリテーション医学会は、病や障害のある人々に対してリハビリテーションに係わる適切な医療を提供するために高い専門性を迫及する医師の集団である。私たちは患者の生命を守ることにとどまらず、彼らの最適な生活機能の獲得を目指して日々の診療に取り組んでいる。本医学会はその責任の重大性に鑑み、会員として守るべき倫理規範をここに定める。

第1条 基本姿勢

私たちは、患者の利益を最優先するとともに、患者の権利を擁護し、その人格を尊重する。また、生涯にわたり専門および関連領域の学習を行い自己研鑽に努める。

第2条 診療における基本態度

私たちは、患者の医学的病態、障害状況、生活環境などを正しく把握し、その全人的理解に努める。また治療にあたっては、科学的根拠に基づき機能予後を勘案するとともに、広い社会的視野をもって目標を設定し、患者中心の適切な医療実践に努める。

第3条 患者・家族との協力

私たちは、リハビリテーションが患者とその家族との協力なしには成り立たないことを重視し、必要な情報を適切な方法で十分に伝え、その理解と協力に基づいて治療計画を策定・実施する。

第4条 社会参加の促進

私たちは、障害を有する患者のQOLを高めるため、効果的・効率的な医療を提供するだけでなく、適切な社会資源の活用により社会参加が果たせるように努める。

第5条 チームアプローチの実践

私たちは、リハビリテーション医療の提供にあたり、多くの関連職が共通の目標に向かって協力するチームアプローチを実践するとともに、それをリードする立場からチームとチームを構成する関連専門職の育成に努める。

第6条 教育および研究活動

私たちは、リハビリテーション医学の発展を目指して後進の育成に努めるとともに、国内外の研究者と連携して学術研究を行う。臨床研究にあたってはヘルシンキ宣言の基本原則を遵守する。

第7条 社会貢献と国際活動

私たちは、社会に対してリハビリテーションの啓発と普及に努めるとともに、行政機関をはじめとする関係機関との連携をとおして、地域を基盤としたリハビリテーションの充実に貢献する。また、世界のリハビリテーション事情に関心をもち、国際社会における関係者と協力してリハビリテーションを必要としている人々や国を支援し、その発展に寄与する。

第8条 情報開示とプライバシー保護

私たちは、患者の求めに応じて当該患者の診療情報を開示する。また、治療に必要な情報を関係するチームメンバーに適切に提供する一方で、第三者に対しては、守秘義務に基づいて患者および家族のプライバシーを厳重に保護する。

倫理委員会に関する内規

(目的)

第1条 本内規は、定款第3条および第4条、定款施行細則第17条に基づき、リハビリテーションの診療・研究に関わる倫理的問題を審議する倫理委員会の運営について定めるものである。

(役割)

第2条 本委員会が扱う倫理問題の範囲と役割は以下のとおりとする。

- (1) 本医学会が行う事業と運営方法、制定する規則の倫理的問題の審議
- (2) マスコミ等社会から要請のあった倫理的問題の審議
- (3) 定款第10条（会員の除名）に関して倫理的問題が生じたときの審議
- (4) 会員の研究、診療に関して倫理的疑義が提起されたときの審議
- (5) 本医学会が行う委員会活動（調査研究など）で生じる倫理的側面の支援
- (6) 学会誌投稿規程の倫理的側面に関する支援
- (7) その他、理事長から諮問のあった事項の審議

(委員の構成)

第3条 本委員会は庶務担当常任理事、その他の理事1名、評議員2名及び医師以外の会員又は有識者の計5名をもって組織する。

- 2 委員は、理事会の議を経て理事長が委嘱する。
- 3 常任理事を除く委員の任期は2年とし再任を妨げないが、連続しては3期までとする。
- 4 本委員会は、必要に応じて特別委員を加えその意見を聞くことができる。
- 5 特別委員は委員長が招聘する。

(委員長・副委員長)

第4条 委員長は庶務担当常任理事をもって充てる。

- 2 副委員長は、委員である理事又は評議員から委員長が指名する。
- 3 副委員長は委員長の職務を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

(小委員会)

第5条 委員長は必要に応じ、若干名からなる小委員会を設置することができる。

- 2 小委員会委員長は、本委員会委員の理事が務める。
- 3 小委員会委員長は、必要に応じて臨時委員を招聘し意見を聞くことができる。
- 4 小委員会の議事及び調査結果等は、小委員会委員長が委員長に報告する。

(会 議)

- 第6条 本委員会は、理事長から諮問のあったとき開催する。
- 2 本委員会は委員長が召集し、委員長はその議長となる。
 - 3 本委員会は、4名以上の委員が出席しなければ議事を開き議決することはできない。
 - 4 本委員会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数の時は委員長が決する。
 - 5 審議の結果は委員長が理事長に報告する。

(その他)

- 第7条 本委員会は、理事長の直属の委員会として位置付ける。

附 則

本内規は、平成17年6月16日より施行する。

研究倫理審査会に関する内規

(目的)

第1条 本内規は、定款第3条および第4条、定款施行細則第17条及び臨床研究に関する倫理指針に基づき、本医学会が行う研究に関わる問題を審査する研究倫理審査会について定めるものである。

(審査対象)

第2条 本審査会は、前条に規定する倫理指針に関わる研究を実施する場合を対象として、科学的合理性及び倫理的妥当性の両面を審査する。

2 本医学会で前項の研究を実施しようとする研究者は、本内規に基づき、理事長に申請しなければならない。

(審査会の組織)

第3条 審査会は、理事長の諮問機関として次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 担当常任理事 1名
- (2) 本医学会会員 3名
- (3) 医学・医療の専門家等自然科学の有識者 1名
- (4) 法律学の専門家人文・社会科学の有識者 1名
- (5) 一般の立場を代表する者 1名

(審査会の運営)

第4条 審査会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、会務を統括する。
- 4 副委員長は、委員長の職務を補佐する。
- 5 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。

(議 事)

第5条 審査会は、委員長が必要に応じて開催する。

- 2 審査会は、委員の過半数の出席がなければ、合意又は議決することができない。
- 3 委員長が必要と認めたときは、案件ごとに委員以外の出席を求め、その意見を聞くことができる。
- 4 審査会の合意及び議決に当たっては、委員及び事務局員以外の者は退場しなければならない。
- 5 審査の判定は、出席委員の合意を原則とする。ただし、委員長が必要と認める場合は、議決をもって判定することができる。議決は過半数で決し、可否同数の時は委員長が決定する。
- 6 判定は、次に掲げる表示による。

- (1) 非該当
 - (2) 承認
 - (3) 条件付承認
 - (4) 変更の勧告（要再申請）
 - (5) 不承認
- 7 委員長は、申請された研究計画書等に基づき、迅速に審査を行い判定について、速やかに理事長に報告しなければならない。
- 8 審査経過及び判定は記録として保存し、公開できるようにする。

（申請手続、判定の通知及び研究成果の報告）

- 第6条 審査を申請しようとする研究者は、別に定める申請書に必要な事項を記入し、必要な資料を添えて、理事長に提出しなければならない。
- 2 申請をした研究者等又はその申請の内容を熟知する者は、委員長の求めがあった場合には、審査会に出席し、研究計画等を説明しなければならない。
- 3 理事長は審査会の意見を尊重し、当該申請のあった研究計画等の可否を裁定し、その判定結果を文書により申請者に通知しなければならない。
- 4 前項の通知をするに当たって、審査の判定が、前条第6項の(3)(4)(5)に該当する場合には、その条件若しくは変更又は不承認の理由等を記載しなければならない。
- 5 前第3項の通知に対して、申請者は書面をもって理事長に不服申し立てができる。理事長は、提出された不服申し立てについて、審査会に意見を求めなければならない。
- 6 申請者は、承認された研究計画等による研究成果を公表した場合には、理事長に報告しなければならない。

（委員の守秘義務）

- 第7条 審査会の委員は、審査等を行う上で知り得た個人及び研究計画書に関する情報を法令に基づく場合など正当な理由なしに漏らしてはならない。委員を退いた後も同様とする。

（雑 則）

- 第8条本内規に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、委員長が諮ったうえ、理事長の裁定を得て別に定める。

附 則

- 本内規は、平成22年3月13日より施行する。

評議員選挙に関する規則

(目的)

第1条 本規則は、定款第18条に基づき、評議員の選出について定めるものである。

(選出方法)

第2条 評議員の選出は、本医学会正会員（以下、正会員という）の中より選挙によって行う。

(選出区域)

第3条 選挙は、全国を次の区域に分けて行う。

- (1) 北海道地区
- (2) 東北地区：青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県
- (3) 関東地区：新潟県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、東京都、埼玉県、神奈川県、山梨県
- (4) 北陸地区：富山県、石川県、福井県
- (5) 中部東海地区：静岡県、長野県、愛知県、岐阜県、三重県
- (6) 近畿地区：滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県
- (7) 中国・四国地区：鳥取県、岡山県、島根県、広島県、山口県、徳島県、香川県、高知県、愛媛県
- (8) 九州地区：福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、宮崎県、熊本県、鹿児島県、沖縄県

(選挙権及び被選挙権)

第4条 選挙権は、選挙の行われる年の前年の9月1日現在の正会員に限りこれを有する。

- 2 被選挙人となるためには、選挙権を有する前第1項の正会員で、会員歴10年以上を有し、当該年度において70歳未満であることが条件であり、加えて評議員2名による推薦を要する。
- 3 選挙人および被選挙人の所属地区別は、選挙の行われる年の前年の9月1日現在の正会員台帳に記載された学会誌送付先とする。

(評議員定数)

第5条 評議員定数は、定款第4章第18条の規定により150名以上200名以内とし、これを各地区の正会員数に按分比例して割当てる。その算定は、第6条に定める選挙管理委員会において行い、同委員会の割当てた各地区の評議員数の合計数をもって評議員定数とする。

(選挙管理委員会)

第6条 この規則による選挙の管理執行に関する事務は、選挙管理委員会（以下、委員会という）が行う。

- 2 委員会委員（以下、委員という）は、理事長が理事会の議を経て、正会員の中から地区毎に2名（合計16名）ずつ委嘱する。
- 3 委員は委員会を組織し、委員長は委員の中から互選する。
- 4 委員の任期は2年とする。但し再任を妨げない。
- 5 委員会の運営に関して、必要な事項は別に定める。

（選挙の公示および選挙人名簿）

第7条 選挙に関する公示は、選挙の行われる年の前年の10月31日までに
行なければならない。

- 2 委員会は、選挙の行われる年の前年の9月1日現在における有権者名簿を10月31日までに全会員に送付する。
- 3 選挙人は、有権者名簿に脱漏、誤記があると認めるときは、選挙の行われる年の前年の11月15日までに、委員会に異議の申し立てをすることができる。
- 4 委員会が異議の申し立てを認めるときは、有権者名簿の訂正を行い、これを会員に公示しなければならない。

（立候補の届け出および辞退）

第8条 立候補しようとする者は、選挙の行われる年の前年の11月30日までに、所信表明書などを添えた文書により委員長に届け出なければならない。

- 2 候補者であることを辞退する場合は、選挙の行われる前年の12月15日までに到着するように、候補者本人の自署による立候補辞退届を委員長に提出しなければならない。

（公示）

第9条 委員会は、地区毎に候補者の名簿および所信表明書などをまとめ、選挙の行われる年の2月1日までに、会員に公示しなければならない。

（選挙期日）

第10条 選挙期日は、3月1日とする。

（投票）

第11条 選挙人は、所属する地区に定められた投票数に従って候補者を選び、その氏名を予め委員会が定めた投票用紙に自ら記載して、これを委員会宛に投票期日までに到着するよう郵送しなければならない。

- 2 投票は、無記名投票とする。

（開票）

第12条 委員会は、選挙の公正性を確保するため選挙期日までに、正会員の中より開票立会人若干名を指名する。

- 2 開票は、委員会が開票立会人のもと、選挙終了後直ちに行わなければならない。

(投票の効力)

第13条 投票の効力は、委員会が開票立会人の意見を聞きこれを決定しなければならない。

- 2 前項の規定に関わらず、次の投票は各号に記載されたように処理する。

- (1) 第11条第1項に違反することが明らかなものは、その投票用紙記載事項のすべてを無効とする。

- (2) 投票用紙の記載が不明確なものは無効とする。但し、明らかに特定の候補を指すことが認定された場合は有効とする。

(当選人の決定)

第14条 当選の決定にあたっては、第3条及び第5条に定める地区毎の定数に応じ、有効投票数の多いものから順次当選人とし、次点は3人までを補欠人とする。

- 2 投票が同数の場合は、委員会において開票立会人のもとで委員長が抽選を行い、当選人を定める。

- 3 候補者数が評議員定数を超えない地区においては、投票を行うことなく候補者を当選人とする。但し、欠員は補充しない。

- 4 当選人が決定した時には、委員会は当選人に当選の旨を通知し、速やかに会員に選挙結果を知らせなければならない。

(異議の申し立て)

第15条 選挙の効力に関して異議のある選挙人又は候補者は、選挙結果発表日より14日以内に、文書で委員会に対して異議を申し立てることができる。

(再選挙)

第16条 選挙に関する不正行為の有無は、委員会において審議・決定し、理事長が報告する。

- 2 選挙の無効が決定された地区では、それぞれの当該地区において再選挙を行う。

(当選人の繰り上げ補充)

第17条 選挙日より50日以内に当選人が辞退または会員の資格を喪失した時は、その地区の補欠人を順次繰り上げて当選人とする。但し、3人を超えた場合の欠員は補充しない。

- 2 委員会により当選の無効が決定された場合には、補欠人3人までを繰り上げて当選人とする。

(補欠選挙)

第18条 定款第18条第3号の規定に違反することとなった場合、又は評議

員数の減少等により理事会が特に必要と認めた場合には、補欠選挙を実施しなければならない。

2 前号補欠選挙は本選挙に準ずることとする。

(規則の改廃等)

第19条 本規則の改廃は、評議員会の議を経て総会において承認する。

2 本規則を実施するために必要な事項は、別に定める。

附 則

本規則は、平成19年6月6日より施行する。

平成21年6月4日より施行する。

Ⅱ－２

評議員選挙に関する内規

(目的)

第1条 本内規は、評議員選挙に関する規則（以下、規則という）に基づき、評議員選挙について定めるものである。

(選挙管理委員会)

第2条 規則第6条第5項に基づき、選挙管理委員会（以下、委員会という）の運営に関して必要な事項を次のように定める。

- (1) 本学会の役員および学術集会長並びに評議員候補者は、委員会委員（以下、委員という）に就任することができない。
- (2) 委員が正会員の資格を失った時は、理事長はその委員を罷免する。
- (3) 委員に欠員等が生じた場合は、業務に支障を及ぼすことのないように、理事長は予め委員と同数の予備委員を委嘱するものとする。
- (4) 予備委員は、前第1号、第2号の委員に関する規定を準用する。
- (5) 委員長は、委員を代表し事務を総理する。ただし、委員長に事故ある時は、委員長が予め職務を代行する委員を指名している場合を除き、互選により委員長代行委員を決定する。
- (6) 委員会は、委員現在数3分の2以上の者が出席しなければ、議事を開き議決することができない。
- (7) 全ての議決は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は委員長の決すところによる。

(立候補届け)

第3条 規則第8条第1項本文中の「文書」には、次の要件が具備されていることを要する。

- (1) 立候補の意志と評議員としての所信表明が明示されていること。
- (2) 立候補を支持する2名の推薦人（評議員）の署名があること。
- (3) その他、所信表明書にある履歴や学会活動に関する事項など、本選挙に関する規定上の要件が具備されていること。

(投票)

第4条 規則第11条に規定する投票に関して必要な事項を次のとおり定める。

- (1) 委員会は、選挙に関する規定により、事前に投票要領（様式を含む）などに具体的な手続きを定め、規則第4条第3項に定められた正会員の宛先に通知（投票依頼）する。
- (2) 投票は、地区毎の評議員定数に基づき、定数20以下では3名、21～40では4名、41～60では5名の連記式とする。
- (3) 投票用紙の送付先は、本医学会事務局とする。
- (4) 送付された投票用紙は、委員長の指示に基づき、事務局において専用の

保管庫にて厳重に保管する。

(開票立会人)

第5条 規則12条第1項中「若干名」とあるのは、少なくとも3名以上とし、指名に当たっては、公正性が保てるよう特に配慮がなされなければならない。

(選挙事務)

第6条 選挙に関する事務（規則第6条第1項の事務を除く）は、本医学会事務局において行う。

(内規の改廃)

第7条 本内規の改廃は、評議員会の議を経て総会において承認する。

附 則

本内規は、平成19年6月6日より施行する。

Ⅱ－３

役員候補者の選出に関する内規

(目的)

第1条 本内規は、定款第12条に基づき、役員候補者の選出について定めるものである。

(候補者)

第2条 理事及び監事の候補者は、評議員の推薦を得た者のうちから評議員会において出席評議員の投票によってこれを選出する。但し、評議員会においては委任状による投票は認めない。

(信任投票)

第3条 候補者が定員を越えない場合は信任投票を行う。

(推薦)

第4条 推薦は、文書で評議員会開催の1ヶ月前まで受け付けるものとする。

2 推薦書には被推薦者(候補者)の承諾書、立候補所信表明書を添付するものとする。

(配布物)

第5条 評議員会において推薦を受けた者の名簿と立候補所信表明書を配布する。

(立会人)

第6条 評議員会の議長は、開票立会人を出席評議員の中から指名し、投票を行う。

(投票)

第7条 投票は、理事8名以内の連記、監事1名の記名とし、有効投票数の多い者から順次候補者と定める。投票同数の時は抽選による。

(無効票)

第8条 次の投票はこれを無効とする。

- (1) 定められた用紙を用いなかったもの
- (2) 所定事項以外のことを記載したもの
- (3) 同一氏名を重複記載したもの
- (4) 氏名誤字のため同姓の候補者のいずれかの判定のつかないもの
- (5) 氏名判読が不可能なもの
- (6) 投票用紙を切り離したもの

附 則

本内規は、平成3年5月11日より施行する。

Ⅱ－４

役員候補者の選出方法に関する申し合わせ

- 1 本申し合わせは、役員候補者の選出に関する内規に基づき、その選出方法について定めるものである。
- 2 選挙の3ヶ月前までには選挙管理委員会を設置し、その管理下で候補者選出の業務を行う。
- 3 選挙管理委員会は5名で構成し、評議員の中から理事長が任命する。但し、選挙管理委員は役員候補にはなれない。
- 4 役員候補者の選出は理事と監事に分けて行い、理事と監事の両方の候補者にはなれない。
- 5 選挙の2ヶ月前迄に、理事長は全評議員に対し、役員選出について通知する。通知文は別に定める。
- 6 候補者の推薦にあたっては、評議員1名の推薦とその理由、被推薦人（候補者）の承諾及び立候補所信表明書を必要とする。これらを所定の用紙（推薦書・承諾書・立候補所信表明書）に記載し、各自署名捺印のうえ理事長宛提出する。所定の用紙は別に定める。
- 7 選挙当日の実施要領については、役員候補者の選出に関する取り決めによる。
- 8 評議員会の議長は、投票開始に先立ち、開票立会人3名を指名する。

附 則

本申し合わせは、平成22年1月23日より施行する。

社団法人 日本リハビリテーション医学会
評議員推薦書

(平成 年度)

推薦書作成 平成 年 月 日
受 付 平成 年 月 日

被推薦者 (自署)

氏 名 _____ 印 _____

生年月日 昭和 年 月 日 (満 歳) _____

所 属 _____ (役職: _____)

推 薦 人 (自署)

評 議 員 _____ 印 _____

評 議 員 _____ 印 _____

推 薦 理 由

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

注：推薦にあたっては、地域、分野、業績、職歴、出身大学、学会への貢度等を記載した書類を添付する。

日本リハビリテーション医学会理事候補者推薦書

社団法人
日本リハビリテーション医学会

理事長 殿

理事候補者氏名 _____

社団法人日本リハビリテーション医学会理事候補者として上記のものを以下の理由により推薦致します。

候補者推薦理由

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

平成 年 月 日

氏名（自署） _____ 印

日本リハビリテーション医学会理事候補者承諾書

私は社団法人日本リハビリテーション医学会の理事候補者になることを承諾いたします。

平成 年 月 日

所 属 _____

氏名（自署） _____ 印

（注）理事及び監事の両方の候補者にはなれません。

日本リハビリテーション医学会監事候補者推薦書

社団法人
日本リハビリテーション医学会

理事長 殿

監事候補者氏名 _____

社団法人日本リハビリテーション医学会監事候補者として上記のものを以下の理由により推薦致します。

候補者推薦理由

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

平成 年 月 日

氏名（自署） _____ 印

日本リハビリテーション医学会監事候補者承諾書

私は社団法人日本リハビリテーション医学会の監事候補者になることを承諾いたします。

平成 年 月 日

所 属 _____

氏名（自署） _____ 印

（注）理事及び監事の両方の候補者にはなれません。

役員選挙管理委員会に関する申し合わせ

- 1 本申し合わせは、役員候補者選出方法に関する申し合わせ2に基づき、役員選挙管理委員会について定めるものである。
- 2 選挙管理委員会は、役員候補者選出の管理、選挙執行に関する事務を行う。
- 3 委員の任期は2年とする。但し再任は妨げない。
- 4 委員長は委員の中から互選する。
- 5 委員長は選挙管理委員会を代表し、その事務を総理する。但し、委員長に事故あるときは、委員長が指名する委員が職務を代行する。
- 6 委員会は委員長の求めによって開催するが、定足数は委員長を含めて委員現在数の過半数とする。
- 7 委員会の議長は委員長とする。但し委員長が不在の場合は委員長が指名した委員とする。
- 8 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 9 役員候補者に関する庶務は、日本リハビリテーション医学会事務局において行う。

附 則

本申し合わせは、平成 4年1月8日より実施する。
平成22年1月23日より実施する

理事会の人事に関する内規

(目的)

第1条 本内規は、定款第12条、13条、定款施行細則19条に基づき、理事会の人事について定めるものである。

(理事長の選出)

第2条 理事長の互選は、理事の選挙がなされた総会の終了後、速やかに理事会を開催してこれを行うものとする。これに関しては事務局長が議長となる。

- 2 理事から推薦があった者を候補者とする。候補者が複数の時は次の手続きで選挙を行う。候補者が単数の場合は信任投票を行う。
- 3 選挙を行う場合は以下の手続きによる。
 - (1) 出席の理事全員による単記無記名投票を行う。
 - (2) 開票は事務局長及び事務局員が行い、監事が立会人となる。開票の結果は事務局長が理事会に報告する。
 - (3) 第1回投票で出席理事総数の3分の2以上の得票のあった者を当選とする。それに該当する者がいない時は、上位2名について決選投票を行い、過半数をもって決する。同数の場合は監事の立ち会いによる抽選によって決する。
- 4 信任投票を行う場合は前項3(1)及び(2)の手続きに準ずる。過半数の得票をもって信任とする。

(常任理事の選出)

第3条 常任理事の互選は、理事長の互選に引き続いて行う。これに関しては理事長が議長となる。

- 2 理事(理事長を含む)から推薦のあった者を常任理事の候補者とする。候補者が常任理事の定員(3名)を超える時は、次の手続きで選挙を行う。候補者が定員以内の場合は信任投票を行う。
- 3 選挙を行う場合は以下の手続きによる。
 - (1) 出席の理事(理事長を含む)全員による3名連記の投票を行う。
 - (2) 開票は事務局長及び事務局員が行い、監事が立会人となる。開票の結果は事務局長が議長に報告し、議長から理事会に報告する。
 - (3) 得票数の多い者3人を当選とする。同数の者があって定め難い時は監事の立ち会いによる抽選によって決定する。
- 4 信任投票を行う場合は以下の手続きによる。

- (1) 出席の理事（理事長を含む）全員により、候補者個々につき賛否の投票を行う。
- (2) 開票手続きは前項3（2）の手続きに準ずる。

（常任理事会）

第4条 常任理事は理事長を補佐し、日常の会務を処理するため、日常的に会務を分掌すると共に、必要に応じて常任理事会を開いて協議する。常任理事会は理事長と常任理事とで組織し、理事長が召集し、その議長となる。

（学術集会会長候補の選出）

第5条 学術集会会長は、学術集会時の理事会において3年先の次々々の会長として理事会が推薦する者を選出し、評議員会及び総会に推薦するものとする。

- 2 理事から推薦があった者を候補者とする。候補者が複数の時は次の手続きで選挙を行う。候補者が単数の場合はその候補者をもって理事会が推薦する者とする。
- 3 選挙を行う場合は以下の手続きによる。
 - (1) 出席の理事（理事長、常任理事を含む）全員による単記無記名投票を行う。
 - (2) 開票は事務局長及び事務局員が行い、監事が立会人となる。開票結果は事務局長が議長に報告し、議長から理事会に報告する。
 - (3) 当選者の決定方法は理事長の選出第2条第3項（3）の手続きに準ずる。

（幹事の選出）

第6条 学会事務局の日常の業務及び学術集会関連業務の円滑な運営をはかるため、若干名の幹事をおく。

- 2 幹事は理事会の議を経て理事長が任命する。
- 3 幹事の任期は1年とし、学術集会関連業務に携わる者4名（各々前年度、当該年度、次年度及び次々年度の学術集会を担当）その他必要に応じ若干名とする。
- 4 幹事は理事会に出席し議長の指名又は許可を得て発言することができる。但し、学術集会関連業務に携わる幹事は、必要あるときに限り理事会に出席することができるものとする。

附 則

本内規は、平成2年12月8日より施行する。
平成6年7月28日より施行する。

専門医会幹事選挙に関する内規

(目的)

第1条 本内規は、専門医会に関する規則第6条第2項に基づき、幹事の選出について定めるものである。

(選挙管理委員会)

第2条 本内規による選挙の管理執行に関する事務は、選挙管理委員会（以下、委員会という）が行う。

2 委員会は5名で構成し、委員会委員（以下、委員という）は、専門医の資格を有する者（専門医の認定状況が保留・喪失以外）の中から幹事長が任命する。但し、委員は幹事候補者にはなれない。

3 委員の任期は2年とする。但し、再任は妨げない。

4 委員長は、委員の中から互選する。

5 委員長は委員会を代表し、その事務を総理する。但し、委員長に事故あるときは、他の委員の互選により委員長代行者を決定する。

6 委員会の議長は委員長とする。

7 委員会は、委員現在数3分の2以上の者が出席しなければ、議事を開き議決することができない。

8 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(投票)

第3条 投票は、選挙人1名につき5票の電子投票、または郵送投票にて行う。

2 郵送投票用紙は、委員会の定めたものを用い、未達による再発送は行わない。

3 定数内で、白票を除く有効投票の上位得票者を当選とする。

4 得票が同数の場合は、委員長の抽選により当選者を決める。

5 候補者が定数または定数に満たない場合は、無投票当選とする。

(選挙の日程)

第4条 選挙は、専門医会定例総会（以下、専門医会総会という）に合わせ、概ね以下の日程で行う。

(1) 選挙告示、幹事立候補受付及び郵送投票申込の受付： 110日前

(2) 立候補締切： 80日前（必着）

(3) 立候補者名・所信表明の告示： 60日前

(4) 郵送投票申込の締切： 60日前（必着）

(5) 電子投票・郵送投票開始： 45日前

(6) 電子投票・郵送投票締切： 15日前（必着）

(7) 開票報告：専門医会総会

(被選挙人)

- 第5条 立候補者は、選挙の行われる年の3月末日に専門医の資格を有するもので、専門医の資格を有する評議員2名の推薦を受けて届け出たものとする。
- 2 幹事立候補者は立候補に際して、立候補届・推薦状・所信表明（別紙）を提出する。
 - 3 選挙の行われる年の4月1日から選挙期日前の間に専門医の認定状況が保留・喪失となったものは、被選挙権を喪失する。

（選挙人）

- 第6条 選挙人は選挙の行われる年の3月末日に専門医会会員となっているものとする。
- 2 専門医の認定状況が保留となっているものに選挙権はない。また、選挙の行われる年の4月1日から選挙期日の間に保留解除となった場合も、選挙権はない。
 - 3 選挙の行われる年の4月1日から選挙期日の間に専門医会会員の資格を喪失したものは、選挙権を喪失する。

（告示）

- 第7条 委員会は、立候補者名、それぞれの所信表明をあらかじめ全専門医に告示する。
- 2 委員会は、選挙結果を全専門医に報告する。

（開票）

- 第8条 委員会は、選挙期日までに専門医会会員の中から開票立会人3名を指名する。
- 2 開票は、委員会が開票立会人のもとで行わなければならない。
 - 3 次の投票は、これを無効とする。
 - （1）電子投票と郵送投票、どちらも行ったもの
 - （2）郵送投票の際、定められた投票用紙を用いなかったもの
 - （3）定められた連記人数を超えているもの

附則

本内規は、平成22年3月13日より施行する。

【別紙】

- 一、リハビリテーション科専門医会幹事 立候補届
- 一、リハビリテーション科専門医会幹事立候補者 推薦書
- 一、リハビリテーション科専門医会幹事 立候補所信表明

各種委員会委員の推薦に関する申し合わせ

- 1 本申し合わせは、定款施行細則第 5 章に基づき、各種委員会委員の推薦について定めるものである。
- 2 各種委員会の委員の推薦（解職を含む）は、理事が別に定める推薦書（申請書）により行う。
- 3 推薦に際しては、当該委員会の業務にかかる適性、委員構成上のバランス等を十分に考慮する。
なお、調整、審議段階で変更もありうるため、候補者本人の事前承諾は得ないものとする。
- 4 委嘱時期は、原則として前期（4月1日付け）及び必要に応じて後期（10月1日付け）の年2回とする。
- 5 推薦の申請期間は、前期は1月1日～1月末、後期は7月1日～7月末とする。
- 6 推薦された委員（委嘱・解職）は、事前に「常任理事会」で調整する。
- 7 理事会の承認後、理事長が委員を委嘱する。
- 8 プロジェクト委員会の委員については、別に定める。

附 則

本申し合わせは、平成11年5月 8日より施行する。
平成13年1月27日より施行する。

委員候補推薦書

平成 年度（前期・後期）

[委員会名： _____]

委員候補者名： _____

所 属： _____

推薦理由（リハ学会での活動実績についてもお書き下さい）

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

平成 年 月 日

推薦者名： _____（署名）

解職委員候補申請書

平成 年度（前期・後期）

[委員会名： _____]

委員の氏名： _____

摘 要： _____

委員の氏名： _____

摘 要： _____

委員の氏名： _____

摘 要： _____

平成 年 月 日

申請者名：

(署名)

各種委員会委員就任要請の手続きに関する申し合わせ

- 1 本申し合わせは、定款施行細則第 12 条に基づき、各種委員会委員就任要請の
手続きについて定めるものである。
- 2 各種委員会委員については、理事会承認までは本人の内諾などは行わない
ことになっているので、理事会承認後から委員就任までの手続きを定める。
 - (1) 理事会承認後担当理事は、委員に速やかに連絡をとること。
 - 1) 新規委員の場合就任の意思を確認する。
 - 2) 再任・解職の場合も必要に応じて連絡する。
 - (2) 上記の結果に基づき担当理事は、事務局に委嘱状の発送を依頼する。
 - (3) 担当理事の連絡を受け、事務局は委嘱状を発送する。
(4月1日付け又は10月1日付け)
 - (4) 委員会活動は就任・再任意思の確認後可能とする。
 - (5) 就任を断られた場合は、事務局に連絡し業務推進担当理事から次の候補
の推薦を受け理事会に諮る。

附 則

本申し合わせは、平成15年9月27日より施行する。

名誉会員の推薦に関する内規

(目 的)

第1条 本内規は、定款施行細則第1条に基づき、名誉会員の推薦について定めるものである。

(在会期間)

第2条 在会期間は20年以上とする。

(評議員歴)

第3条 評議員歴は10年以上とする。

(推 薦)

第4条 第2条及び第3条に加え、理事長、学術集会会長、理事経験者又はこれらと同等以上と認められる寄与をなした者から推薦する。

(承 認)

第5条 理事長が理事会及び評議員会の議を経て推薦し、総会で承認する。

(議決権)

第6条 名誉会員は、評議員の任を解かれるが、評議員会に出席、意見を述べることができる。ただし、議決権はない。

(会 費)

第7条 会費を納めることを要しない。

附 則

本内規は、平成3年5月11日より施行する。

Honorary Member(外国人)に関する内規

(目 的)

第1条 本内規は、定款第3条の目的を国際学术交流の立場で達成するために、定款第5条並びに定款施行細則第2条の外国人名誉会員に当たる者として、本学会の発展に寄与した海外のリハビリテーション医学を専門とする医師又は研究者のHonorary Member 選出について定めるものである。

(資 格)

第2条 Honorary Member は下記の資格を要する。

- (1) 65歳以上で、外国籍、市民権、または永住権を有する医師又は研究者
- (2) リハビリテーション医学に関連して、国際的に著名な業績を有する者
- (3) 本医学会の学術集会における招待講演や会員の留学受入等で本医学会に貢献した者
- (4) 本医学会名誉会員、役員、あるいは評議員の推薦を受けた者

(選出方法)

第3条 本医学会国際委員会は、Honorary Member として推薦を受けた候補者の業績並びに本医学会への貢献度を調査し、理事長に具申する。理事長は、理事会及び評議員会の議を経て、候補者を推薦し、総会で承認を受ける。

(定 員)

第4条 Honorary Member の定員は30名以内とする。

(権 利)

第5条 Honorary Member は下記の権利を持つ。

- (1) 本医学会年会費が免除される。
- (2) 本医学会が主催する学術集会及び国際学術集会の参加費が免除される。
- (3) 本医学会の機関誌及びその他の出版物への投稿、学術集会での発表の応募ができる。
- (4) 本医学会が刊行する機関誌及びその他の出版物の頒布を受けられる。
- (5) 本医学会の要請に応じて、本医学会に対する提言ができる。

(義 務)

第6条 Honorary Member は下記の義務を負う。

- (1) 所属、連絡先に変更がある場合には、速やかに本医学会事務局に通知する。

(会員登録)

第7条 理事会は、本人の承諾を得て、Honorary Member の氏名を会誌に掲載する。

附 則

本内規は、平成11年9月25日より施行する。
平成15年3月29日より施行する。

BYLAWS FOR HONORARY MEMBERSHIP (International)

1. Objective

In order to achieve the objective of Japanese Association of Rehabilitation Medicine (JARM) from the standpoint of international exchange as set forth in Article 3 of the Articles of the Association, the Association shall appoint “Honorary Members” from among overseas medical doctors and researchers specializing in the field of rehabilitation medicine who have contributed to the development of the Association as foreign Honorary Members as set forth in Article 5 of the Articles of the Association and in Article 2 of the Enforcement Regulations of the Articles of the Association.

2. Qualifications

A person eligible to become a Honorary Member shall satisfy the following requirements:

- (1) The said person shall be a medical doctor or researcher aged 65 years old or over who is of a foreign nationality or has either citizenship or permanent residency status in a foreign country;
- (2) The said person should have made internationally recognized contributions to the field of rehabilitation medicine;
- (3) The said person shall have made a significant contribution to JARM by presenting an invited lecture at a JARM meeting or by sponsoring overseas study of a JARM member; and
- (4) The said person shall obtain a recommendation from a councilor, officer or honorary member of JARM.

3. Admission

The JARM Committee on International Affairs shall review the achievements and contributions to JARM of the proposed candidate for Honorary Membership and shall report the results to the Chairman of the Board of Governors of JARM. The Chairman of the Board of Governors shall, following deliberations between the Board of Governors and the Council, recommend the candidate and receive the approval of the General Assembly of JARM.

4. Limitation on Number of Honorary Members

The number of Honorary Members shall be no more than 30.

5. Rights of Honorary Members

- (1) The annual membership fee for JARM shall be waived;
- (2) Registration fee(s) for domestic and/or international meetings organized by JARM shall be waived;
- (3) The Honorary Member shall be able to submit papers to the Japanese Journal of Rehabilitation Medicine and other publications and to make presentations to the above meetings;
- (4) The Honorary Member shall receive the Japanese Journal of Rehabilitation Medicine and other publications of JARM; and
- (5) The Honorary Member shall be able to make proposals to JARM in response to a request by the Association.

6. Duties of Honorary Members

Honorary Members shall have the following duties:

- (1) Honorary Members are requested to promptly notify the secretariat of JARM of any changes in address for correspondence, and other relevant data affecting membership.

7. Registration

With the approval of the Honorary Members, the Board of Governors shall publish the names of Honorary Members in the bulletin of the Japanese Journal of Rehabilitation Medicine.

8. Supplement

Following a resolution of two-thirds of the members of the Committee on International Affairs, including the Committee Chairman, the above bylaws shall go into effect upon the approval of the Board of Governors.

Approval by Board of Governors:

September 25, 1999

March 29, 2003

日本リハビリテーション医学会

Honorary Member推薦者（名誉会員、役員、評議員）各位へ

- 1 日本リハビリテーション医学会のHonorary Memberに関する内規に従って、Honorary Memberの推薦を募集いたします。内規に合致する有資格者で、推薦を希望される場合、以下の要領で応募して下さい。
- 2 推薦者は、別紙のHonorary Member推薦書に被推薦者の生年月日、経歴、役職、推薦理由等を記載して、本学会国際委員会あてに御郵送下さい。国際委員会では候補者の業績と本学会に対する貢献内容を調査し、理事長に提出致します。理事長は、理事会及び評議員会で討議した上で、Honorary Memberとして推薦し、最終的には総会で承認を受ける必要があります。

日本リハビリテーション医学会 国際委員会

日本リハビリテーション医学会 Honorary Member 推薦書

日本リハビリテーション医学会理事長 殿

年 月 日

候補者の氏名 (Title を含む) :

候補者の生年月日 (西暦) :

候補者の E-mail アドレス :

候補者の現職 :

候補者の住所 (郵便コードを含む) :

候補者の所属する国の所属学会名 :

当該学会における候補者の現在の役職 :

当該学会における候補者の過去における役職 :

候補者の主要業績、日本リハビリテーション医学会への貢献 :

推薦理由 (Honorary Member (外国人) に関する内規第 2 条を参照して具体的に) :

以上により、頭記の者を日本リハビリテーション医学会 Honorary Member として推薦します。

推薦者の氏名 :

推薦者の所属 :

推薦者の住所 :

推薦者の電話番号 :

推薦者の FAX 番号 :

推薦者の E-mail アドレス :

Corresponding Member に関する内規

(目的)

第1条 本内規は、定款第3条の目的を国際学术交流の立場で達成すべく、定款第5条ならびに定款施行細則第2条の外国人名誉会員に当たる者として、リハビリテーション医学の発展に寄与している海外のリハビリテーションを専門とする医師又は研究者の中から、本医学会との重要な情報交換を行うための Corresponding Member 選出について定めるものである。

(資格)

第2条 Corresponding Member は下記の資格を要する。

- (1) 外国籍、市民権、または永住権を有する医師又は研究者
- (2) リハビリテーション医学における十分な業績を有する者
- (3) 海外に在住して、本医学会との国際交流に寄与できる者
- (4) 本医学会名誉会員、役員、あるいは評議員の推薦を受けた者

(選出方法)

第2条 本医学会国際委員会は、Corresponding Member として推薦を受けた候補者の業績ならびに本医学会への貢献度を調査し理事長に具申する。理事長は、理会及び評議員会の議を経て、候補者を推薦し、総会で承認を受ける。

(定員)

第4条 Corresponding Member の定員は30名以内とする。

(権利)

第5条 Corresponding Member は下記の権利を持つ。

- (1) 本医学会年会費が免除される。
- (2) 本医学会が主催する学術集会及び国際学術集会の参加費が免除される。
- (3) 本医学会の機関誌及びその他の出版物への投稿、学術集会での発表の応募ができる。
- (4) 本医学会が刊行する機関誌及びその他の出版物の頒布を受けられる。
- (5) 本医学会の要請に応じて、本医学会に対する提言ができる。

(義務)

第6条 Corresponding Member は下記の義務を負う。

- (1) 原則として5年に1回以上、下記の何れかをもって本医学会の発展に貢献する。
 - 1) 本医学会が主催する学術集会、あるいは関連学術集会に出席もしくは発表する。
 - 2) 本医学会の機関誌あるいは日本国内のリハビリテーション医学関連学

術誌に投稿する。

(2) 所属、連絡先に変更がある場合には速やかに本医学会事務局に通知する。

(任期)

第8条Corresponding Memberの任期は5年とする。ただし理事会の承認を得てこれを延長することができる。

(会員登録)

第9条理事会は、本人の承諾を得て、Corresponding Memberの氏名を本医学会機関誌に掲載する。

附 則

本内規は、平成11年9月25日より施行する。

平成15年3月29日より施行する。

平成21年1月24日より施行する

Bylaws for Corresponding Membership

1. Objective

In order to achieve the objectives of Japanese Association of Rehabilitation Medicine (JARM) from the standpoint of international exchange as set forth in Article 3 of the Articles of the Association, from among overseas medical doctors and researchers specializing in rehabilitation medicine who are making a contribution to the field of rehabilitation medicine, the Association shall appoint Corresponding Members who shall perform the important role of exchanging information with the Association as foreign Honorary Members as set forth in Article 5 of the Articles of the Association and in Article 2 of the Enforcement Regulations of the Articles of the Association.

2. Qualifications

A person intending to become a Corresponding Member shall satisfy the following requirements:

- (1) The said person shall be a medical doctor or researcher who is of a foreign nationality or has either citizenship or permanent residency status in a foreign country;
- (2) The said person should have made significant contributions to the field of rehabilitation medicine;
- (3) The said person, living abroad, shall be able to contribute to international exchange with JARM; and
- (4) The said person shall obtain a recommendation from a honorary member, officer or councilor of JARM.

3. Admission

The JARM Committee on International Affairs shall review the achievements and contributions to JARM of the proposed candidate for Corresponding Membership and shall report the results to the Chairman of the Board of Governors of JARM. The Chairman of the Board of Governors shall, following deliberations between the Board of Governors and the Council, recommend the candidate and receive the approval of the General Assembly of JARM.

4. Limitation on Number of Corresponding Members

The number of Corresponding Members shall be no more than 30.

5. Rights of Corresponding Members

- (1) The annual membership fee for JARM shall be waived;
- (2) Registration fee(s) for domestic and/or international meetings organized by JARM shall be waived;
- (3) The Corresponding Member shall be able to submit papers to the Japanese Journal of Rehabilitation Medicine and other publications and to make presentations to the above meetings;
- (4) The Corresponding Member shall receive the Japanese Journal of Rehabilitation Medicine and other publications of JARM; and
- (5) The Corresponding Member shall be able to make proposals to JARM in response to a request by the Association.

6. Duties of Corresponding Members

Corresponding Members shall have the following duties:

- (1) To contribute to the development of JARM in one or more of the following ways at least once in five years;
 - 1) Attending or making a presentation at a meeting organized by JARM or other related meeting; or
 - 2) Submitting an article for publication in the Japanese Journal of Rehabilitation Medicine or other Japanese medical journal related to rehabilitation medicine.
- (2) To promptly notify the secretariat of JARM of any changes in address for correspondence, and other relevant data affecting membership.

7. Membership Expiration and Extension

The period of membership is five years, but this may be extended on the approval of the Board of Governors .

8. Registration

With the approval of the Corresponding Members, the Board of Governors shall publish the names of Corresponding Members in the bulletin of the Japanese Journal of Rehabilitation Medicine.

9. Supplement

Following a resolution of two-thirds of the members of the Committee on International Affairs, including the Committee Chairman, the above bylaws shall go into effect upon the approval of the Board of Governors.

Approval by Board of Governors:

September 25, 1999

March 29, 2003

January 24, 2009

日本リハビリテーション医学会

Corresponding Member推薦者（名誉会員、役員、評議員）各位へ

- 1 日本リハビリテーション医学会の**Corresponding Member**に関する内規に従って**Corresponding Member**の推薦を募集いたします。内規に合致する有資格者で、推薦を希望される場合、以下の要領で応募して下さい。
- 2 推薦者は、別紙の**Corresponding Member**推薦書に生年月日、経歴、役職、推薦理由等を記載して、本学会国際委員会あてに御郵送下さい。国際委員会では第1次審査を行い、結果を推薦者あてに通知します。第1次審査で選出された候補者に対しては、**Corresponding Member**内規（英文）を郵送し、履歴書、業績目録等の提出を依頼します。その後、国際委員会の第2次審査を経て、理事会、評議員会及び総会において最終決定を致します。
- 3 国際委員会の第2次審査の段階でも依然、最終決定ではないことをご了承ください。

日本リハビリテーション医学会 国際委員会

日本リハビリテーション医学会 Corresponding Member 推薦書

日本リハビリテーション医学会理事長 殿

年 月 日

候補者の氏名（Titleを含む）：

候補者の生年月日（西暦）：

候補者のE-mailアドレス：

候補者の現職：

候補者の住所（郵便コードを含む）：

候補者の所属する国の所属学会名：

当該学会における候補者の現在の役職：

当該学会における候補者の過去における役職：

候補者の主要業績、日本リハビリテーション医学会との関係：

推薦理由（会則の**Corresponding Membership**資格を参照して具体的に）：

以上により、頭記の者を日本リハビリテーション医学会 **Corresponding**

Member として推薦します。

推薦者の氏名：

推薦者の所属：

推薦者の住所：

推薦者の電話番号：

推薦者の FAX 番号：

推薦者の E-mail アドレス：

医師以外の正会員の認定に関する内規

(目的)

第1条 本内規は、定款施行細則第2章に基づき、医師以外の正会員の認定について定めるものである。

(入会審査委員会)

第2条 医師以外の入会審査は、会則検討委員会（以下、委員会という）が行う。

(第一次審査)

第3条 医師以外の入会申込者は、次の各号に掲げるすべての資格要件を具備する者とする。

(1) 修士または博士の学位を有すること

(2) 35歳以上であること

(3) リハビリテーション医学関連の臨床経験、研究歴または教育歴を6年以上有すること

(4) 研究業績は、下記のいずれかを満たすものであること

1) リハビリテーション医学に関する主著論文2編以上

(レフェリーのいる雑誌の原著論文であること)

2) リハビリテーションに関する学会主演者2回以上又は本医学会もしくはそれに相当する関連学会での講演1回以上（シンポジウム、パネリストを含む）

2 歯科医師については、前項の規定にかかわらず（4）の資格要件を具備する者とする。

3 委員会は、前項の資格要件について審査を行う。

(第二次審査)

第4条 委員会は、前条の資格要件を満たす者について、学位論文、業績一覧等により教育・研究及びリハビリテーションの普及等で、本医学会に寄与できるかどうかを勘案し、入会の適否を審査する。

2 委員会は、前項の規定により入会が適当と判定した者を候補者として、推薦理由を付し、理事会に提出する。

(認定)

第5条 理事会は、委員会の議に基づき前項の候補者を正会員と認定し、評議員会に報告する。

(その他)

第6条 本内規の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

本内規は、平成14年3月23日より施行する。

平成18年9月30日より施行する。

医師以外入会希望者の審査等の手続きに関する申し合わせ

- 1 本申し合わせは、医師以外の正会員の認定に関する内規（以下、内規という）に基づき、その申し合わせについて定めるものである。
- 2 医師以外の入会希望者から、入会の申込みがあったときは、事務局は入会関係資料を会則検討委員会（以下、委員会という）から選出された予備審査委員2名に個別に送付し審査を依頼する。2名の委員は輪番制とする。
- 3 前項による資料の送付を受けた委員は、直ちに予備審査を行う。提出された資料では判断できない場合、資料の再提出を求める事ができる。
- 4 内規に照らして、第一次審査及び第二次審査を行い、審査の結果を次の3段階に区分し、事務局に報告する。
 - (1) 内規に照らして、入会が適当と思われる者（入会可）
 - (2) 内規に照らして、入会が適当でない者（入会不可）
 - (3) 内規に照らして、入会の可否が決めがたい場合（委員会で審査）
- 5 事務局に報告された予備審査の結果は、次の通り処理する。
 - (1) 第4項（1）、（2）について、2名の委員の意見が一致した場合は、委員会を省略し、委員会の審査結果とすることができる。委員長は審査結果を担当理事に報告するとともに、入会が適当と判定した者を正会員候補者として、推薦理由を付し、理事会に提出する。
 - (2) 第4項（1）、（2）、（3）について、2名の意見が一致しない場合及び（3）で意見が一致した場合は、委員会による審査を行う。
 - (3) 委員会は、内規に照らして入会の適否を判定する。委員長は審査結果を担当理事に報告するとともに、入会が適当と判定した者を正会員候補者として、推薦理由を付し、理事会に提出する。

附 則

- 本申し合わせは、平成 5年3月27日より施行する。
平成14年4月 1日より施行する。
平成18年9月30日より施行する。

編集委員会内規

(目 的)

第1条 本内規は、定款施行細則第17条に基づき、本委員会の運営に関する細目について定めるものである。

(業 務)

第2条 本委員会は、次の業務を行う。

- (1) 会誌の編集企画
- (2) 会誌の投稿規定の検討
- (3) 投稿原稿その他の記事の収録可否の審査
- (4) 原稿の投稿状況と雑誌の発行状況の把握と管理
- (5) その他本委員会が必要と認める事項

(運 営)

第3条 委員の委嘱、任期、交替、委員長を選任は、定款施行細則第5章に基づき行う。

- 2 本委員会の開催は、担当理事または委員長の請求によって開催する。
- 3 本委員会の定足数は、委員長も含めた委員現在数の過半数とする。
- 4 本委員会の議長は、委員長とする。不在の場合は委員長が指名した委員とする。
- 5 議題の提出は、担当理事、委員長、委員の何れもが行えるものとする。
- 6 議事は、議長を除く出席委員の過半数により決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(プロジェクト委員会)

第4条 プロジェクト委員会の設置は、理事会の承認を得ることとする。

(委員会報告)

第5条 本委員会の報告は、当該委員会の委員、全役員（理事および監事）および各種委員会の委員長に行うものとする。

(改 廃)

第6条 本内規の改廃は、委員長を含む全委員の2/3以上の議決を経たのち理事会の承認を得るものとする。

附 則

本内規は、平成 4年5月27日より施行する。

平成 11年5月8日より施行する。

平成 13年1月27日より施行する。

依頼原稿・査読依頼の謝礼に関する申し合わせ

- 1 本申し合わせは、編集委員会内規第2条(5)に基づき、依頼原稿及び査読依頼の謝礼について定めるものである。
- 2 依頼原稿に関する謝礼は次のとおりとする。
 - (1) 会員への依頼原稿に対しては、謝礼は原則として支払わない。
 - (2) 会員外への依頼原稿に対しては、その額は20,000円を越えない範囲で謝礼を支払うものとする。
- 3 査読に関する謝礼は次のとおりとする。
 - (1) 会員への査読依頼に対しては、謝礼は原則として支払わない。
 - (2) 会員外への査読依頼に対しては、3,000円を支払うものとする。

附則

本申し合わせは、平成5年9月25日より施行する。

Ⅲ－３

学会・研修会の開催案内掲載に関する申し合わせ

- 1 別表専門医・認定臨床医生涯教育の履修項目及び単位に基づき、既に認定されている学会、研修会、研究会、集会等の開催案内は、「お知らせ」の欄に掲載し、掲載内容は以下の通りとする。
 - (1) 学会名称、日時、会場、主催責任者、演題申込要領、演題締切、認定単位、会費、問合せ先、備考など
 - (2) 教育研修講演名称、日時、会場、講演内容、認定単位、会費、問合せ先、担当委員、備考など
 - (3) その他講演等名称、日時、会場、講演内容、認定単位、問合せ先など
- 2 上記認定単位が付与されていない開催案内は、編集委員会で掲載可否を決める。本医学会会員の臨床・研究・教育活動などとの関連性を重視して判断する。広告などの依頼は断る。
- 3 編集委員会で掲載可と判断されれば、「ご案内」の欄に掲載し、内容は以下の通りとする。
 - (1) 名称、会期、会場、会長、テーマ、演題締切、申込先、問合せ先などとする。
 - (2) 大きさは、1頁の1/5を越えないものとする。
 - (3) 掲載料は無料とする。

附則

本申し合わせは、平成15年1月25日より施行する。

会誌「The Japanese Journal of Rehabilitation Medicine」

投稿ならびに執筆規定に関する申し合わせ

1 本申し合わせは、編集委員会内規第2条(2)に基づき、会誌「The Japanese Journal of Rehabilitation Medicine」(以下、会誌という)の投稿ならびに執筆規定について定めるものである。

2 投稿規定

(1) 投稿の内容について

会誌への投稿原稿は、リハビリテーション医学の進歩に寄与する学術論文とし、他誌に掲載されていないもの、もしくは掲載予定のないものに限る。

(2) 倫理規定について

投稿原稿は、以下に沿ったものとする。

1) ヒトを対象とした研究に当たっては、Helsinki 人権宣言に基づくこと。その際、インフォームドコンセント、所属研究機関あるいは所属施設の倫理委員会ないしそれに準ずる機関の承認を得ていることが望ましい。個人情報保護に基づき、匿名化すること。なお、十分な匿名化が困難な場合には、同意を文書で得ておくこと。

2) 動物を対象とした研究に当たっては、医学生物学的研究に関する国際指針の勧告の趣旨にそったものとし、所属研究機関あるいは所属施設の倫理委員会ないしそれに準ずる機関の承認を得ていること。

(3) 臨床試験関連論文の投稿について

試験開始前にその臨床試験情報が公的な「臨床試験登録機関」(UMIN 臨床試験登録システム)に事前登録されていること。

(4) 著作権について

会誌掲載後の論文の著作権は、本医学会に帰属し、掲載後は本医学会の承諾なしに他誌に掲載することを禁じる。なお論文は会誌掲載の後、オンライン公開される。

(5) 著者について

会誌への投稿の筆頭著者は本医学会会員に限る。共著者は日本人医師の場合には会員に限るが、外国人医師および医師以外の場合には会員・非会員を問わない。筆頭・共著者あわせて6名以内を原則とし、7名以上の場合は、論文での全員の役割を論文に添付するものとする。

(6) 投稿承諾書について

投稿に際しては、共著者全員がその内容に責任をもつことを明示し、署名捺印した投稿承諾書を添付するものとする。(PDF形式のファイルをダウンロード)

(7) 利害衝突について

利害衝突の可能性のある商業的事項（コンサルタント料、寄付金、株の所有、特許取得など）を報告しなければならない（投稿承諾書下欄にチェックを入れ、場合によっては、自由形式での書類を送付）。

（8）英文校閲証明書について

英文論文の場合は、必ず英語を母国語とする外国人に校閲を受け、その証明書を添付するものとする。

（9）投稿区分について

投稿論文の区分は下記の基準によるものとする。

- 1) 原著：独創性があり、結論が明確である研究ないし報告
- 2) 短報：斬新性があり、速やかな掲載を希望する研究ないし報告
- 3) 症例報告：会員・読者にとって示唆に富む、興味ある症例の報告
- 4) その他：“総説”、“会員の声”、“企画”など

（10）投稿原稿について

本申し合わせに従うものとする。

（11）採否について

投稿論文の採否は、その分野の専門家である複数の外部査読者の意見を参考に編集委員会で決定する。修正を要するものには編集委員会の意見を付けて書き直しを求める。修正を求められた場合は 90 日以内に修正原稿を再投稿すること。期限を過ぎた場合は新規投稿論文として処理される。

（12）校正について

著者校正は初校のみとし、文章の書き換え、図表の修正は原則として認めない。

（13）掲載料について

掲載料は規定の範囲内までは無料とするが、それを超えるものに関しては実費負担とする。特急掲載およびカラー掲載希望の場合は全額実費負担とする。

（14）別刷について

別冊は全て有料とし、50 部単位の希望に関して実費負担とする。

（15）投稿方法について

投稿原稿は、本医学会ホームページ

(http://www.jarm.or.jp/member/member_publication/)を經由して「科学技術情報発信・流通統合システム（略称：J-STAGE）」より投稿する（以下、Web 投稿）。Web 投稿を推奨するがそれが不可能な場合は、郵送で投稿すること。

1) Web 投稿の場合

各ファイル名は空白を含まない半角英数字とする。原稿テンプレートは本医学会ホームページからダウンロードできる。投稿の手順については投稿画面の「著者・ユーザ登録マニュアル」を参照のこと。

問い合わせ窓口：j-reha@jarm.or.jp

2) 郵送投稿の場合

投稿原稿は、正原稿 1 部と投稿承諾書、利害衝突、謝辞および著者ページ、また英文論文の場合は英文校閲証明書を同封し、これらを記録したメディアをつけて書留便にて下記宛に送付するものとする。

〒162-0825 東京都新宿区神楽坂 6-32-3

(社) 日本リハビリテーション医学会 投稿受付係

3 執筆規定

(1) 言語は和文または英文とする。

(2) 論文は和文・英文を問わず、表題頁、英文要旨、和文要旨、本文、文献、図説明文および図・表の順で構成されるものとする。投稿区分ごとに必要とされるものは下記の表に従うものとする。いずれにも著者を特定できる情報は入れないこと。

1) 1 頁目は表題頁とし、投稿区分、表題(和英)、ランニングタイトル、**Key words** (和英)のみを記載するものとする。ランニングタイトルは表題を要約した内容とし、和文の場合は 30 字以内、英文の場合は 50 字以内で記載するものとする。**Key words** は日本語およびそれに対応する英語を記載するものとする。単語は原則として規定 5 に従い、名詞形で 5 語以内とする。**Key words** は原則としてリハビリテーション医学用語集に従うものとする。

〈表記例〉脳卒中 (stroke)、変形性関節症 (osteoarthritis)、高次脳機能障害 (higher brain dysfunction)、装具療法 (splinting)、就労 (working)

2) 2 頁目は英文要旨頁とし、250 語以内で論文の要旨を記載するものとする。要旨は **Objective**、**Methods**、**Results**、**Conclusion** を項目別に記載すること。ただし、症例報告・総説、会員の声、企画はこの限りでない。**RCT** 論文の場合は **CONSORT2010** 声明に準ずる。

3) 3 頁目は和文要旨頁とし、400 字以内で論文の要旨を記載するものとする。要旨は目的、方法、結果、結論を項目別に記載すること。ただし、症例報告・総説、会員の声、企画はこの限りでない。

4) 本文は原著・短報では「はじめに」「対象と方法」「結果」「考察」、また症例報告では「はじめに」「症例」「考察」のスタイルで構成するものとする。本文末の「まとめ」「結語」などは要旨と重複するので必要を認めない。

5) 文献は、規定に沿って記載すること。

6) 図・表は 1 頁に 1 点ずつ記載するものとする。図・表と別に説明文を付けるものとする。

(3) 和文・英文論文とも本医学会ホームページから原稿テンプレートをダウンロードして使用することができる。テンプレートを用いない場合、和文論文は A4 判の用紙に横書きで記載し、本文はおよそ 1,200 字をもって 1 枚とする。文字の大きさを 12 ポイント程度に設定し、上下左右の余白は 30 mm 空けて印

字するものとする。英文論文も A4 判の用紙にダブルスペースにて記載する（左右上下の余白 30 mm、12 ポイントの文字で 1 枚 28 行を目安とする）。いずれもパソコンのワープロソフトを使用することが望ましい。

(4) 原稿枚数は下記の表の通りとする。

(5) 原稿はひらがな・口語体・現代仮名遣い・常用漢字を用い、原則として日本語の学術用語は「日本医学会医学用語辞典（日本医学会）」「リハビリテーション医学用語集（日本リハビリテーション医学会）」に、英語は Index Medicus に従うものとする。

(6) 数字は算用数字を用いることとする。

(7) 数量は MKS (CGS) 単位とし、mm、cm、m、ml、L、g、kg、cm² などを用いることとする。

(8) 特定の機器・薬品名を本文中に記載するときは以下の規定に従うものとする。

1) 機器名：一般名（会社名、商品名）と表記する。

〈表記例〉MRI (Siemens 社製、Magnetom)

2) 薬品名：一般名（商品名^R）と表記する。

〈表記例〉塩酸エペリゾン（ミオナール^R）

(9) 略語を用いる場合は初出時にフルスペル、もしくは和訳も併記する。

(10) 文献は著者のアルファベット順または本文中での引用順に記載し、通し番号をふるものとする。本文中の引用箇所には上付き数字で文献番号を記載するものとする。

文献の省略名は原則として Index Medicus に従い、引用文献の全著者名を記載すること。和文誌の引用については略名は使用しない。単行本の引用に際しては、書名の他に editor(s) を記載し、また proceeding(s) ないし抄録引用の場合には、末尾に必ず (proc) ないし (抄) と記載すること。

英文論文中に日本語文献を引用する際、雑誌名は英語またはローマ字 (Japanese) で記載するものとする。本医学会誌誌名変更に伴い、44 巻以降の掲載記事の引用については「Jpn J Rehabil Med」と記載することとする。

<標記例>

1) 井上雄吉：半側空間無視に対する低頻度反復経頭蓋磁気刺激 (rTMS) の効果と局所脳血流量 (rCBF) の変化について. Jpn J Rehabil Med 2007 ; 44 : 542-553

2) 秋庭保夫, 石田 暉, 村上恵一, 原沢 茂, 生越喬二：上部脊髄損傷患者の消化管合併症に対する消化管機能検査と内視鏡検査による検討. リハビリテーション医学 1994; 31: 178-183

3) 田谷勝夫, 石神重信：職業リハビリテーション領域における RBMT の有用性. リハビリテーション医学 2001; 38(Suppl): S135

4) 三上真弘 編：下肢切断者リハビリテーション. 医歯薬出版, 東京, 1995

5) 浅山 滉：腰部脊柱管狭窄症. 臨床リハ別冊 実践リハ処方(米本恭三, 石神重信, 浅山 滉, 木村彰男, 平澤泰介 編). 医歯薬出版, 東京, 1996; pp 188-192

- 6)Kreutzer JS, Marwitz JH, Seel R, Serio D: Validation of a neurobehavioral functioning inventory for adults with traumatic brain injury. Arch Phys Med Rehabil 1996; 77: 116-124
- 7)Downey JA, Myers SJ, Gonzalez EG, Lieberman JS (eds): The Physiological Basis of Rehabilitation Medicine. 2nd Ed, Butterworth-Heinemann, Boston, 1994
- 8)Liu M, Ishigami S: Toward future research. in Functional Evaluation of Stroke Patients (ed by Chino N, Melvin JL). Springer Ver-lag, Tokyo, 1996; pp 125-142
- 9)MacKay-Lyons MJ, Markides L: Exercise capacity early after stroke. Arch Phys Med Rehabil 2002; DOI: 10.1053/apmr. 2002. 36395. [注: DOI: Digital Object Identifier. 文献は <http://dx.doi.org/10.1053/apmr. 2002. 36395> に掲載]
- 10)National Guideline Clearinghouse (NGC). Public resources for evidence-based medicine clinical practice guidelines. Available from: URL: <http://www.guideline.gov> (cited 2002 June 12)
- 11)大臣官房統計情報部人口動態・保健統計課. 人口動態調査; 年次別にみた死因順位. Available from URL <http://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/gaiyo/k-jinkou.html>(2002年6月12日引用)
- 12)Clinical Evidence. 6 issue [Database on CD-ROM] London: BMJ Publishing Group; 2001 (Updated biannually)

和文論文 (A 4 版)

投稿区分	標題と Keywords	英文要旨	和文要旨	本文1枚 1200字以内	文献	図表 あわせて
原 著	1頁	250語以内	400字以内	8枚以内	40個以内	10個以内
短 報	1頁	250語以内	400字以内	4枚以内	20個以内	4個以内
症例報告	1頁	250語以内	—	4枚以内	20個以内	4個以内
総 説	1頁	250語以内	—	8枚以内	50個以内	10個以内
会員の声	1頁	—	—	1枚以内	—	—

英文論文 (A 4 判) *外国人投稿者を除く

投稿区分	標題と Keywords	英文要旨	和文要旨	本文1枚 1200字以内	文献	図表 あわせて
原 著	1頁	250語以内	400字以内	12枚以内	40個以内	10個以内
短 報	1頁	250語以内	400字以内	6枚以内	20個以内	4個以内
症例報告	1頁	250語以内	400字以内	6枚以内	20個以内	4個以内
総 説	1頁	250語以内	400字以内*	12枚以内	50個以内	10個以内

附 則

本申し合わせは、平成8年7月1日より施行する。
 平成15年1月20日より施行する。
 平成17年9月10日より施行する。
 平成19年5月12日より施行する。
 平成22年10月15日より施行する。
 平成23年7月23日より施行する。

投稿承諾書

No. _____

下記の投稿論文を『The Japanese Journal of Rehabilitation Medicine』に投稿致します。なお、本論文は他誌に掲載済み、あるいは掲載予定のものではありません。また、『The Japanese Journal of Rehabilitation Medicine』に掲載後の本論文の著作権は、日本リハビリテーション医学会に帰属することを承諾致します。

筆頭著者：

<会員番号>

<所属>

<氏名（署名・捺印）>

>

Ⓜ

投稿区分：〔原著 短報 症例報告 総説 会員の声 その他〕（○を付ける）

論文題目：

上記論文を投稿するにあたり、共著者として、筆頭著者同様にその内容について責任を有するとともに、本論文が他誌に掲載済み、あるいは掲載予定のものではないことを確認します。また、に掲載後の著作権が日本リハビリテーション医学会に帰属することを承諾致します。

共著者：

<会員番号>

<所属>

<氏名（署名・捺印）>

Ⓜ

Ⓜ

Ⓜ

Ⓜ

Ⓜ

Ⓜ

年 月 日 提出

※非会員である場合は、会員番号欄に専門科職名をご記入ください。

利害衝突に関する商業的事項：なし あり→別紙で報告書(形式自由)を作成してください。

評価・用語委員会内規

(目 的)

第1条 本内規は、定款施行細則第17条に基づき、本委員会の運営に関する細目について定めるものである。

(業 務)

第2条 本委員会は、リハビリテーション医学の評価体系の検討とともに、リハビリテーション医学の研究・臨床活動に必要な学術用語を選定、会員および関連諸学会員に周知する業務を行う。

(運 営)

第3条 委員の委嘱、任期、交替、委員長を選任は、定款施行細則第5章に基づき行う。

2 本委員会の開催は、担当理事または委員長の請求によって開催する。

3 本委員会の定足数は、委員長も含めた委員現在数の過半数とする。

4 本委員会の議長は、委員長とする。不在の場合は委員長が指名した委員とする。

5 議題の提出は、担当理事、委員長、委員の何れもが行えるものとする。

6 議事は、議長を除く出席委員の過半数により決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(プロジェクト委員会)

第4条 プロジェクト委員会の設置は、理事会の承認を得ることとする。

(委員会報告)

第5条 本委員会の報告は、当該委員会の委員、全役員（理事および監事）および各種委員会の委員長に行うものとする。

(改廃)

第6条 本内規の改廃は、委員長を含む全委員の2/3以上の議決を経たのち理事会の承認を得るものとする。

附則

本内規は、平成11年5月 8日より施行する。

平成13年1月27日より施行する。

Web 版リハビリテーション医学用語事典 運用に関する申し合わせ

1 目的

本申し合わせは、評価・用語委員会内規第2条に基づき、リハビリテーション医学の進歩に合わせ、リハビリテーション医学用語を適切なものとし、会員に資するため、Web 上でのリハビリテーション医学用語事典の編纂及びその管理・運用について定めるものである。

2 名称

前項の目的で編纂された事典は、Web 版リハビリテーション医学用語事典（以下、Web 版リハ用語事典という）と称する。

3 管理者

編纂された事典の管理は、評価・用語委員会が行い、次の項目について管理・運営する。

- (1) 用語
- (2) 記載方法
- (3) 執筆者
- (4) 閲覧方法
- (5) その他必要な事項

4 執筆者

- (1) 執筆者は医学会専門医・認定臨床医とする。
- (2) 評価・用語委員会は、執筆協力者として各分野の専門家に執筆を依頼することができる。
- (3) 執筆者は、本申し合わせの目的に沿って執筆しなければならない。

5 閲覧者

- (1) 閲覧者は当面会員とする。
- (2) 閲覧者は、本申し合わせに沿って閲覧しなければならない。

6 閲覧の停止

記載内容に問題が生じた場合は、管理者は該当箇所の閲覧を停止もしくは削除することができる。

7 免責事項

- (1) 執筆内容の知的所有権について
 - 1) Web 上で記載された文章・図・写真の著作権は、本医学会に帰属する。
 - 2) 記載内容に対する知的所有権侵害の訴えがあった場合は、管理者は該記載内容を削除する。本医学会ならびに管理者は、記載内容に対する責任は一切負わない。

8 管理・運営内容

Web 版リハ用語事典の管理・運営内容は、次のとおりとする。

(1) 管理内容

- 1) 執筆者を選定し、原稿執筆を依頼する。
- 2) 用語記載法のフォーマットを作成する。
- 3) 用語記載法のフォーマットを適時修正する。
- 4) 記載内容をインターネットで随時確認する。
- 5) 記載内容に対する読者の意見や要望を随時確認する。
- 6) 記載内容に問題が生じた場合は、評価・用語委員会で検討する。
- 7) 評価・用語委員会で結論が出るまでは、問題の生じた記載内容についてはオンラインでの閲覧を停止する。
- 8) オンラインでの閲覧停止の決定は、評価・用語委員会委員長の判断で可能とする。委員長不在時には、その他の委員で一時的に閲覧停止ができるものとする。
- 9) オンラインでの閲覧再開の決定は、評価・用語委員会で決定する。
- 10) 評価・用語委員会において記載内容が不適切と判断された場合は、それを削除することができる。

(2) 運営内容

- 1) 執筆者の選定 第4項に基づき、管理者が本医学会専門医を基本に執筆者を選定する。別に管理者は、執筆協力者として各分野の専門家に執筆を依頼することができる。
- 2) 登録用語の選定 評価・用語委員会にてリハビリテーション医学用語集の用語をもとに登録用語を選定する。追加用語は、評価・用語委員会で協議の上選定する。
- 3) 執筆者への用語の振り分け 評価・用語委員会にて、執筆者への用語の振り分けを実施する。
- 4) 執筆法 執筆者は、振り分けられた用語について、用語記載法のフォーマットにもとづき執筆し、用語解説を登録する。
- 5) 用語解説記載法 執筆者は会員専用のページにログインしてから記載・編集し、用語解説の登録を申請する。
- 6) 執筆者に対するインセンティブについては、1用語解説につき5単位を認定する。年間獲得単位には上限を設ける。
- 7) 評価・用語委員会で依頼した執筆者による用語解説が登録されたのちは、専門医はWeb上でその解説に対して意見・要望を述べることができる。また、用語解説について加筆できるものとする。

(3) 閲覧方法・意見集約

- 1) 会員は、Web上で会員番号を入力し自由に閲覧できる。
- 2) 用語の解説に対する意見や要望を、Web上の意見欄に自由に記載できるものとする。その管理は、評価・用語委員会が実施するが、基本的に個々の意見に対する返答はしない。年度ごとに意見を集約し、集約したデータと評価・用語委員会の判断をWeb上に公開する。

(4) 患者・家族用の解説の公開

- 1) リハビリテーション用語がやさしい言葉で正確に理解され、社会全体にリハビリテーションの啓発がすすむことを目的として、用語解説のうち「患者・家族用の解説」についてのみインターネット利用者全てが閲覧できるようにする。

- 2) 患者・家族用の解説についての意見や要望を受け取る体制は設けず、閲覧のみとする。

附則

本申し合わせは、平成 22 年 10 月 25 日より施行する。

教育委員会内規

(目 的)

第1条 本内規は、定款施行細則第17条及び専門医生涯教育基準第3条、認定臨床医生涯教育基準第3条第1項に基づき、本委員会の運営に関する細目について定める。

(業 務)

第2条 本委員会は、リハビリテーション医学教育の推進を目的として、次の業務を行う。

- (1) 医学部卒前リハビリテーション医学教育に関すること。
- (2) 医学部卒後リハビリテーション医学教育に関すること。
- (3) 本学会認定臨床医・専門医認定制度におけるリハビリテーション医学教育に関すること。
- (4) その他本文の目的を達成するために必要な事項。

(運 営)

第3条 委員の委嘱、任期、交替、委員長を選任は、定款施行細則第5章に基づき行う。

- 2 本委員会の開催は、担当理事または委員長の請求によって開催する。
- 3 本委員会の定足数は、委員長も含めた委員現在数の過半数とする。
- 4 本委員会の議長は、委員長とする。不在の場合は委員長が指名した委員とする。
- 5 議題の提出は、担当理事、委員長、委員の何れもが行えるものとする。
- 6 議事は、議長を除く出席委員の過半数により決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 7 理事長が必要と認めた場合、委員会の推薦に基づき特別委員を委嘱することができる。特別委員の業務及び任期は、別に定める。

(プロジェクト委員会)

第4条 プロジェクト委員会の設置は、理事会の承認を得ることとする。

(委員会報告)

第5条 委員会の報告は、当該委員会の委員、全役員（理事及び監事）及び各種委員会の委員長に行うものとする。

(改廃)

第6条 本内規の改廃は、委員長を含む全委員の2/3以上の議決を経たのち理事会の承認を得るものとする。

(その他)

第7条 本内規に定めるほか、委員会の運用に必要な事項は申し合わせで定める。

附則

本内規は、平成11年5月 8日より施行する。
平成13年1月27日より施行する。
平成15年9月27日より施行する。

教育委員会の活動内容に関する申し合わせ

- 1 本委員会は次の業務を行う。
 - (1) 医学部卒前リハビリテーション医学教育に関すること
 - 1) 医育機関における教育カリキュラムの検討
 - 2) その他学生教育に必要な事業
 - (2) 医学部卒後リハビリテーション医学教育に関すること
 - 1) 卒後研修会の開催
 - ① 研修会開催の通知は3ヵ月前までに、学会誌に公表する。
 - ② 受講の証明を行う。その方法については別に定める。
 - ③ 講師および受講者名簿を作成し、学会事務局に送付する。
 - ④ 事務局における記録の管理を行う。
 - 2) 卒後研修制度（研修医のローテーション制度）における研修カリキュラムの検討
 - 3) その他卒後教育に必要な事業
 - (3) 本医学会専門医及び認定臨床医制度におけるリハビリテーション医学教育に関すること
 - 1) 専門医・認定臨床医生涯教育に必要な研修会の開催
 - ① 研修会開催の通知は1ヵ月前までに、学会誌に公表する。
 - ② 受講の証明を行う。シール制とし、受講票は本人の控えとして活用する。
 - ③ 講師および受講者名簿を作成し、学会事務局に送付する。
 - ④ 学会事務局における記録の管理を行う。
 - 2) 履修項目および履修単位の認定
 - 3) 教育委員会以外が行う生涯教育事業の認定
 - 4) その他生涯教育に必要な事業
- 2 教育研修講演等の内容と運営については、次のとおりとする。
 - (1) 教育研修講演等とは本医学会学術集会会長が開催するもの、あるいは本委員会が開催するもの、その他本委員会の議を経て理事長の承認を得たものとする。
 - (2) 別表専門医・認定臨床医生涯教育の履修項目及び単位に基づき、認定する講演は45分以上とする。
 - (3) 研修会の講師は参加者と同等の単位を取得できる。
 - (4) 1回の教育研修講演等における最大取得単位は、別表専門医・認定臨床医生涯教育の履修項目及び単位に定めるとおりとする。
 - (5) 研修項目
 - 1) 専門医・認定臨床医生涯教育研修会
学術集会における研修会は、内容、講師の選任等を学術集会会長に一任する。

- 2) 卒後研修会
本委員会が指定したテーマについて行う。

(6) 講師資格

- 1) 専門医・認定臨床医生涯教育研修会の講師の資格は次の①から⑤に該当する者とする。
 - ① 大学の講師以上の医師（非常勤講師を含む。）
 - ② かつて①以上であった医師
 - ③ 10年以上の経歴を持つ医師
 - ④ 専門医
 - ⑤ 医師以外では大学の准教授（助教授）以上、或いは、かつて准教授（助教授）以上をつとめたもの。
- 2) 卒後研修会講師の資格は原則として1)の①から⑤に該当するものとする。
ただし、講師として医師以外の職種を必要とする場合などもあり、講義項目と講師については適性を委員会で検討して決定する。

(7) 受講料および講師謝礼

各地区の状況を考え全国統一した額としない。

- 3 本委員会は、地区研修会の開催のため担当理事と委員長が必要と認めた場合、委員の推薦に基づき地区実行委員を委嘱することが出来る。地区実行委員の業務および任期は以下に定める。

地区実行委員は以下の業務を委員の承認を得て行う。

- (1) 研修会の企画と運営を行う。
 - 1) 講師の選任、研修会の運営、委員への収支報告
 - 2) 受講の証明を行う。
 - 3) 講師および受講者名簿を作成し、学会事務局に送付する。
- (2) 開催の通知は1ヵ月前までに、学会誌に公表する。
- (3) 任期は2年とし、再任は妨げない。

附則

本申し合わせは、平成10年11月25日より施行する。

平成11年 5月 8日より施行する。

認定委員会内規

(目的)

第1条 本内規は、定款施行細則第17条及び専門医制度に関する規則、認定臨床医制度に関する規則、研修施設認定に関する内規、別表専門医・認定臨床医の履修項目及び単位に基づき、本委員会の運営に関する細目について定めるものである。

(業務)

第2条 本委員会は、本医学会における資格制度の公正かつ円滑な運営をはかるため、次の業務を行う。

- (1) 専門医の認定に関すること
- (2) 認定臨床医の認定に関すること
- (3) 研修施設の認定に関すること
- (4) 専門医及び認定臨床医の資格更新に関すること
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な事項

(運営)

第3条 委員の委嘱、任期、交替、委員長を選任は、定款施行細則第5章に基づき行う。

- 2 本委員会の開催は、担当理事または委員長の請求によって開催する。
- 3 本委員会の定足数は、委員長も含めた委員現在数の過半数とする。
- 4 本委員会の議長は、委員長とする。不在の場合は委員長が指名した委員とする。
- 5 議題の提出は、担当理事、委員長、委員の何れもが行えるものとする。
- 6 議事は、議長を除く出席委員の過半数により決し、可否同数のときは議長の決するところによる
- 7 理事長が必要と認めた場合、委員会の推薦に基づき特別委員を委嘱することができる。

特別委員の業務および任期は、別に定める。

(プロジェクト委員会)

第4条 プロジェクト委員会の設置は、理事会の承認を得ることとする。

(委員会報告)

第5条 委員会の報告は、本委員会の委員、全役員（理事及び監事）及び各種委員会の委員長に行うものとする。

(改廃)

第6条 本内規の改廃は、委員長を含む全委員の2/3以上の議決を経たのち理事会の承認を得るものとする。

(その他)

第6条 本内規に定めるほか、委員会の運用に必要な事項は申し合わせで定める。

附則

本内規は、平成11年5月 8日より施行する。
平成13年1月27日より施行する。
平成15年9月27日より施行する。

試験問題委員会内規

(目的)

第1条 本内規は、定款施行細則第17条、専門医の認定に関する内規及び認定臨床医の認定に関する内規に基づき、本委員会の運営に関する細目を定めるものである。

(業務)

第2条 本委員会は、次の業務を行う。

- (1) 試験問題の内容・形式を検討すること
- (2) 試験問題作成に関し必要に応じて専門家に依頼すること
- (3) 試験実施のための問題を決定し作成すること
- (4) 実施した試験問題を蓄積し、正答率等を分析すること
- (5) その他本委員会が必要と認める事項

(運営)

第3条 委員の委嘱、任期、交替、委員長を選任は、定款施行細則第5章に基づき行う。

- 2 本委員会の開催は、担当理事または委員長の請求によって開催する。
- 3 本委員会の定足数は、委員長も含めた委員現在数の過半数とする。
- 4 本委員会の議長は、委員長とする。不在の場合は委員長が指名した委員とする。
- 5 議題の提出は、担当理事、委員長、委員の何れもが行えるものとする。
- 6 議事は、議長を除く出席委員の過半数により決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 7 理事長が必要と認めた場合、委員会の推薦に基づき特別委員を委嘱することができる。

特別委員の業務および任期は、別に定める。

(協議)

第4条 本委員会は、試験問題、実施方法等について認定委員会と協議するものとする。

(プロジェクト委員会)

第5条 プロジェクト委員会の設置は、理事会の承認を得ることとする。

(委員会報告)

第6条 本委員会の報告は、本委員会の委員、全役員（理事および監事）および各種委員会の委員長に行うものとする。

(改廃)

第7条 本内規の改廃は、委員長を含む全委員の2/3以上の議決を経たのち理事会の承認を得るものとする。

(その他)

第8条 本内規に定めるほか、委員会の運用に必要な事項は申し合わせで定める。

附則

本内規は、平成14年3月23日より施行する。

平成22年5月19日より施行する。

社会保険等委員会内規

(目的)

第1条 本内規は、定款施行細則第17条に基づき、本委員会の運営に関する細目について定めるものである。

(業務)

第2条 本委員会は、わが国における社会保険・診療報酬およびこれらに関連する諸問題に関してリハビリテーション医学の立場から検討し、建議・答申することを主な業務とする。

(運営)

第3条 委員の委嘱、任期、交替、委員長を選任は、定款施行細則第5章に基づき行う。

- 2 本委員会の開催は、担当理事または委員長の請求によって開催する。
- 3 本委員会の定足数は、委員長も含めた委員現在数の過半数とする。
- 4 本委員会の議長は、委員長とする。不在の場合は委員長が指名した委員とする。
- 5 議題の提出は、担当理事、委員長、委員の何れもが行えるものとする。
- 6 議事は、議長を除く出席委員の過半数により決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(プロジェクト委員会)

第4条 プロジェクト委員会の設置は、理事会の承認を得ることとする。

(委員会報告)

第5条 本委員会の報告は、本委員会の委員、全役員（理事および監事）および各種委員会の委員長に行うものとする。

(改廃)

第6条 本内規の改廃は、委員長を含む全委員の2/3以上の議決を経たのち理事会の承認を得るものとする。

附則

本内規は、平成 4年5月27日より施行する。
平成11年5月 8日より施行する。
平成13年1月27日より施行する。

障害保健福祉委員会内規

(目的)

第1条 本内規は、定款施行細則第17条に基づき、本委員会の運営に関する細目について定めるものである。

(業務)

第2条 本委員会は、わが国における障害児者の保健・福祉行政施策に関する諸問題について、リハビリテーション医学の立場から検討・建議・答申することを主な業務とする。

(運営)

第3条 委員の委嘱、任期、交替、委員長を選任は、定款施行細則第5章に基づき行う。

- 2 本委員会の開催は、担当理事または委員長の請求によって開催する。
- 3 本委員会の定足数は、委員長も含めた委員現在数の過半数とする。
- 4 本委員会の議長は、委員長とする。不在の場合は委員長が指名した委員とする。
- 5 議題の提出は、担当理事、委員長、委員の何れもが行えるものとする。
- 6 議事は、議長を除く出席委員の過半数により決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(プロジェクト委員会)

第4条 プロジェクト委員会の設置は、理事会の承認を得ることとする。

(委員会報告)

第5条 本委員会の報告は、本委員会の委員、全役員（理事および監事）および各種委員会の委員長に行うものとする。

(改廃)

第6条 本内規の改廃は、委員長を含む全委員の2/3以上の議決を経たのち理事会の承認を得るものとする。

附則

本内規は、平成11年5月 8日より施行する。
平成13年1月27日より施行する。

Ⅲ－13

関連機器委員会内規

(目的)

第1条 本内規は、定款施行細則第17条に基づき、本委員会の運営に関する細目について定めるものである。

(業務)

第2条 本委員会は、義肢、装具、車椅子、自助具、物理療法機器、運動療法機器、福祉機器などのリハビリテーション関連機器に関する諸問題について検討しその適切な普及に努めることを目的として次の業務を行う。

- (1) 機器の機能評価と基準の整備
- (2) 機器の適用、使用に関するマニュアルの整備
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な事項

(運営)

第3条 委員の委嘱、任期、交替、委員長を選任は、定款施行細則第5章に基づき行う。

- 2 本委員会の開催は、担当理事または委員長の請求によって開催する。
- 3 本委員会の定足数は、委員長も含めた委員現在数の過半数とする。
- 4 本委員会の議長は、委員長とする。不在の場合は委員長が指名した委員とする。
- 5 議題の提出は、担当理事、委員長、委員の何れもが行えるものとする。
- 6 議事は、議長を除く出席委員の過半数により決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(プロジェクト委員会)

第4条 プロジェクト委員会の設置は、理事会の承認を得ることとする。

(委員会報告)

第5条 本委員会の報告は、本委員会の委員、全役員（理事および監事）および各種委員会の委員長に行うものとする。

(改廃)

第6条 本内規の改廃は、委員長を含む全委員の2/3以上の議決を経たのち理事会の承認を得るものとする。

附則

本内規は、平成11年5月 8日より施行する。

平成13年1月27日より施行する。

関連専門職委員会内規

(目的)

第1条 本内規は、定款施行細則第17条に基づき、本委員会の運営に関する細目について定めるものである。

(業務)

第2条 本委員会は、リハビリテーションに関連する保健・医療・福祉・その他の分野に属する専門職の諸問題について検討しその連携をはかる。

(運営)

第3条 委員の委嘱、任期、交替、委員長を選任は、定款施行細則第5章に基づき行う。

- 2 本委員会の開催は、担当理事または委員長の請求によって開催する。
- 3 本委員会の定足数は、委員長も含めた委員現在数の過半数とする。
- 4 本委員会の議長は、委員長とする。不在の場合は委員長が指名した委員とする。
- 5 議題の提出は、担当理事、委員長、委員の何れもが行えるものとする。
- 6 議事は、議長を除く出席委員の過半数により決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(プロジェクト委員会)

第4条 プロジェクト委員会の設置は、理事会の承認を得ることとする。

(委員会報告)

第5条 本委員会の報告は、本委員会の委員、全役員（理事および監事）および各種委員会の委員長に行うものとする。

(改廃)

第6条 本内規の改廃は、委員長を含む全委員の2/3以上の議決を経たのち理事会の承認を得るものとする。

附則

本内規は、平成11年5月 8日より施行する。
平成13年1月27日より施行する。

会則検討委員会内規

(目 的)

第1条 本内規は、定款施行細則第17条に基づき、本委員会の運営について定めるものである。

(業 務)

第2条 本委員会は、本医学会の諸会則に関連する次の業務を行う。

- (1) 定款および定款施行細則の検討
- (2) 定款および定款施行細則の実施に伴う規則、内規、申し合わせの検討
- (3) その他本医学会の会則に関する必要な事項の検討
- (4) 医師以外の入会審査

(運 営)

第3条 委員の委嘱、任期、交替、委員長を選任は、定款施行細則第5章に基づき行う。

- 2 本委員会の開催は、担当理事または委員長の請求によって開催する。
- 3 本委員会の定足数は、委員長も含めた委員現在数の過半数とする。
- 4 本委員会の議長は、委員長とする。不在の場合は委員長が指名した委員とする。
- 5 議題の提出は、担当理事、委員長、委員の何れもが行えるものとする。
- 6 議事は、議長を除く出席委員の過半数により決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(プロジェクト委員会)

第4条 プロジェクト委員会の設置は、理事会の承認を得ることとする。

(委員会報告)

第5条 本委員会の報告は、本委員会の委員、全役員（理事および監事）および各種委員会の委員長に行うものとする。

(改廃)

第6条 本内規の改廃は、委員長を含む全委員の2/3以上の議決を経たのち理事会の承認を得るものとする。

(その他)

第7条 本内規に定めるほか、委員会の運用に必要な事項は申し合わせで別に定める。

附 則

本内規は、平成11年5月 8日より施行する。

平成13年1月27日より施行する。

第2条(4)は平成18年9月30日より適用する。

広報委員会内規

(目的)

第1条 本内規は、定款施行細則第17条に基づき、本委員会の運営に関する細目について定めるものである。

(業務)

第2条 本委員会は、本学会の広報を目的に次の業務を行う。

- (1) 学会の活動・運営に関連する情報の収集
- (2) 学会の業務・活動に関しての会員への広報
- (3) 一般社会、マスコミ等への学会活動の広報
- (4) 関連学会および関連の機関、団体への学会活動の広報
- (5) 広報紙の発行
- (6) その他前条の目的を達成するために必要な事項

(運営)

第3条 委員の委嘱、任期、交替、委員長を選任は、定款施行細則第5章に基づき行う。

- 2 本委員会の開催は、担当理事または委員長の請求によって開催する。
- 3 本委員会の定足数は、委員長も含めた委員現在数の過半数とする。
- 4 本委員会の議長は、委員長とする。不在の場合は委員長が指名した委員とする。
- 5 議題の提出は、担当理事、委員長、委員の何れもが行えるものとする。
- 6 議事は、議長を除く出席委員の過半数により決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(プロジェクト委員会)

第4条 プロジェクト委員会の設置は、理事会の承認を得ることとする。

(委員会報告)

第5条 本委員会の報告は、本委員会の委員、全役員（理事および監事）および各種委員会の委員長に行うものとする。

(改廃)

第6条 本内規の改廃は、委員長を含む全委員の2/3以上の議決を経たのち理事会の承認を得るものとする。

附則

本内規は、平成11年5月 8日より施行する。
平成13年1月27日より施行する。

国際委員会内規

(目的)

第1条 本内規は、定款施行細則第17条に基づき、本委員会の運営に関する細目について定めるものである。

(業務)

第2条 本委員会は、リハビリテーション医学・医療の国際交流を図り、国際活動を推進するために次の業務を行う。

- (1) 国外の Corresponding Member および Honorary Member の検討
- (2) 海外研修制度、海外交換研修制度の検討
- (3) 関連国際会議および海外の学会の情報の収集と会員への提供
- (4) 国際会議の後援や主催についての検討
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な事項

(運営)

第3条 委員の委嘱、任期、交替、委員長を選任は、定款施行細則第5章に基づき行う。

- 2 本委員会の開催は、担当理事または委員長の請求によって開催する。
- 3 本委員会の定足数は、委員長も含めた委員現在数の過半数とする。
- 4 本委員会の議長は、委員長とする。不在の場合は委員長が指名した委員とする。
- 5 議題の提出は、担当理事、委員長、委員の何れもが行えるものとする。
- 6 議事は、議長を除く出席委員の過半数により決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(プロジェクト委員会)

第4条 プロジェクト委員会の設置は、理事会の承認を得ることとする。

(委員会報告)

第5条 本委員会の報告は、本委員会の委員、全役員（理事および監事）および各種委員会の委員長に行うものとする。

(改廃)

第6条 本内規は、委員長を含む全委員の2/3以上の議決を経たのち理事会の承認を得るものとする。

附則

本内規は、平成11年5月8日より施行する。
平成13年1月27日より施行する。

診療ガイドライン委員会内規

(目的)

第1条 本内規は、定款施行細則17条に基づき、本委員会の運営について定めるものである。

(業務)

第2条 本委員会は、本医学会が主体的、先導的にリハビリテーション医学・医療に関する診療ガイドラインを策定・公表・普及するための業務を行う。

(構成)

第3条 本委員会は、活動方針の検討およびガイドライン作成にあたっての連絡・調整等を行うガイドラインコア委員会と個別の問題に関するガイドライン作成のために設置される複数のガイドライン策定委員会から構成される。

(ガイドラインコア委員会業務)

第4条 ガイドラインコア委員会は、次の業務を担当する。

- (1) ガイドラインに関する情報収集
- (2) 関連学会との情報交換・連携
- (3) ガイドラインを策定すべき疾患・病態・障害・治療技術等のリストアップと優先順位の検討
- (4) ガイドライン策定のノウハウの蓄積（文献検索、エビデンステーブル用データベースの開発・維持・改良、ガイドライン開発プロセスの標準化など）
- (5) 策定委員会設置の提案と委員の推薦
- (6) 策定委員会によるガイドライン策定の支援
- (7) 策定委員会間の連絡・調整
- (8) ガイドラインの外部審査の円滑化
- (9) 策定されたガイドライン公表の実務（出版、ホームページ掲載など）
- (10) ガイドラインの普及（専門医、一般医家、一般市民）
- (11) ガイドラインに対するフィードバックの集約、新たなエビデンスの収集、改訂のタイミングの判断
- (12) エビデンスが欠けている領域について、学会として取り組むべき重要研究テーマについての提案

(ガイドライン策定委員会業務)

第5条 ガイドライン策定委員会は、次の業務を担当する。

- (1) 個別のテーマに関するガイドラインの策定（以下のエビデンスに基づくガイドライン策定のプロセスに従う）
 - 1) 臨床的問題の定義
 - 2) 文献検索→証拠の収集
 - 3) 文献の批判的吟味→証拠のレベル分け
 - 4) エビデンステーブルの作成
 - 5) 証拠のレベル / 臨床の実状を踏まえた勧告の作成
 - 6) 外部審査
 - 7) フィールドテスト

- 8) ガイドラインのアップデート
- (2) 関連文献・情報の継続的な収集・分析
- (3) ガイドラインコア委員会の求めに応じて策定したガイドラインの改訂

(運 営)

第6条 委員の委嘱、任期、交替、委員長を選任は、定款施行細則第5章に基づいて行う。

- 2 本委員会は、担当理事または委員長の請求によって開催する。
- 3 本委員会の定足数は、委員長も含めた委員現在数の過半数とする。
- 4 本委員会の議長は、委員長とする。不在の場合は、委員長が指名した委員とする。
- 5 議題の提出は、担当理事、委員長、委員の何れもが行えるものとする。
- 6 議事は、議長を除く出席委員の過半数により決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 7 理事長が必要と認めた場合、委員会の推薦に基づきガイドライン策定委員会委員を委嘱することができる。ガイドライン策定委員会委員の業務および任期は、別に定める。
- 8 理事長が必要と認めた場合、委員会の推薦に基づきガイドラインコア委員会特別委員を委嘱することができる。特別委員の業務および任期は、別に定める。

(委員会報告)

第7条 本委員会の報告は、本委員会の委員、全役員（理事および監事）および各種委員会の委員長に行うものとする。

(改廃)

第8条 本内規の改廃は、委員長を含む全委員の2/3以上の議決を経たのち理事会の承認を得るものとする。

附 則

本内規は、平成16年2月13日より施行する。
平成17年9月10日より施行する。

利益相反委員会内規

(目的)

第1条 本内規は、定款施行細則第17条に基づき、本委員会の運営に関する細目について定めるものである。

(業務)

第2条 本委員会は、次の業務を行う。

- (1) 関係機関の利益相反の管理に関する指針等への対応
- (2) 利益相反状態にある会員からの質問及び要望への対応
- (3) 利益相反に関する調査、審議、自己申請書の審査及びマネジメント、改善措置の提案、勧告に関すること。
- (4) 利益相反の管理ならびに啓発活動に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 利益相反担当常任理事
- (2) 関係委員会の担当理事及び研究倫理審査委員会担当理事
- (3) 理事長が委嘱する外部の有識者若干名

(運営)

第4条 委員会の運営は、次のとおり行う。

- (1) 委員会に委員長を置く、委員長は委員の互選により定める。
- (2) 委員会の開催は、担当常任理事または委員長の請求によって開催する。
- (3) 委員会の定足数は、委員長も含めた委員現在数の過半数とする。
- (4) 本委員会の議長は、委員長とする。不在の場合は委員長が指名した委員とする。
- (5) 議事は、議長を除く出席委員の過半数により決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- (6) 委嘱された委員が審議対象案件に関し利益相反状態になった場合は、理事長にその旨を申し出なければならない。
- (7) 理事長は、委員に欠員が生じた場合は、補充しなければならない。

(委員の守秘義務)

第5条 委員会の委員は、利益相反状況の報告、対応方策の審議、決定及び実施において、関係する個人及び企業等に関する秘密とすべき情報を正当な理由なしに漏らしてはならない。委員を退いた後も同様とする。

(小委員会)

第6条 委員会は、第2条の業務を実質的に行う小委員会を設置することができる。小委員会の設置は、理事会の承認を得ることとする。

(改廃)

第7条 本内規の改廃は、委員長を含む全委員の2/3以上の議決を経たのち理事会の承認を得るものとする。

附則

本内規は、平成23年8月23日より施行する。

専門医制度に関する規則

(目的)

第1条 本規則は、定款第4条(3)に基づき、リハビリテーション医学に関する学術の進歩と医療の発展のために貢献することを目的として、日本リハビリテーション医学会専門医制度(以下、本制度という)について定めるものである。

2 本制度は、リハビリテーション医学・医療に関する専門的な知識や技術を有する医師を認定するものである。

(名称)

第2条 前条第2項により認定する医師の名称は、リハビリテーション科専門医(以下、専門医という)と称する。

(認定委員会)

第3条 認定業務を行うため、認定委員会を置く。

2 認定委員会の委員は、理事長が任命する。

3 認定委員会は、専門医を希望する者の資格審査及び試験を行う。

4 認定委員会の運営に関しては、別に定める。

(認定)

第4条 専門医は、本医学会が定めた専門医制度卒後研修カリキュラムに基づき3年以上の研修を修了した医師のうち、第5条の規定を満たした者を本医学会が認定する。

2 専門医の認定基準は、別に定める。

3 認定は、理事長が専門医証を交付し、専門医登録簿に登録することによって行われる。

4 認定に関する手続きは、別に定める。

(資格審査・試験)

第5条 本医学会の認定した研修施設において、規定の研修を受けた者で別に定める資格審査と試験に合格した者とする。

(研修施設)

第6条 研修施設の審査は、認定委員会が行う。

(資格更新)

第7条 第4条の規定により認定を受けた者は、別に定める専門医の生涯教育及び資格更新に関する内規にしたがって、一定期間ごとにその資格を更新するものとする。

(認定の取消)

第8条 専門医が退会その他認定の条件に欠けることが生じた場合、理事長は認定委員会の議を経て、認定を取り消すことができる。

2 登録の抹消は、専門医登録簿の記載を抹消することにより行う。

(改 廃)

第9条 本規則の改廃は、評議員会の議を経て総会において承認する。

附則

本規則は、昭和55年6月11日より施行する。

平成 4年4月 1日より施行する。

平成 9年3月15日より施行する。

平成14年4月 1日より施行する。

旧改正制度第4条第2号の規定により登録された専門医については、なお従前の例による。

平成15年6月18日より施行する。

専門医の認定に関する内規

(目的)

第1条 本内規は、専門医制度に関する規則第4条に基づき、リハビリテーション科専門医（以下、専門医という）になることを目標とする研修の細目並びに認定に関する資格及び試験について定めるものである。

(資格)

第2条 専門医として認定を受けられる者は、次の各号に掲げる資格を有し、第3条に定める本医学会の行う試験に合格したものに限る。

- (1) 医師免許取得後5年以上及び本医学会加入後3年以上を経過していること
- (2) 本医学会の定めた専門医制度卒後研修カリキュラムに基づき本医学会が認定する研修施設において3年以上の研修を行ったものであること
- (3) 本医学会における主演者の学会抄録2篇を有すること
- (4) 前号(3)の2篇のうち1篇は、本医学会地方会における会誌掲載の学会抄録または地方会発行の発表証明書をもってこれに代えることができる。
- (5) 自らリハビリテーション医療を担当した30症例の症例報告を提出すること
- (6) 自らリハビリテーション医療を担当した100症例のリストを提出すること

(試験)

第3条 前条に規定する資格の審査に合格した者について、試験を行う。

- 2 試験は、毎年1回施行する。
- 3 試験方法は、別に定める。

(改廃)

第4条 本内規の改廃は、理事会の議を経て、評議員会及び総会において承認を得るものとする。

附 則

本内規は、平成15年6月18日より施行する。

平成18年1月28日より施行する。

第2条(4)は平成21年度より適用する。

平成23年6月3日より施行する。

専門医の認定に関する申し合わせ

1 目的

本申し合わせは、専門医の認定に関する内規（以下、内規という）第3条第3項に基づき、リハビリテーション科専門医（以下、専門医という）の認定に関する手続き及び試験方法について定めるものである。

2 資格審査

- (1) 認定委員会は、専門医の認定を申請する者の資格について、内規第2条に基づき審査する。
- (2) 資格審査の運用に当たって検討すべき事項が生じたときは、認定委員会で審議する。

3 公告

専門医の認定にかかる申請手続き及び認定試験の期日、その他試験の実施について必要な事項は、会誌に公告するものとする。

4 認定申請

認定を受けようとする者は、内規第2条に掲げる資格要件にかかる認定申請書等の書類を提出しなければならない。

5 試験

- (1) 資格審査の結果、専門医の認定を申請する者に資格があると認められた者は、試験を受けることができる。
- (2) 試験は、筆記試験及び口頭試験とし、その目的は次の各号に掲げるものとする。
 - 1) 筆記試験は、専門医としての基礎知識を考査する。
 - 2) 口頭試験は、臨床を含めた専門医としての資質を確認する。
- (3) 筆記試験は試験問題委員会が作成し、口頭試験は認定委員会及び理事長が委嘱した試験特別委員が行うものとする。

6 試験実施

認定試験の実施については、本申し合わせに定めるほか、専門医認定試験の実施に関する申し合わせによるものとする。

7 専門医の認定

認定は、第5項による試験の結果を認定委員会が審査し、理事会の議を経て、規則第4条第3項により行う。

8 認定手続

前項により合格の通知を受けた者については、専門医認定試験の実施に関する申し合わせに定めるところにより専門医認定の手続きをとるものとする。

9 認定の取消

専門医が次の各号の何れかに該当する場合は、認定委員会及び理事会の議を経て、認定を取り消すものとする。

- (1) 定款第8条の規定により会員の資格を喪失したとき
- (2) 医師の資格を喪失したとき
- (3) 専門医の資格を辞退したとき
- (4) 専門医生涯教育に関する内規に基づく資格更新が認められなかったとき
- (5) 専門医として相応しくない行為があったと理事会が認めたとき

10 取消の通知

認定の取消の通知は、理事長が行う。通知を受けた者は、専門医認定証及び研修手帳を本医学会に返還しなければならない。

11 専門医資格喪失者の再確認

専門医の資格を喪失した者が再び専門医の資格を申請する場合の手続きは、内規及び本申し合わせに基づく資格審査、試験により行う。ただし、認定委員会が認めたものについては理事会の議を経て臨床研修を免除し、試験のみで認定することができる。

附 則

本申し合わせは、平成15年9月27日より施行する。

専門医認定試験の実施に関する申し合わせ

1 目的

本申し合わせは、専門医の認定に関する申し合わせ（以下、申し合わせという）第6項に基づき、専門医認定試験の実施について定めるものである。

2 期間及び研修

専門医認定に関する内規（以下、内規という）第2条（1）の期間及び（2）の研修については、次のように取り扱うものとする。

（1）について

医師免許を取得した月の当初から及び本医学会に入会した月（事務局に登録された入会月）の当初から起算し、試験日の前月末日までの期間とする。

（2）について

その状況の生じた月の当初から認定申請の締切月末までに3年以上経過し、専門医制度卒業研修カリキュラムを修了していることとする。

3 申請手続き

（1）申し合わせ第4項に定める認定申請書等の書類は、次の各号に掲げる書類とする。認定を受けようとする者は、当該書類に所定の審査料を添えて所定の期日までに、本医学会理事長に提出しなければならない。

1）所定の認定申請書（上半身の写真を貼付したもの）

2）医師免許証の写し

3）履歴書（上半身の写真を貼付したもの）

4）内規第2条(2)に関する研修証明書

5）本医学会における主演者の学会抄録2篇の写し

ただし、学会抄録2篇のうち1篇は、本医学会地方会における会誌掲載の学会抄録、または地方会発行の発表証明書をもってこれに代えることができる。

6）内規第2条(5)に掲げる症例報告（経験症例の要約30症例）

別表1の領域1～7については、原則として、それぞれ3症例以上の提出が必要である。ただし、領域3～7のうち、3つの領域については1症例以上の提出があれば資格審査を行う。

7）症例リスト（経験症例一覧表）

自らリハビリテーション医療を担当した100症例（なるべく広い範囲にわたるもの）とする。

（2）提出書類は黒インク（またはボールペン）を用い、楷書で書く。氏名で「自署」と指定されている箇所以外はパソコン・ワープロによる印刷での作成が望ましい。特に症例報告は、様式に従ってパソコン・ワープロによる印刷で作成する。

（3）提出書類は一括して「書留」にして、本医学会事務局宛に送付する。

（4）審査料は、提出書類の送付と同時に所定の口座に払い込む。審査料の返却はしない。

（5）本医学会の年会費が未納の者は、申請することができない。

4 受験資格審査結果の通知

提出された書類に基づいて認定委員会が認定試験を受ける資格の有無について審査し、その結果を申請者に通知（受験票を送付）する。

5 試験の形式と出題内容および合否判定基準

(1) 形式と出題内容

1) 筆記試験

研修カリキュラムの内容に準拠した基本的な知識や判断に関する問題で、別表2の分野A、分野B、基礎から出題する。

2) 口頭試験

別表2の分野A及び分野Bの2グループの試験委員により行う。リハビリテーション医療を専門的に実践する上で必要な事項について、研修カリキュラムの内容に準拠して質問する。経験症例を基にした臨床的な質問の他、倫理、リスク管理などについても問う。

(2) 合否判定

筆記試験及び口頭試験（症例報告の評価を含む）の両者の合格基準を満たすことを条件とする。

6 審査結果の通知

認定委員会の審査が終了後、理事会の議を経て審査結果の通知を本人宛に行う。

7 認定手続き

第6項により、合格の通知を受けた者は、所定の登録料を所定の口座に払い込まなければならない。

合格した者については、すべての手続きが終了した後、専門医制度に関する規則第4条第3項により理事長が本医学会専門医名簿への登録とリハビリテーション科専門医の認定証の交付をし、「The Japanese Journal of Rehabilitation Medicine」に名前を公示する。

8 不正行為への対処

(1) 次の事項で発覚した不正を不正行為として対処する。

1) 申請書類に関する不正

2) 筆記試験および口頭試験に関する不正

3) 1)、2)以外の試験に関する不正

(2) 不正が発覚し不正行為と認められた場合は、次の手続きを行う。

1) 不正が発覚（不正の発覚時期は問わず）した場合、事実関係を調査のうえ、認定委員会の議を経て理事会で審議し、対処する。

2) 理事会は、特に悪質と判断した場合は、倫理委員会の議を経て、除名を含む処分の手続きを進める。

別表 1

領域 1	脳血管障害、その他の脳疾患（脳外傷含む）
領域 2	脊髄損傷、その他の脊髄疾患（二分脊椎など）
領域 3	骨関節疾患（関節リウマチ・外傷を含む）
領域 4	脳性麻痺、その他の小児疾患
領域 5	神経・筋疾患
領域 6	切断
領域 7	呼吸器・循環器疾患
領域 8	その他（悪性腫瘍、熱傷など）

別表 2

分野 A	脳血管障害・脳外傷、脳性麻痺・小児疾患、神経・筋疾患、呼吸器・循環器疾患
分野 B	脊髄損傷・脊髄疾患、骨関節疾患・関節リウマチ、切断、その他
基 礎	解剖学、生理学、生化学、運動学、臨床検査（電気生理、画像、運動負荷試験）、物理療法、理学・作業・言語聴覚療法、義肢・装具・各種福祉用具、社会福祉

附 則

本申し合わせは、平成 1 5 年 9 月 2 7 日より施行する。

平成 1 8 年 7 月 2 2 日より施行する。

平成 2 3 年 7 月 2 3 日より施行する。

認定臨床医制度に関する規則

(目的)

第1条 本規則は、定款第4条(3)に基づき、リハビリテーションに関する医療水準の維持向上をはかり、もって国民福祉に寄与することを目的として、日本リハビリテーション医学会認定臨床医制度(以下、本制度という)について定めるものである。

2 本制度は、リハビリテーション医療の一定以上の臨床経験を有する医師を認定するものである。

(義務)

第2条 リハビリテーション医学会認定臨床医(以下、認定臨床医という)は、リハビリテーション医学の理念を尊重し、患者及び障害者の機能障害の予防と回復、生活の質的向上及び社会的役割の充実をはかるとともに、リハビリテーション医学の進歩と本学会の発展のために尽力しなければならない。

(認定委員会)

第3条 認定、資格更新業務を行うため、認定委員会を置く。

2 認定委員は理事長が任命する。

3 認定委員会の運営に関しては、別に定める。

(認定)

第4条 認定臨床医は、本医学会会員である医師のうちから、本医学会が公募の上審査、認定する。

2 認定臨床医の認定に関する内規(以下「内規」という)は別に定める。

3 認定は理事長が認定臨床医証を交付し、認定臨床医登録簿に登録することによって行われる。

4 認定に関する手続きは、別に定める。

(資格更新)

第5条 第4条の規定により認定を受けたものは、別に定める内規に従って、一定期間ごとにその資格を更新するものとする。

2 認定の更新をしようとするものは、内規に基づいて必要な単位を履修しなければならない。

(認定の取消)

第6条 認定臨床医が退会その他認定の条件に欠けることが生じた場合、理事長は認定委員会の議を経て認定を取り消すことができる。

2 登録の抹消は、認定臨床医登録簿の記載を抹消し、学会誌に公示することにより行う。

(改廃)

第7条 本規則の改廃は、評議員会の議を経て総会において承認を得るものとする。

附 則

本規則は、昭和62年6月27日より施行する。

平成 2年6月28日より施行する。

平成 9年3月15日より施行する。

認定臨床医の認定に関する内規

(目的)

第1条 本内規は、認定臨床医制度に関する規則に基づき、日本リハビリテーション医学会認定臨床医（以下、認定臨床医という）になることを目標とする研修ならびに認定に関する手続きについて定めるものである。

(資格)

第2条 認定臨床医として認定を受けられるものは、次の(1)、(2)及び(3)の規定を満たし、第4条に定める学会の行う試験に合格したものに限る。

- (1) 医師免許取得後5年以上及び学会加入後3年以上経過していること
- (2) 以下のいずれかの研修を行ったものであること
 - 1) 本医学会が認定した研修施設において1年以上の研修を修了したもの
 - 2) 別に定める指定の教育研修会を受講の上、指導責任者の推薦書を得たもの
- (3) 自らリハビリテーション医療を担当した10症例の臨床経過を各症例毎にまとめること

(試験)

第3条 前条の(1)、(2)及び(3)に規定する審査に合格した者について試験を行う。試験は毎年1回施行する。試験方法は別に定める。

(改廃)

第4条 本内規の改廃は、理事会の議を経て評議員会及び総会において承認を得るものとする。

附 則

本内規は、昭和62年6月27日より施行する。

昭和63年6月 2日より試行する。

平成 4年4月 1日より施行する。

平成18年7月22日より施行し、平成19年4月1日より適用する

認定臨床医の認定に関する申し合わせ

- 1 本申し合わせは、認定臨床医の認定に関する内規（以下、内規という。）に基づき、認定臨床医の認定に関する手続き及び試験方法について定めるものである。
- 2 認定臨床医の認定
 - (1) 認定臨床医の認定審査は年1回実施する。
 - (2) 認定申請のための要項（申請書および関係の用紙等の請求方法と請求期間および申請受付期間等）については会誌に公示する。
 - (3) 認定の手順は次のとおりとする。
 - 1) 認定委員会の決定
 - 2) 理事会の承認
 - 3) 該当者への通知
 - 4) 登録料の納付の確認
 - 5) 登録
 - 6) 認定証の交付
- 3 認定の取消
 - (1) 認定臨床医制度に関する規則第6条にもとづく認定の条件に欠ける理由とは次のとおりとする。
 - 1) 医師の資格または会員の資格を失ったとき
 - 2) 認定に関して不正行為の判明したとき
 - 3) 認定臨床医生涯教育に関する内規第2条の条件を満たさなかったとき
 - 4) 本人が資格を辞退したとき
 - (2) 認定取消の手順は次のとおりとする。
 - 1) 認定委員会における取消の決定
 - 2) 本人への通知と、3月以上の期間をおいて不服の申し立てがないことを確認
 - 3) 理事会の承認
 - 4) 理事長名による本人への通知
- 4 内規第2条(1)、(2)及び(3)の判定は次のとおりとする。
 - (1) 医師免許取得後5年以上および学会加入後3年以上、という場合の年月の算定は、その状況の生じた月の当初から認定試験実施日の前月末日までに5年および3年以上経過していることを示す。
 - (2) 以下のいずれか、という解釈は、①もしくは②のどちらか一方だけ満たせばよい、という意味である。
 - ① 1年以上の研修という場合の年月の算定は、その状況の生じた月の当初から認定試験実施日の前月末日までに1年以上経過していることを示す。
 - ② 別に定める指定の教育研修会とは、別表 専門医・認定臨床医生涯教育の履修項目及び単位で定める(2) a～d（但し(2) -c) 関連研修会については必須とする）を指し、これを100単位取得することをもって受講と認定する。また、特定の領域に限らず、種々の領域を受講すること。申請者の受講証明については、「リハビリテーション科専門医研修手帳」35ページ以降に参加証の半券を貼付し研修手帳コピーを提出、もしくは各種研修会の修了証コピ

一を添付することにより確認する。(受講に関する年間のしぼりは定めない)
また、指導責任者の推薦書とは、別紙に定める様式の通りとする。

(3) 10症例の臨床経過の記載には、既定の用紙を用いる。

5 内規第3条の試験の方法は、次のとおりとする。

(1) 方法はペーパーテストとする。

(2) 方式は五者択一方式とする。

(3) 試験問題の数は100題とする。

6 本申し合わせの改廃は、理事会の承認を必要とする。

附 則

本申し合わせは、

1 平成6年12月末日迄は、旧制度(昭和62年6月27日施行)の経過措置を併用する。但し平成2年3月末日迄の入会者に適用され得る。

2 平成4年4月1日からの生涯教育実施に際して、平成4年3月31日迄に取得した単位は加算する。

平成11年5月8日より施行する

平成14年4月1日より施行する。

平成19年4月1日より施行する。

教 育 大 綱

日本リハビリテーション医学会は、わが国におけるリハビリテーション医学の発展と知識の普及を図り、以って良質な医療の提供と人々の QOL 向上に寄与する使命がある。

教育の目標は、専門医の養成および質の維持・向上にあり、加えて、すべての医師が具有すべきリハビリテーション医学の理念と知識・技術の普及に置かなければならない。

ここに、卒前、卒後初期研修、専門医研修、ならびに専門医の生涯教育に関するそれぞれの教育カリキュラムの構成について、その大枠を提示する。

- (1) 人体各器官の構造と機能
- (2) リハビリテーション医学に関連する病態・疾病の診断・治療法と臨床検査
- (3) 機能・形態障害の評価
- (4) 活動とその制限に関わる要因の評価
- (5) 社会参加とその制約に関わる要因の評価
- (6) 理学療法、作業療法、言語療法等の各種リハビリテーション治療
- (7) 補装具（義肢、装具、車いす等）の処方と適合判定をはじめ、関連する福祉用具の理解
- (8) 包括的リハビリテーション・プランの作成
- (9) 医療、福祉に関わる各種専門職とのチームワーク
- (10) リハビリテーション医療に関わる制度と社会資源

平成15年5月10日理事会承認

公益事業基金に関する規則

(目的)

第1条 本規則は定款第4条(6)に基づき学術研究助成基金を設け、会員に対しリハビリテーション医学の発展のための学術研究に対して助成を行うものである。

2 定款第34条に定める基本財産は、前項以外の事業を実施するための基金とする。

第2条 基金の利子は、次条に定める事業の支出の一部に充当するものとする。

(基金の対象事業)

第3条 学術研究助成基金の助成対象は、次のとおりとする

(1) 会誌に掲載された優秀論文に対する表彰

(2) 海外研修に対する助成

2 第1条第2項の基金の対象事業は、学術集会事業その他とする。

(選考方法)

第4条 学術研究助成基金の助成対象は、それぞれの内規により選考する。

2 理事長は、決定された研究助成の対象者を公表し、通常総会において周知する。

(基金)

第5条 学術研究助成基金は、8千万円とする。

2 平成12年度に5500万円を拠出し、次年度以降は、年度の収支を勘案して目標額まで積み立てるものとする。

3 第1条第2項の基金は、1億円とする。

(取り崩し)

第6条 業務遂行上基金の一部を取り崩して使用する場合は、学術研究助成基金については、理事会の議により、評議員会、総会の承認を得て、第1条第2項の基金については定款第36条の規定に基づき、それぞれ処分するものとする。

(運用事項)

第7条 本規則に定めるもののほか必要な運用事項は、理事会において定める。

附 則

本規則は、平成13年11月17日より施行する。

平成20年4月26日より施行し、平成20年4月1日より適用する。

海外研修制度 (Traveling Fellowship) に関する申し合わせ

1 目的

本申し合わせは、国際委員会内規第2条(2)に基づき、会員が海外の主要なリハビリテーション医学関連学会に発表すること、もしくは主要な海外のリハビリテーション施設を訪問して研究に関する情報交換を行うことによって、交流を深めることを助成する海外研修制度について定めるものである。

2 財源と支給金額

本医学会の一般会計から国際交流費として支出する。助成額は1人あたり10～35万円とし、渡航先・滞在期間によって、国際委員会が見積もり、理事会の承認のもと決定される。

3 募集人員

海外リハビリテーション医学関連学会への発表もしくは海外リハビリテーション施設への訪問・業績発表に対して年間4名以内を選ぶ。

4 応募資格

下記の資格を有する者が応募できる。なお、この制度の助成は原則として1個人1回限りとする。

(1) 45歳以下の会員であること

(2) 海外の学術雑誌にFirst Authorとしてリハビリテーション医学に関する原著論文が1編以上あるか、もしくはリハビリテーション関連の海外の学術集会あるいは国内外の国際学術集会に1回以上の発表の経験があること

5 助成対象

海外リハビリテーション医学関連学会への発表、もしくは海外リハビリテーション施設への訪問・業績発表を助成する。

6 応募方法

所定の履歴書、業績目録、代表論文に加え、評議員又は出身教室教授1名の推薦状を国際委員会あてに提出する。また所定の書式にしたがって、学会発表の助成希望者は学会名、開催場所、日程と発表内容を、施設訪問・施設内発表の助成希望者は訪問先と訪問日程および訪問先での発表内容を添付する。

7 選出方法

国際委員会が、応募資格の有無、学会・訪問施設の適否、発表内容の価値等を吟味して、書類審査する。

選出された候補者は理事会において最終審査の上、決定される。なお、学会発表の助成について、国際委員会の書類審査は発表演題採択通知の如何に関わらず実施可能であるが、理事会の最終審査は採択通知後に行われる。

8 義務

研修終了後3ヵ月以内に、海外研修報告書を国際委員会に提出する。国際委員会はそれを審査の上、本医学会関連出版物への掲載を検討する。

附 則

本申し合わせは、平成11年9月25日より施行する。

平成13年9月29日より施行する。

平成14年3月23日より施行する。

平成15年5月10日より施行する。

平成23年7月23日より施行する。

海外研修制度特別助成に関する申し合わせ

- 1 本申し合わせは、国際委員会内規第2条(2)に基づき、近隣諸国にて開催される国際学会への協力活動として若手会員の参加を促すことを目的とするものである。
- 2 対象とする学会は、国際委員会案に基づき理事会でそのつど定める
- 3 助成金は、学会の一般会計から特別国際交流費として支出する。助成額は国際委員会案に基づき理事会でそのつど定める。
- 4 募集人員は、国際委員会案に基づき理事会でそのつど定める。
- 5 応募資格は、対象となる学会に演題発表を行う正会員で40歳以下かつ会員暦3年以上の者とする。ただし、同年度の本医学会海外研修制度との併願はできない。
- 6 応募期間は、国際委員会案に基づき理事会でそのつど定める。
- 7 所定の履歴書、業績目録、演題要旨、演題採択通知、推薦状を本医学会国際委員会あてに提出する。本医学会評議員または申請者が所属する所属部署の長、あるいはそれに準じるもの1名の推薦を必要とする。推薦者は本医学会評議員以外の場合、リハビリテーション科専門医であることを要する。
- 8 候補者は、国際委員会が書類審査を行い選出する。理事会において最終審査のうえ助成対象者が決定される。
- 9 研修終了後1ヶ月以内に、研修報告書を国際委員会に提出する。この報告書は、国際委員会で審査のうえ、本医学会関連出版物に掲載されることがある。
- 10 本申し合わせの特別助成の対象となった者は、助成を受けた年度以降の本医学会海外研修制度の助成申請は制限されない。

附則 この内規は平成21年11月28日より施行する

外国人リハビリテーション医の短期交流制度に 関する申し合わせ

1 目的

本申し合わせは、国際委員会内規第2条（2）に基づき、外国人リハビリテーション医の短期交流制度について定めるものである。この制度は外国人リハビリテーション医が日本のリハビリテーション施設を訪問、もしくは本医学会が主催する国内、国際学会で発表する際の旅費の一部を補助するものである。

2 補助

補助の額は予想される旅費に応じて一人当たり5万円から30万円の範囲とし、国際委員会が決定する。航空運賃、ホテル代などを含んだ旅費の総額がこの額を上回った場合、不足分については参加者の負担となる。参加者への年間の総支出額は理事会が承認した予算を越えない範囲とする。

3 応募者の資格

この制度の応募者は以下の条件を満たさなければならない。

- (1) リハビリテーションに携わる医師である。
- (2) リハビリテーション関係の雑誌に筆頭著者である1篇以上の掲載論文がある。
- (3) 国際学会での発表が1篇以上ある。
- (4) 英語もしくは日本語が堪能である。

4 研修制度への応募

この研修制度への応募は以下の書類を、郵便番号162-0825 東京都新宿区神楽坂6-32-3 国際委員会あてに指定された期限までに送付しなければならない。

- (1) 履歴書（顔写真、生年月日、email address もしくは FAX 番号を含む）
- (2) 所属学会リスト
- (3) 論文、学会発表のリスト
- (4) 応募者が筆頭著者である主要論文のコピー
- (5) 以下のいずれかの推薦状：応募者が所属するリハビリテーション学会長又は理事及びそれに準ずる者、Corresponding Member、Honorary Member、評議員
- (6) 応募者が働いている施設もしくは科の長の承認状
- (7) 応募者が訪問先の施設で発表する研究発表の題名と抄録。本医学会の主催する学会にすでに発表の申し込みをしている場合はその抄録

5 選抜方法

国際委員会は応募者の資格を審査し、結果を理事長に報告する。理事会と国際委員会の間で検討し理事長が決定する。

6 研修参加者の義務

研修参加者は国際委員会に所定の報告書を提出しなければならない。委員会は報告書を The Japanese Journal of Rehabilitation Medicine もしくは本医学会関連の刊行物に掲載する。

附 則

本申し合わせは、平成13年9月29日より施行する。
平成14年7月27日より施行する。
平成15年5月10日より施行する。

Traveling Fellowship Program for Foreign Physicians

1. Objective

In order to achieve the objectives of the Japanese Association of Rehabilitation Medicine (JARM) from the standpoint of international exchange as set forth in Article 3 of the Articles of Association, JARM has established the Exchange Traveling Fellowship, which is one of the goals of the JARM Committee on International Affairs as specified in the Association's bylaws. By this program, qualified foreign physicians will be subsidized for a part of their transportation costs to visit rehabilitation institutions in Japan and/or to make presentations at domestic or international meetings organized by JARM.

2. Subsidy

The amount of the subsidy is from ¥50,000 to ¥300,000 per person, depending on the expected transportation cost, which is determined by the JARM Committee on International Affairs. When the total transportation cost, including airfare and accommodation fee, exceeds this amount, participants must pay the excess themselves. The total amount of the fiscal subsidy will not exceed the budget approved by JARM Board of Governors.

3. Qualifications

A candidate for this Fellowship shall satisfy the following requirements:

- 1) The said person shall be a medical doctor who is engaged in rehabilitation medicine,
- 2) The said person shall have one or more original papers related to rehabilitation medicine published with his or her name as a first author,
- 3) The said person shall have one or more experiences participating in an international or overseas conference to present a paper, and
- 4) The said person shall be fluent in either English or Japanese.

4. Application for a Fellowship

Applicants for a Fellowship shall submit the following materials to the Committee on International Affairs of JARM, 6-32-3 Kagurazaka, Shinjuku, Tokyo 162-0825, Japan, by the specified deadline:

- 1) C.V. including e-mail address and/or fax number, a photo, and date of birth,
- 2) A list of medical associations or organizations to which the applicant belongs,
- 3) A list of published papers and presentations,
- 4) A copy of a major published article in which the applicant participated as the first author,
- 5) A letter of recommendation from one of the following: the chairperson or a board member of the rehabilitation organization to which the applicant belongs, a JARM Honorary /Corresponding Member, or a JARM Councilor,
- 6) A letter of approval of the chairperson of the department/institution where the applicant works, and
- 7) The titles and their abstracts of one or more topics related to rehabilitation medicine that the applicant intends to present and discuss at the institutions and/or JARM-affiliated meetings. When the applicant has already submitted an abstract for presentation at a specific JARM-affiliated meeting, a copy of that abstract form should be attached with the above scripts.

5. Process of Selection

The JARM Committee on International Affairs shall review the qualifications of the applicants and report the results to the Chairperson of the JARM Board of Governors. The Chairperson shall, following deliberations between the Board of Governors and the Committee, select the qualified fellows.

6. Duties of Fellowship Recipients

A Fellowship recipient shall submit the assigned reports to the JARM Committee on International Affairs. The Committee will consider the reports for publication in the Japanese Journal of Rehabilitation Medicine and other JARM publications.

Approval by the Board of Governors:

September 29, 2001.

July 27, 2002.

May 10, 2003.

Traveling Fellow の受入れに関する申し合わせ

- 1 本申し合わせは、国際委員会内規第2条(2)に基づき、Travelling Fellow の受け入れについて定めるものである。
- 2 Traveling Fellow は原則として受け入れ施設で対応する。
- 3 滞在期間中の学術集会、専門医会、地方会などの集会には積極的に参加し、本医学会会員との交流を深めるものとする。
- 4 国際委員会担当理事及び国際委員会委員長は、Traveling Fellow が移動の途中で都合がつく場合、同人の訪問を受けることができる。(特に義務づけない。)
- 5 第2項の学術集会などへ出席の費用(実費)は、本人の出席希望と研修担当責任者の推薦(書式による)により、国際委員会担当理事と委員長の判断で本医学会から支出することができる。なお、支出の上限は、5万円とする。
- 6 認定証書は、第3項の場合は国際担当理事(ないし委員長)、その他の場合は研修施設の担当者によって授与する。

附 則

本申し合わせは、平成13年11月17日より施行する。

論文賞の選考と表彰に関する内規

(目的)

第1条 本内規は、公益事業基金に関する規則第4条に基づき、会誌に掲載された論文のうち、リハビリテーション医学の発展に寄与する優秀な論文の表彰について定めるものである。

(表彰の種類)

第2条 表彰の種類は、次のとおりとする。

- (1) 日本リハビリテーション医学会最優秀論文賞 年間で最も優秀と認められた論文1編
- (2) 日本リハビリテーション医学会優秀論文賞 優秀と認められた論文1編
- (3) 日本リハビリテーション医学会奨励論文賞 若手研究者（投稿時点で35歳以上が筆頭著者である論文の中で、最優秀と認められた論文1編

(対象)

第3条 表彰の対象は、次のとおりとする。

- (1) 会員でありかつ筆頭著者であること
- (2) 総会の前年1月から12月の間に会誌に掲載された原著論文、短報であること

(重複受賞)

第4条 同一論文の最優秀論文賞または優秀論文賞と奨励論文賞との重複受賞は認めない。

- 2 異なる論文において、同一著者の最優秀論文賞または優秀論文賞と奨励論文賞との重複受賞はこれを妨げない。
- 3 最優秀論文賞または優秀論文賞の受賞者は、受賞後2年間は選考対象から除外される。
- 4 奨励論文賞の受賞者は、受賞後2年間は同賞の選考対象から除外される。ただし、最優秀論文賞または優秀論文賞の選考対象となることは可能である。

(選考委員会)

第5条 第2条に定める各賞を選定するため、選考委員会を設ける。

- 2 選考委員会は、編集委員会が兼務する。
- 3 選考委員会の運営は、別に定める。

(選考方法)

第6条 選考委員会各委員が、別に定める採点基準に従って、該当年度の選考対象論文を採点する。

- 2 採点結果を集計し、最優秀または優秀論文賞候補論文および奨励論文賞候補論文のうち、それぞれ上位3論文を受賞候補論文とする。
- 3 選考委員会は、前項の受賞候補論文を対象に審議を行い、各賞1編を選定する。
- 4 理事会は、選考委員会の議に基づき最優秀論文賞1編、優秀論文賞1編、奨励論文賞1編を決定する。

(表 彰)

第7条 筆頭著者に対し、賞状ならびに賞金を本学会年次総会において理事長より授与する。

2 賞金額は、最優秀論文賞 20 万円、優秀論文賞 10 万円、奨励論文賞 10 万円とする。

(公 示)

第8条 選考委員会は、選考経過、受賞論文、受賞者を会誌に公示する。

附 則

本内規は、平成13年1月27日より施行する。

平成20年9月27日より施行する。

論文賞の採点に関する申し合わせ

1 本申し合わせは、論文賞の選考と表彰に関する内規に基づき、論文賞の採点について定めるものである。

2 対象論文一覧表に基づき、対象論文を通読し、論文ごとに次の5項目について、3段階での採点をする。意見・コメントがあれば付記する。ただし、選考委員自身が著者になっている論文については、その選考委員を対象論文の採点から外す。

(1) 採点項目は次のとおりとする。()内は各項目のチェックポイントである。

- 1) テーマの独創性・重要性 (斬新性、臨床的有用性、タイムリー性、会員への貢献度など)
- 2) 研究デザイン (仮説、方法論の明快さ・適切性、統計学的手法の適切性など)
- 3) データの提示 (データ提示方法の明確さなど)
- 4) データの解釈 (解釈の適切性、研究の限界への言及など)
- 5) 論文の完成度 (全体の構成、論旨の流れや記述の明快さなど)

(2) 採点基準は3段階とし、2, 1, 0の得点を与える。

2 : 特に優れている

1 : 優れている

0 : 普通

3 採点方法は、論文ごとに各採点項目の得点を集計し、その論文の総合得点とする。

附 則

本申し合わせは、平成13年1月27日より施行する。

専門医の生涯教育及び資格更新に関する内規

(目的)

第1条 本内規は、専門医制度に関する規則第7条に基づき、リハビリテーション科専門医(以下、専門医という)の生涯教育及び資格更新について定めるものである。

(生涯教育基準)

第2条 専門医の資格更新に係わる生涯教育基準は、本条第2項及び第3項に定めるところにより5年間に200単位の履修並びに専門医活動報告とする。

2 単位の履修及び要件は、次のとおりとする。

- (1) 履修大項目は学会参加、教育研修講演等受講、論文、学会発表等とする。
- (2) 大項目に定める項目及び単位は、別に定める(別表)。
- (3) 本医学会年次学術集会及び専門医会学術集会参加による単位を必須とする。

3 専門医活動報告の項目は、次のとおりとする。

- (1) 専門医診療活動
- (2) 医療倫理と安全に関する自己研修
- (3) (1)(2)に定める報告の方法は、別に定める。

(生涯教育研修)

第3条 生涯教育研修は、次のとおりとする。

- (1) 本医学会学術集会会長が主催する研修
- (2) 地方会組織が主催する研修
- (3) 教育委員会が企画する研修
- (4) 認定委員会が承認する研修

2 生涯教育研修の講習内容や手続き等は、別に定める。

(資格更新)

第4条 専門医の資格更新は、5年毎に行う。

2 最初の資格更新の期間は、認定を受けた年度の翌年度の4月1日から起算するものとする。

3 資格更新の手続きは、別に定める。

附 則

本内規は、平成15年6月18日より施行する。

平成18年9月30日より施行し、平成19年4月1日より適用する。

平成19年1月27日より施行し、平成19年4月1日より適用する。

第2条第2項(3)は、平成24年4月1日以降の更新より適用する。

専門医の資格更新に関する申し合わせ

1 目的

本申し合わせは、専門医の生涯教育及び資格更新に関する内規（以下、内規という。）第4条第3項に基づき、専門医の資格更新に関する手続きについて定めるものである。

2 資格更新の時期

専門医の資格更新は、毎年4月1日とする。

3 資格更新の審査

認定委員会は、専門医が内規第2条に定める単位を履修しているか否かを審査する。

4 審査結果の通知

認定委員会は、前項の規定により資格更新が適格と判定したものについては、専門医資格更新決定通知書と併せて専門医資格更新申請書を送付する。

5 資格更新の保留

- (1) 内規第2条に定める所定の単位を取得していないため、不適格の判定を受けた者は、資格喪失の日（4月1日）から資格更新の期間を2年間保留することができる。
- (2) (1)の規定の適用を受ける者は、専門医の資格を停止するものとする。
- (3) 第3項の規定により不適格と判定した者に対し専門医資格更新（保留・保留辞退）通知書及び専門医資格更新（保留・保留辞退）申請書を送付する。
- (4) 認定委員会は専門医資格更新（保留・保留辞退）申請書を提出した者のうち保留辞退を申請した者に対しては、専門医の登録を抹消するものとする。

6 保留期間を有する者の審査

- (1) 保留期間を有する者については、保留期間内又は保留期間経過後最初の4月1日に、第3項に規定する資格更新の審査を行う。
- (2) 資格更新が適格と判定した者については、第4項の規定を準用する。
- (3) 資格更新が不適格と判定した者については、専門医資格喪失決定通知書を送付する。

7 資格更新の登録

- (1) 専門医資格更新申請書の提出及び資格更新登録料が納入されたときは専門医の更新登録を行うものとする。
- (2) 専門医に更新登録された者には専門医更新認定証及び専門医教育研修記録証を交付する。

8 資格喪失に対する不服申し立て

- (1) 第6項(3)の規定により専門医資格喪失決定通知書を受領した者は、通知書を受領した日から3か月以内に理事長に対し専門医資格喪失不服申立書によ

り不服を申し立てることができる。

- (2) 認定委員会は、(1)の規定により不服の申し立てがあったときは、改めて第3項に定める審査を行う。
- (3) 理事長は、認定委員会の審査結果に基づき、速やかに理由を付して通知するものとする。

9 資格更新の猶予

- (1) 資格更新の際、次の各号に定める事由により生涯教育研修が受講できなかった場合、内規第2条第1項に定める5年間の期間に対して、それぞれの期間猶予することができる。
 - 1) 留学 留学期間の範囲内の期間
 - 2) 疾病・出産等 保険医としての業務を遂行できなかった期間の範囲の期間
- (2) (1)の規定により更新の猶予を受けようとする者は、専門医更新時期猶予申請書様式7に証明書類を添えて申請するものとする。
- (3) 猶予の期間に取得した単位は、取り消すものとする。
- (4) 期間は、年度(4月1日から翌年3月31日まで)を単位とする。

10 資格更新等の承認

認定委員会は、第3項又は第6項の規定により資格更新が適格と判定された者、第5項(1)の規定により更新期間を保留する者、同項(4)により保留辞退する者及び第9項の資格更新の猶予を受ける者については、理事会の承認を得るものとする。

11 公 示

第4項及び第6項(2)により資格を更新した者の氏名を「The Japanese Journal of Rehabilitation Medicine」に公示する。

12 取得単位の通知

- (1) 認定委員会は、毎年、内規第2条第2項(1)の単位及びその他の単位に区分して、専門医が取得した単位を通知するものとする。
- (2) 認定委員会は、専門医に対し必要に応じて生涯教育講演の受講等について勧告する。

13 本申し合わせに関する書式は、別に定める。

附 則

この申し合わせは、平成15年9月27日より施行する。

認定臨床医の生涯教育及び資格更新に関する内規

(目的)

第1条 本内規は、認定臨床医制度に関する規則第5条に基づき、認定臨床医の生涯教育及び資格更新について定めるものである。

(生涯教育基準)

第2条 認定臨床医の資格更新に係わる生涯教育基準は、本条第2項に定めるところにより5年間に200単位を履修するものとする。

2 単位の履修及び要件は、次のとおりとする。

- (1) 履修大項目は学会参加、教育研修講演等受講、論文、学会発表等とする。
- (2) 大項目に定める項目及び単位は、別に定める(別表)
- (3) 本医学会年次学術集会あるいは地方会学術集会参加による単位を必須とする。

(生涯教育研修)

第3条 生涯教育研修は、次のとおりとする。

- (1) 本医学会学術集会会長が主催する研修
- (2) 地方会組織が主催する研修
- (3) 教育委員会が企画する研修
- (4) 認定委員会が承認する研修

2 生涯教育研修の講習内容や手続き等は、別に定める。

(資格更新)

第4条 認定臨床医の資格更新は、5年毎に行う。

- 2 最初の資格更新の期間は、認定を受けた年度の翌年度の4月1日から起算するものとする。
- 3 資格更新手続きは、別に定める。

附 則

本内規は、平成15年6月18日より施行する。

第2条及び第4条の規定は、平成16年4月1日以降の更新より適用する。

平成18年9月30日より施行し、平成19年4月1日より適用する。

平成19年1月27日より施行し、平成19年4月1日より適用する。

第2条第2項(3)は、平成24年4月1日以降の更新より適用する。

認定臨床医の資格更新に関する申し合わせ

1 目的

本申し合わせは、認定臨床医の生涯教育及び資格更新に関する内規(以下、内規という。)第4条第3項に基づき、認定臨床医の資格更新に関する手続きについて定めるものである。

2 資格更新の時期

認定臨床医の資格更新は、毎年4月1日とする。

3 資格更新の審査

認定委員会は、認定臨床医が内規第2条及び別表 専門医・認定臨床医生涯教育の履修項目及び単位を履修しているか否かを審査する。

4 審査結果の通知

認定委員会は、前項の規定により資格更新が適格と判定した者については、認定臨床医資格更新決定通知書と併せて認定臨床医資格更新申請書を送付する。

5 資格更新の保留

- (1) 第3項の規定により所定の単位を取得していないため、不適格の判定を受けた者は、資格喪失の日の翌日から資格更新の期間を2年間保留することができる。
- (2) (1)の規定の適用を受ける者は、認定臨床医の資格を停止するものとする。ただし、生涯教育研修会等に参加し必要な単位を履修することができる。
- (3) 第3項の規定により不適格と判定した者に対し認定臨床医資格更新(保留・保留辞退)通知書及び認定臨床医資格更新(保留・保留辞退)申請書を送付する。
- (4) 認定委員会は、認定臨床医資格更新(保留・保留辞退)申請書を提出した者のうち保留辞退を申請した者に対しては、認定臨床医の登録を抹消するものとする。

6 保留期間を有する者の審査

- (1) 保留期間を有する者については、保留期間内又は保留期間経過後最初の4月1日に、第3項に規定する資格更新の審査を行う。
- (2) 資格更新が適格と判定した者については、第4項の規定を準用する。
- (3) 資格更新が不適格と判定した者については、認定臨床医資格喪失決定通知書を送付する。

7 資格更新の登録

- (1) 認定臨床医資格更新申請書の提出及び資格更新登録料が納付されたときは認定臨床医の更新登録を行うものとする。
 - (2) 認定臨床医に更新登録された者には、認定臨床医更新認定証及び認定臨床医生涯教育研修記録証を交付する。
- 8 資格喪失に対する不服申立て
- (1) 第6項(3)の規定により認定臨床医資格喪失決定通知書を受領した者は、通知書を受領した日から理事長に対し3か月以内に認定臨床医資格喪失不服申立て書により不服を申し立てることができる。
 - (2) 認定委員会は、(1)の規定により不服の申し立てがあったときは、改めて第3項に定める審査を行う。
 - (3) 理事長は、認定委員会の審査結果に基づき、速やかに理由を付して通知するものとする。
- 9 資格更新の猶予
- (1) 資格更新の際、次の各号に定める事由により生涯教育研修が受講できなかった場合、内規第2条第1項に定める5年の期間に対して、それぞれの期間猶予することができる。
 - 1) 留学 : 留学期間の範囲内の期間
 - 2) 疾病・出産等 : 保険医としての業務を遂行できなかった期間の範囲内の期間
 - (2) (1)の規定により更新の猶予を受けようとする者は、認定臨床医更新時期猶予申請書様式7に証明書類を添えて申請するものとする。
 - (3) 猶予の期間に取得した単位は、取り消すものとする。
 - (4) 期間は、年度(4月1日から翌年3月31日まで)を単位とする。
- 10 資格更新等の承認
- 認定委員会は、第3項又は第6項の規定により資格更新が適格と判定された者、第5項(1)の規定により更新期間を保留する者、同項(4)により保留辞退する者及び第9項の資格更新の猶予を受ける者については、理事会の承認を得るものとする。
- 11 公 示
- 第4項及び第6項(2)により資格を更新した者の氏名を「The Japanese Journal of Rehabilitation Medicine」に公示する。
- 12 取得単位の通知
- (1) 認定委員会は、毎年、内規第2条第2項(1)の単位及びその他の単位に区分して、認定臨床医が取得した単位を通知するものとする。

- (2) 認定委員会は、認定臨床医に対し必要に応じて生涯教育講演の受講等について勧告する。

13 本申し合わせに関する書式は、別に定める。

附 則

この申し合わせは、平成14年3月23日より施行し、平成14年4月1日から適用する。

平成14年7月27日より施行し、平成14年4月1日から適用する。

別表 専門医・認定臨床医生涯教育の履修項目及び単位

大項目	項 目	履修単位
(1) 学会参加の 単位	a) 本医学会学術集会（以下「年次学術集会」）	20単位
	b) 本医学会地方会学術集会（以下「地方会」）	10単位
	c) 本医学会が認める国際学会（以下「国際学会」） *1	10単位
	d) 本医学会専門医会学術集会（以下「専門医会」）	10単位
	e) 日本医学会総会	10単位
	f) リハビリテーション医学に関係のある全国規模の学会学術集会（以下「関連学会」） *2	10単位
(2) 教育研修講演 等受講の単位 *6	a) 「年次学術集会」で行われる教育研修講演（1回につき4講演まで受講単位を認める）	10単位
	b) 「地方会」で行われる教育研修講演（1回につき4講演まで受講単位を認める。但し、地方会学術集会と同時開催の場合は3講演までとする）	10単位
	c) 本医学会が主催または後援する研修会（以下「関連研修会」） *3	20単位
	d) 「専門医会」で行われる教育研修講演（1回につき3講演まで受講単位を認める）	10単位
	e) 「関連学会」で行われる教育研修講演（1回につき2講演まで設定できる）	10単位
	f) 地方で定期的に行われる研究会や学術集会での教育研修講演 *4（1回の集会につき1講演まで設定できる）	10単位
	g) 地方会が認める講演 *5（1回の集会につき1講演まで設定できる）	5単位
(3) 論文の単位	a) 会誌「The Japanese Journal of Rehabilitation Medicine」（以下、「会誌」）掲載の原著、短報、症例報告、総説等の筆頭著者	30単位
	同 筆頭著者以外の著者	10単位
	b) 「会誌」以外のリハ関連雑誌 *7 の筆頭著者	20単位
	同 筆頭著者以外の著者	10単位
(4) 学会発表等の 単位	a) 「年次学術集会」・「国際学会」でのシンポジウム、パネルディスカッション、特別講演等の筆頭演者	15単位
	b) 「年次学術集会」・「国際学会」での一般発表（口演、ポスター）の筆頭演者	10単位
	c) 「地方会」・「専門医会」での発表筆頭演者	10単位
	d) 「年次学術集会」・「関連研修会」・「地方会」・「専門医会」・「関連学会」での教育講演・実習担当者	15単位

<註>

*1～*3 毎年別に定める。

*4 各地方で定期的に行われ教育委員会が認定したリハビリテーション関係の集会における教育研修講演

*5 a)～f)以外の集会における講演。地方会が認定する。

*6 教育研修講演および講演に関する規定・申請・認定の方法等については別に定める。

*7 毎年別に定める。

附則

本別表は、平成18年6月1日から施行し、平成19年4月1日より適用する。

地方会組織における生涯教育研修会に関する内規

(目的)

第1条 本内規は、地方会組織に関する規則第5条第1項(2)に基づき、生涯教育研修会について定めるものである。

(支援)

第2条 生涯教育研修会(以下、研修会という)は、受講者が質の高いリハビリテーション医療を提供するとともに、リハビリテーション医学の発展に寄与できるよう、継続的な卒後の生涯教育を支援するものである。

(目標)

第3条 研修会の目標は、リハビリテーション医学に関する実践的な知識、リーダーシップ能力、最新の研究情報などの獲得にある。

(内容)

第4条 研修会の内容は以下に基づくものとする。

- (1) 本医学会の定める教育大綱、専門医制度卒後研修カリキュラムに準拠すること
- (2) リハビリテーション医学の科学的進歩に即したものであること
- (3) リハビリテーション医学の研究や実地診療に直結する実践的なものであること
- (4) 障害に関連した保健・医療・福祉の問題にも対応すること

(実施)

第5条 研修会の実施は、別に定める申し合わせに従う。

附 則

本内規は、平成15年9月27日から施行する。

地方会組織における生涯教育研修会の実施に関する申し合わせ

- 1 本申し合わせは、地方会組織に関する規則第5条第1項(2)及び地方会組織における生涯教育研修会に関する内規第5条に基づき、地方会組織の行う生涯教育研修の実施要領について定めるものである。
- 2 地方会組織の行う生涯教育研修とは、別表 専門医・認定臨床医生涯教育の履修科目及び単位に規定する教育研修をいう。
- 3 開催の回数・時間は以下に定めるものとする。
 - (1) 開催は原則として、年に2回以上とする。地方会学術集会のプログラムとして同日開催も可能とする。
 - (2) 1講演は45分以上とし、研修会を単独で開催する場合には1回40単位の取得を超えないものとする。地方会学術集会と同日に開催する場合は1回30単位の取得を超えないものとする。
- 4 講演内容は以下に定めるものとする。
 - (1) 講演内容はリハビリテーション医学に関連するものとし、ガイドラインに沿って卒後の生涯教育に相応しいものとなるよう配慮する。
 - (2) 講演内容は、リハビリテーション医学の広い分野から選択し、同じ分野の講演が短期間に繰り返し行われぬよう配慮する。
- 5 講師資格は以下に定めるものとする。

講師はリハビリテーション科専門医が望ましい。

また、専門医以外の者を講師とする場合は、原則として次のいずれかの条件を満たすこととする。なお、同一の講師が短期間に繰り返し選定されないよう配慮する。

 - (1) 大学の教授・准教授・講師の職務に従事する医師
 - (2) かつて(1)であった医師
 - (3) 10年以上医師の経歴をもち、なおかつその領域の学識を有する者
 - (4) 医師以外では、大学の教授・准教授の職務に従事する者、あるいは、かつて教授・准教授の職務に従事した者
- 6 研修会の審査は以下に定めるものとする。
 - (1) 研修会担当委員は、企画された研修会が教育委員会の定める4項の「講演内容」及び5項の「講師資格」基準を遵守し、ガイドラインに則したものであるかを審査する。
 - (2) 研修会担当委員は、研修会が基準及びガイドラインを遵守しているかの判断が困難な場合、教育委員会に審査を依頼することができる。
- 7 開催手続き、報告及び受講カードは以下に定めるものとする。
 - (1) 研修会担当委員は、決定した講演内容を次の通り本医学会事務局に通知する。
 - 1) 「開催届け出」(フォーマットは本医学会ホームページからダウンロード)

に必要事項を入力し、本医学会事務局に電子メールにより通知する。

- 2) 通知は開催日の3か月以上前とする。
 - 3) 学会事務局は、1)の「開催届け出」を受理後ただちに学会誌掲載の予定号を研修会担当委員に連絡する。
- (2) 前項(2)に定める審査を求める場合は、以下の手順とする。
- 1) 研修会開催日の4か月以上前に「開催届け出」に、講師略歴・講演抄録(400字以内)を添付し、「教育委員会審査依頼」と添え書きして電子メールにより学会事務局に送信する。
 - 2) 研修会担当委員は、教育委員会より審査の結果変更を求められた場合は、内容を修正し、開催日の3か月前までに前号1)と同様に届け出をする。
- (3) 研修会担当委員は、研修会の実施状況を研修実施後1か月以内に、所定の様式により教育委員会に提出する。
- (4) 研修会開催者は、研修会担当委員の印を捺印した受講カード(白)を受講者に配布し、半券を回収し学会事務局に返却する。

8 資料などの提出は以下に定めるものとする。

- (1) 研修会担当委員は、理事長からの要請に応じ、生涯教育研修会の実施予定資料を提出する。
- (2) 理事長は研修会の教育項目、内容等について研修担当委員に意見を述べることができる。

附 則

本申し合わせは、平成15年9月27日より施行する。

平成19年1月17日より施行し、平成19年4月1日より適用する。

平成20年9月27日より施行する。

実習研修の実施指針に関する申し合わせ

1 目的

本申し合わせは、教育委員会の活動内容に関する申し合わせ1(2)に基づき、臨床知識のみならず技術の習得並びに向上を図るための実習研修に関する指針について定めるものである。

2 領域

実習研修は、リハビリテーション医学に関係する疾患・分野やリハビリテーションに関する技能のうち、実習研修としての企画が有用であると考えられる領域について行う。企画は、本医学会が定める専門医卒後研修カリキュラムに基づき、教育委員会がこれにあたる。

3 概要

- (1) ここでいう実習研修とは、講義および実習、試験より成る、2-3日程度の研修会を指す。
- (2) 十分な症例数の実習または時間数の技能の実習を行なうものとする。
- (3) 実習研修には、次の2種が含まれる。
 - 1) リハビリテーション医学に関係する教育機関、施設、各種団体が企画する研修会のうち、共催の申し込みのあったものについて、リハビリテーションに関する技能の修得を目指すに相応しい内容を包含するものを教育委員会で検討し、共催としての企画とする。
 - 2) 必要と思われる分野については、教育委員会が企画から協力して、相応しい内容・指導者による新規の研修会を実現させる。

4 実施

実習研修は、別に定める「実習研修の実施要領に関する申し合わせ」に基づいて実施する。

5 資格・単位との関連

本医学会の認定臨床医ならびに専門医受験資格としての位置づけ、及び、生涯教育単位としての認定などについては、認定委員会など関連部門と検討の上、一定の単位を付与する。

附 則

本申し合わせは、平成18年4月22日より施行する。

実習研修の実施要領に関する申し合わせ

- 1 本申し合わせは、教育委員会の活動内容に関する申し合わせ1(2)に基づき、本医学会が主催または共催する実習研修（以下、研修という）に係る実施要綱について定めるものである。
- 2 研修は、教育委員会が担当し、本医学会リハビリテーション科専門医及びこれと同等の者が指導責任者として、専門医制度卒後研修カリキュラムに基づき研修を行うものとする。
- 3 本医学会が共催する研修とは、本医学会以外の団体等と共同で企画、運営にあたる研修をいう。
- 4 共催する研修に係る運営経費等の本医学会支出予算は、企画調整経費（テキスト等資料を含む。）として収支に応じて20万円以内を分担する。
- 5 研修を共催する団体等は、次の各号に定める基準によるものとする。
 - (1) 相手方共催者についての基準
 - 1) 国若しくは地方公共団体又はこれらの行政機関
 - 2) 学校等の教育機関及びこれらの連合体
 - 3) 公益法人及びこれに準ずる団体
 - 4) その他理事会が適当と認めたもの
 - (2) 事業内容についての基準
 - 1) 社団法人日本リハビリテーション医学会の教育活動に寄与するもの
 - 2) 研修参加者の募集が原則として全国にわたるもの
- 5 申請手続

共催による研修を申請する者は、年度毎に所定の研修事業申請書を次の各号に定めた書類と共に理事長に提出する。

 - (1) 指導責任者及び指導者の名簿（所属施設・職名、所有資格等を含む。）
 - (2) 研修の日程・時間割表及び研修内容
- 6 研修の承認
 - (1) 教育委員会は、前項の研修事業申請書類に基づき審査を行う。
 - (2) 理事長は、教育委員会が審査した研修に対して、理事会の議を経て研修共催を承認する。
- 7 研修の報告
 - (1) 研修を実施した者は、研修の終了後次の各号に定める資料と共に、実施報告書を教育委員会に提出する。
 - 1) 研修内容に関するアンケートの集計報告
 - 2) 試験問題及び結果の集計（平均点・最高点・最低点）
 - 3) 出席者名簿
 - (2) 研修を実施した者は、研修の終了後、事業実施報告書（収支決算を含む。）

を理事長に提出する。

附 則

本申し合わせは、平成15年9月27日より施行し、平成15年4月1日より適用する。
平成17年6月16日より施行する。

専門医会研究補助金に関する内規

(目的)

- 第1条 本内規は、専門医会に関する規則第3条(3)に基づき、リハビリテーション科専門医(以下、専門医という)の個人研究を補助し、研究活動の活性化を図る目的のため、専門医会研究補助金(以下、補助金という)について定めるものである。
- 2 補助金は、研究費に恵まれていない若手を対象とし、主として臨床研究を支援するものとする。

(申請資格)

- 第2条 補助金の申請資格は、45歳以下の専門医で、かつ専門医取得後5年以内の個人とする。
- 2 補助金の交付は1回限りとし、一度補助金の交付を受けた者には、以後の申請資格は認めない。

(申請方法等)

- 第3条 補助金の申請は所定の申請用紙によるものとし、申請期間は当該年度の専門医会学術集会通常総会開催日より30日間とする。所定の申請用紙は別に定める。

(補助金)

- 第4条 補助金は、1件20万円とし、3件を上限とする。

(選考方法)

- 第5条 補助金の選考は、専門医会幹事会が行う。
- 2 専門医会幹事会の選考結果は、理事会の承認を得ることとする。

(助成証書の交付)

- 第6条 補助金の助成証書は、本医学会総会において、受彰者に対し、理事長より交付する。

(報告)

- 第7条 受彰者は、受彰した次年度の専門医会学術集会において、研究発表を行うものとする。
- 2 受彰者は1200字以内の研究報告書を作成し、専門医会幹事会、理事会に報告した後、会誌に掲載する。

附 則

- 本内規は、平成22年11月27日より施行する。

平成 年度 日本リハビリテーション医学会専門医会研究補助金 申請書

申請者名	
生年月日、年齢	年 月 日 (満 歳)
所属機関 所属科	
所属機関所在地	
電話番号	
FAX	
E-mail	
専門医番号	
専門医取得年	

研究題名	
研究目的、方法、期待される成果とリハ医学における貢献度(600字以内)	
主研究者、または共同研究者としての他の研究費取得状況	

研修施設の認定に関する内規

(目的)

第1条 本内規は、専門医制度に関する規則第6条及び認定臨床医の認定に関する内規第2条(2)1)に基づき、研修施設の基準並びに認定に関する手続きについて定めるものである。

(認定基準)

第2条 本医学会が認定するリハビリテーション科専門医(以下、専門医という)が指導責任者として常勤し、専門医制度卒後研修カリキュラムに基づき研修を行うものとする。

- 2 研修施設の資格の細目及び手続き等は、別に定める。
- 3 指導責任者の資格は、別に定める。
- 4 専門医制度卒後研修カリキュラムは、別に定める。

(研修施設認定)

第3条 認定委員会は、研修施設認定申請書類に基づき審査を行う。

- 2 理事長は、認定委員会が審査した研修施設に対して、理事会の議を経て研修施設を認定し、認定証を交付する。

(研修施設の資格喪失)

第4条 研修施設は、次の各号の何れかに該当する場合、認定委員会が審査し、理事会の議を経てその資格を喪失する。

- (1) 指導責任者が常勤として在職しなくなったとき
- (2) 専門医制度卒後研修カリキュラムに基づく研修ができなくなったとき
- (3) 研修施設としての資格を辞退したとき

(改 廃)

第5条 本内規の改廃は、理事会の議を経て、評議員会及び総会において承認を得ることとする。

附 則

本内規は、平成4年4月1日より施行する。
平成15年6月18日より施行する。
平成16年9月18日より施行する

研修施設の認定に関する申し合わせ

1 目的

本申し合わせは、研修施設の認定に関する内規第2条第2項に基づき、研修施設の資格に関する細目及び手続きについて定めるものである。

2 研修施設の資格

- (1) 研修施設の資格は、以下の各号の要件を満いる。
- (2) 専門医制度卒業研修カリキュラムに基づいた研修が可能である。
- (3) 原則として、リハビリテーション科病床を有していることが望ましい。
- (4) リハビリテーションに関する教育・研究活動が行われている。

3 研修施設認定申請

研修施設の認定を受けようとする機関は、以下の書類を理事長に提出しなければならない。

- (1) 研修施設認定申請書
- (2) 指導責任者勤務証明書
- (3) 研修施設内容証明書
- (4) リハビリテーション科カリキュラム

4 研修施設の報告義務

認定を受けた研修施設は、年1回所定の研修施設年次報告書を認定委員会に提出する。また、研修施設において以下の事項について変更があった場合は、その都度研修施設変更届を提出し、認定委員会の承認を受ける。

- (1) 指導責任者及び施設長の変更
- (2) その他報告を必要とする研修施設内容の変更

5 研修施設の認定取り消し

研修施設認定に関する内規第4条に定める資格喪失の該当事項とともに、次の事項に該当する場合は、理事会の議を経てその認定を取り消す。

- (1) 年次報告書の提出がなかったとき
- (2) 年次報告書の内容が、本医学会が定める専門医制度卒業研修カリキュラムを実施するための条件を十分に満たさなくなったとき
- (3) 申請または報告の内容に虚偽の記載があったとき

6 第3項と第4項に関する書式は、別に定める。

附 則

本申し合わせは、平成15年9月27日より施行する。

平成16年9月18日より施行する。

平成18年7月22日より施行する。

指導責任者の認定に関する申し合わせ

1 目的

本申し合わせは、研修施設の認定に関する内規第2条第3項に基づき、専門医制度卒後研修カリキュラムにおける指導責任者の資格とその認定に関する手続きについて定めるものである。

2 指導責任者の資格

指導責任者の資格は以下の条件を満たすもので、認定委員会においてその資格の妥当性を審査し、理事会の議を経て理事長が認定する。

- (1) 専門医制度に関する規則（平成15年6月18日より施行）により認定されたリハビリテーション科専門医であること
- (2) リハビリテーション医学・医療に関する診療・教育・研究活動に従事しており、それに関する論文あるいは本医学会学術集会・地方会における発表を、5つ以上有すること

3 指導責任者の申請

指導責任者の認定を受けようとするものは、以下の書類を理事長に提出しなければならない。

- (1) 指導責任者認定申請書
- (2) リハビリテーション医療に従事してきた職歴、並びに現在の役職名
- (3) 第2項(2)に記載された実績としての内容証明（別刷りまたはコピー、口演抄録コピー）

4 指導責任者の認定

指導責任者の認定は、次により行う。

- (1) 認定委員会は、申請書類に基づき、指導責任者の資格審査を行う。
- (2) 認定は、資格審査に合格した者に対して、理事会の議を経て、理事長が指導責任者認定証を交付し、指導責任者登録簿に登録することによって行う。

5 指導責任者資格の更新

指導責任者資格の更新については、次により行う。

- (1) 認定委員会は、5年ごとに資格更新のため、各指導責任者の調査を行う。
- (2) 指導責任者は、過去5年の診療・教育活動の実績報告書を認定委員会に提出する。
- (3) 認定委員会は、実績報告書の調査結果に基づき指導責任者の資格更新の審査を行う。
- (4) 更新は、審査に合格した者に対して、理事会の議を経て、理事長が指導責任者認定証を交付し、指導責任者登録簿に更新登録することによって行う。
- (5) 指導責任者の資格更新は、毎年4月1日とする。
- (6) 資格更新の期間は、認定を受けた年度の翌年度の4月1日から起算するものとする。

- 6 資格更新の猶予については、次により行う。
- (1) 次の各号に定める事由により資格更新のための実績報告書を提出できなかった場合、第5項(1)に定める5年間の期間に対して、それぞれの期間猶予することができる。
 - 1) 留学 留学期間の範囲内の期間
 - 2) 疾病・出産等 保険医としての業務を遂行できなかった期間の範囲の期間
 - (2) 前号の規定により更新の猶予を受けようとする者は、指導責任者更新時期猶予申請書に証明書類を添えて申請するものとする。
 - (3) 期間は、年度(4月1日から翌年3月31日まで)を単位とする。
- 7 指導責任者資格の喪失については、次により行う。
- (1) 次の事項に該当する者に対しては、理事会の議を経て、指導責任者の認定を取り消すものとする。
 - 1) リハビリテーション科専門医の資格を喪失したとき
 - 2) 指導責任者の資格を辞退したとき
 - 3) 本医学会認定委員会による資格更新の審査で不合格であったとき
 - 4) 申請または報告の内容に虚偽の記載があったとき
 - (2) 前号の規定に該当する者については、理事会の議を経て、理事長名で指導責任者資格喪失決定通知書(別紙様式)を送付する。
- 8 本申し合わせに関する書式は、別に定める。

附 則

本申し合わせは、平成15年9月27日より施行し、平成15年6月18日より適用する。(平成15年9月27日現在、本医学会が認定した研修施設において勤務している専門医は、この申し合わせに定める指導責任者とみなす。なお、資格更新の起点は平成15年4月1日とする。)

平成15年11月15日より施行し、平成15年9月27日より適用する。

平成20年6月3日より施行する。

リハビリテーション関連専門職連絡会議に関する規則

(目 的)

第1条 本規則は、定款第4条（5）に基づき、リハビリテーションに関連する分野に属する専門職の連携を目的としたリハビリテーション関連専門職連絡会議（以下、連絡会議という）の運用について定めるものである。

(協 議)

第2条 連絡会議は、専門職相互に関連する保健・医療・福祉・教育・研究・その他についての情報の交換を行う。

2 必要に応じて専門職間の協力・支援体制について協議する。

(構 成)

第3条 連絡会議は、本医学会関連専門職委員会担当理事及び委員ならびに各関連専門職団体・学会を代表する委員をもって構成する。

(運 営)

第4条 連絡会議の事務は、当面の間、本医学会関連専門職委員会が行う。

附 則

本規則は、平成11年11月20日より施行する。

情報公開に関する規則

(目的)

第1条 本規則は、本医学会として「公益法人の設立許可及び指導監督基準」及び「公益法人に対する検査等の委託等に関する基準」(平成8年9月20日閣議決定、平成9年12月16日一部改正)及び「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針」(平成8年12月19日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ、平成9年12月16日一部改正、平成10年12月4日一部改正、平成12年12月26日一部改正)に規定された情報公開に関する事項を定めるものである。

(管理)

第2条 本医学会の情報公開に関する事務は、学会事務局が管理する。

(情報公開の対象とする資料及び備え置き)

第3条 情報公開の対象とする資料は次の各号に掲げるものとし、情報公開に係る資料の閲覧場所に常時備え置くものとする。

- (1) 定款
- (2) 役員名簿
- (3) 社員名簿
- (4) 事業報告書
- (5) 計算書類
 - 1) 収支計算書
 - 2) 正味財産増減計算書
 - 3) 貸借対照表
 - 4) 財産目録
- (6) 事業計画書
- (7) 収支予算書

2 前項の資料は次のものとする。

- (1) (1)、(2)及び(3)については、可能な限り最新の状態のもの
- (2) (5)及び(7)については「公益法人会計基準」に準拠し作成されたもの

3 第1項の資料のうち(4)及び(5)については、当該事業年度終了後3カ月以内に備え、次事業年度の資料が備え置かれるまでの間備え置くものとする。

(閲覧場所及び閲覧日時)

第4条 情報の閲覧場所は、本医学会事務局とする。

2 閲覧の日は、本医学会事務局の休日以外の日とし、閲覧の時間は、午前10時から午後4時までとする。

(閲覧申請の方法及び閲覧の実施等)

第5条 公開情報の閲覧を希望する者から第3条に定める資料の閲覧の申請があったときは、次により取り扱うものとする。

- (1) 様式1に定める閲覧申請書に必要事項を記入し提出を受ける。

- (2) 学会事務局の受付担当者は、閲覧申請書が提出されたときは、様式2に定める閲覧受付簿に必要事項を記載する。
- 2 第3条第1項に掲げる資料以外の資料について閲覧を求められた場合は、情報公開の対象を第3条第1項に限定している旨を説明する。
- 3 第3条第1項に掲げる資料の内容等に関して説明を求められた場合には学会事務局長が応答し、様式3に定める質疑応答記録簿に記載整理する。

附 則

本規則は、平成15年1月25日より施行する。

学会が行った調査データの二次利用に関する規則

(目的)

第1条 本規則は、本医学会の管理下にある調査データ（以下、データという）を、会員が学術目的等で二次利用する際の手続き等について定めるものである。

(データ利用の目的)

第2条 データの利用は、本医学会の調査担当委員会以外の各種委員会活動や会員が学術目的に利用することに限る。

(利用者)

第3条 利用代表者は、会員であることを要する（又は、会員でなければならない）。

(利用申請書)

第4条 利用を希望する者は、（別紙様式1）のデータ利用申請書を提出する。

(誓約書)

第5条 利用代表者は、データを扱う全ての者が自署した誓約書（別紙様式2）を提出しなければならない。

(利用許可)

第6条 業務推進担当役員は、利用申請書及び誓約書により、データ利用の許可について審議する。

理事長は、業務推進担当役員の審議結果に基づき、理事会の議を経て、申請者に対し、データ利用の許可あるいは不許可の通知をする。

(発表)

第7条 発表にあたっては、本医学会の行った調査データであること、ならびに、内容・結論については本医学会の見解ではなく、発表者個人の見解であることを明示する。

(報告義務)

第8条 利用報告書（別紙様式3）並びにデータをもとにした論文等を本医学会に報告しなければならない。

附 則

本規則は平成15年11月15日より施行する。

会員情報に関する規則

(目的)

第1条 本規則は、平成17年4月1日に個人情報保護法が施行されたことに伴い、本医学会が保有する会員情報の保護及びその有効利用に関する事項について定めるものである。

(定義)

第2条 本規則の「会員情報」とは、本医学会のオンラインシステム、電子メール、郵便、ファクス等で会員から提供を受けた氏名、住所、電話番号、ファクス番号、電子メールアドレス、所属機関名、役職、所属先住所、その他連絡先等および本医学会が会員に提供した会員番号等、特定の個人を識別できる情報をいう。

(会員情報の収集)

第3条 会員情報の収集は、本医学会の事業目的に添って行う調査・研究、サービス提供、会員名簿の作成および過去に集められた会員情報の更新の場合に限るものとする。

(会員情報の管理)

第4条 会員情報は、次の各号により管理する。

- (1) 収集した会員情報が外部に漏洩したり、破壊や改ざんを受けたり紛失することのないよう厳重に管理するものとする。
- (2) オンラインシステムで会員情報を通信する場合は情報の暗号化などを行い、特に情報の保護に配慮するものとする。
- (3) 保存された登録情報の管理は、漏洩の防止措置を講ずるものとする。
ただし、技術上予期し得ない方法による不正アクセスなどにより改ざん、漏洩などの被害を受けた場合には、本医学会はその責を負わないものとする。

(会員による個人情報の管理)

第5条 会員による個人情報の管理は、次の各号により管理する。

- (1) 会員は、会員個人の情報を管理するため、会員番号を付与されるものとする。
- (2) 会員は、会員番号とパスワードおよび会員からの直接的な学会事務局への連絡によって会員情報を管理するものとする。
- (3) 会員は、パスワードを適宜変更するなど自己の責任で管理するものとする。

(会員情報の開示・提供)

第6条 会員情報は、次の各号に掲げる場合に限り開示できる。

- (1) 会員情報提供者が情報の開示または提供に同意・承諾した場合
- (2) 次の各項に掲げる場合には、会員情報提供者に同意を得ることなく開示することがある。
 - 1) 本医学会の事業に必要な場合、必要最小限の範囲で守秘義務契約を結んだ上で外部委託業者に提供することがある。

- 2) 会員情報の統計を、個人を特定する情報を含まない形で第三者に提供することがある。
- (3) 会員情報は、次の各項のいずれかの場合には収集目的以外の目的に開示または提供することがある。
 - 1) 法的な手続きに基づき、公的機関から開示または提供をもとめられた場合
 - 2) 本医学会の事業に沿って行う情報配信サービスや、本医学会の運営上必要な事務連絡等の目的で電子メール等を送信するため、個人情報を利用する場合
 - 3) 会員が、他の会員の氏名、住所、勤務先、電話番号等を正当な利用目的を付して書面で申し出た場合
 - 4) その他、理事会で承認された事業計画を達成するため正当な理由がある場合
- (4) 会員情報の宛名ラベルの提供は、次の各項のいずれかの場合に提供することがある。
 - 1) 年次学術集会、地方会及び専門医会の責任者から、学術集会や研修会の開催通知に利用するなど、本医学会の発展に寄与する目的を付して書面で申し出た場合は、無償で提供する。
なお、提供された会員情報の管理は、提供を受けた者の責任とする。
 - 2) 会員から、本医学会に属さない学術集会や研修会の開催通知など、会員の利益に資する利用目的を付して書面で申し出た場合は、有償で提供することがある。
 - 3) 会員の個人的な利用目的による申し出については、提供しないものとする。

(事務局職員の責務等)

第7条 事務局職員の会員情報の取り扱いに関する遵守事項は、別に定める。

(規則の制定及び改廃)

第8条 本規則の制定及び改廃は理事会が定め、全会員に速やかに周知する。なお、本医学会が会員情報に関する個別の規定を制定した場合は、個別の規定を優先して適用する。

附 則

本規則は、平成20年9月27日より施行する。

国際会議出席旅費の支給に関する内規

(目的)

第1条 本内規は、定款第37条に基づき、海外で開催される会議等（以下「国際会議」という。）に本医学会が、会員を派遣する場合の旅費の支給について定めるものである。

(支給の対象会議)

第2条 支給の対象となる国際会議は以下のとおりとする。

- (1) リハビリテーション分野に関連する会議
- (2) その他理事長が必要と認めた国際会議

(支給の対象者)

第3条 支給の対象者は以下の者とする。

- (1) 本医学会を代表して出席する者
- (2) その他理事長が認めた者

(支給の範囲)

第4条 原則として往復航空賃及び滞在費の合計額を支給する。

- (1) 航空賃は、国内最寄りの国際空港から開催地最寄りの空港までとし、原則としてエコノミーディスカウント料金とする。
- (2) 滞在費は、1日につき18,000円とし、出席した会議日数に前後1日（計2日）を加えた日数を乗じた額とする。
- (3) 支給上限額は250,000円とする。
- (4) 旅費の支給は国際会議出席後とする。

(提出書類)

第5条 下記事項を記載した国際会議出席計画書及び添付資料を提出する。

- (1) 氏名・会議名・開催日時・開催地
- (2) 出席理由（目的等）
- (3) 添付資料（航空代理店発行の見積書・日程表）
- (4) 国際会議出席後に旅費請求書（航空賃の領収書添付）を提出する。

(支給の決定)

第6条 支給の決定は理事長が行い、理事会に報告する。

(支給の調整)

第7条 次に掲げる場合は、支給額の一部又は全部を支給しないことがある。

- (1) 他の機関等から支給されることにより、旅費の支給が重複することとなる場合
- (2) 本医学会の予算（国際会議出席旅費）が不足する場合

附 則

本内規は、平成8年4月1日より施行する。

「ISO 国際会議出席旅費の支給基準」（平成2年10月8日適用）は廃止する。
平成9年3月15日より施行し、平成9年4月1日より適用する。

旅費支給に関する内規

(目的)

第1条 本内規は、定款第37条に基づき、本医学会の業務のため国内旅行する者に対し支給する旅費について定めるものである。

(対象)

第2条 旅費の支給対象は以下の場合とする。

- (1) 会員が本医学会の委員会等の業務のため出張する場合
- (2) 会員または非会員を本医学会が主催する講習会講師等として招へいする場合

(種類)

第3条 旅費の種類は以下のとおりとする。

- (1) 鉄道運賃、航空運賃、バス代、船賃、車賃
- (2) 宿泊料

(計算基準)

第4条 旅費の計算は以下のとおりとする。

- (1) 旅費は、勤務地から目的地までの間、最も経済的かつ合理的な経路及方法により計算するものとする。
- (2) 航空運賃は、鉄道等を利用する場合に比し著しく旅行時間を短縮できるときに支給することができる。
- (3) 運賃の計算は次のとおりとする。
鉄道運賃：普通運賃及び特急料金
(新幹線料金又は急行料金(指定席料金を含む。))
航空運賃：国内線航空普通運賃表による。
バス代、船賃、車賃：実費を支給する。
- (4) 宿泊料は、旅行行程(鉄道の営業キロ数)が200km以上の場合に1泊につき1万円とする。

(基準外計算)

第5条 勤務地内及び近隣地区への旅費は、前項の規定にかかわらず次のとおりとする。ただし、旅費が各号に定める額を超えるときは、実費を支給する。

- (1) 勤務地内(東京都にあっては23区内)の出張については、3,000円とする。
- (2) 勤務地から旅行行程(鉄道の営業キロ数)が50km未満の出張については、4,000円とする。
- (3) 勤務地から旅行行程(鉄道の営業キロ数)が50km以上100km未満の出張については、5,000円とする。特急料金又は急行料金を支給することができる。

(宿泊費の加算)

第6条 出張先の目的地内において、引き続き他の業務を行う場合は 第5条(1)

の旅費又は宿泊を要するときは宿泊費を追加支給する。

(不支給)

第7条 本医学会の学術集会の際に開催される評議員会、役員会、各種委員会に出席する者には、旅費は支給しない。

(請求)

第8条 旅費の請求にあつては、予め別紙の旅行経路表を提出するものとする。

附 則

本内規は、平成15年3月29日より施行する。

学術集会の経理事務取扱に関する申し合わせ

1 本申し合わせは、定款第37条、38条、39条に基づき、学術集会の経理事務について定めるものである。

2 収支予算作成について

学術集会会長は、従来、本医学会から事業費の一部の助成を受け、会長の責任において事業を実施してきたが、第37回学術集会から、収支の透明性の確保、学会の責任において事業を実施する等の理由により、とくに予算面において全面的にバックアップすることとなった。

このため収支予算案作成に当たり次の手続きを取ることにした。

- (1) 収入及び支出とも合理的な根拠を有する予算であること
- (2) このため特に支出については、見積書を取るなどして積算すること
- (3) 予稿集は、全会員に配布することし、学術集会事業予算とは別項目とすること
- (4) 予算案は、遅くとも前年末日までに提出すること
- (5) 学会全体の予算案作成の前に予め常任理事会の了承を得ること

3 収支予算の執行について

従来、提出義務のなかった本医学会のような社団法人（公益法人）も、年間（事業年度）の会費、寄付金、事業収入等の収入金額が5千万円を超える場合は、平成9年度分から収支計算書を所轄の税務署に提出することになった。

これは、政府税制調査会が公益法人（財団法人、社団法人、宗教法人、学校法人、社会福祉法人等）の収益事業について原則課税（現行は原則非課税）の方針を打ち出したことに起因している。本医学会は、毎年収支計算書を監督官庁の文部省へ提出しチェックを受けており、公認会計士の指導のもとに適正な経理を期している。

今後、再度の税務署の立入調査があることも考えられるが、この場合、事業費の中で大きな部分を占めている学術集会事業費がターゲットになることは間違いない。学術集会事業費は、学会の収支決算の一部として執行されたことになるので、学術集会会長はこのことに十分留意し、学会の経理として適正に処理する必要がある。

収入と支出の関係書類及び帳簿類が整備されていないと収支決算の適否を疑われることになるので、下記事項に沿って経理を行うこととする。

(1) 収入について

学術集会における収入については、会費（学術集会参加費、生涯教育研修受講料）、寄付金、補助金、負担金（広告料、展示料）等の区分を明確にし、領収書等を発行した場合は、その半券を保管しておく。特に参加者の確認においては、領収書の半券の存在が有効となる。

(2) 支出について

1) 支出については特に気を配り、謝金、消耗品、その他どんな小額の支払でも必ず領収書を取り保管しておく。

(3) 源泉徴収について

1) 学術集会の講演に対する講師謝金（現金支給の旅費を含む。）

税率10%

航空券等の現物支給、滞在費のホテルへの支払は、
源泉徴収の対象とならない。

2) 学生等の賃金(1日あたり9,300円以下を除く。) 税率10%

旅費交通費(実費)は源泉徴収の対象とならない。

(4) 外国人の源泉徴収について

1) 学術集会の講演に対する講師謝金(現金支給の旅費を含む。)

税率20%

航空券等の現物支給、滞在費のホテルへの支払は、
源泉徴収の対象とならない。

2) 租税条約による免除申請をすれば講師謝金・旅費とも源泉徴収は
免除されるが、条件は、条約締結国であること、「租税条約に関する届出書」(別紙)
を税務署に提出することが必要である。

(5) 源泉徴収税の納付について

源泉徴収税は、支払をした月の翌月の10日以内に納入する。この期間内に
納入しないと延滞金が課されるので、期日までに所管の税務署に納入する必要
がある。

※ 源泉徴収税の計算例は下記参照

(6) 備品の購入は、やむを得ない場合に限るものとし、学術集会終了後は、所属の
大学、病院等に寄付するものとする。但し、備品となるか否かは大学、病院等
によって基準額が異なるので当該大学等事務当局と相談する必要がある。

(7) 会場の確保等のため、学術集会開催年以前に予め支出が必要な場合は、予算の
範囲内で支出することができる。

4 収支決算の報告について

(1) 学術集会会長は、学術集会終了後、収支決算書を作成し、帳票類と併せて事
務局に提出する。

(2) 収支決算書および帳票類は、本医学会の顧問公認会計士の監査を受けるもの
とする。

(3) 前項の顧問公認会計士の監査を受けた後、収支決算書を理事会に提出し承認
を受けるものとする。

5 収支予算経理について

(1) 収入・支出科目は、おおむね次のとおりとする。

収入項目

参加費収入：医師、医師以外、学生に区分

生涯教育研修受講料

予稿集売上：予稿集の販売

展示収入：各種展示・出展料収入

広告料：予稿集広告料

協賛金他：助成金、寄付金

共同演者申込料：学会事務局にて経理

支出項目

会場費：会場使用料・付帯設備費(ただし、評議員会、理事会、各種
委員会開催分は学会経理負担)

運営費：運営委託費、

機材、看板、展示関係

当日運営要員人件費

招待者謝金・旅費

関係者弁当代（ただし、評議員会、理事会、各種委員会開催分は学会経理負担）

記念品代

印刷・通信費：ポスター・冊子・封筒等印刷代

切手・宅急便、電話代、運搬費

会議費：各種打合せ会場費、弁当代

事務局経費：文具・消耗品、演題処理関係費、事務局スタッフ人件費、備品

器具購入費、借料、その他の経費

（2）学術集会事業積立金

2（6）に必要な資金として次年度以降、各年度1、000万
3ヶ年分、3、000万円を積立金として計上するものとする。

例1（源泉税額を差し引いて支出した場合）

領 収 書

日本リハビリテーション医学会

第 回学術集会会長殿

¥ 30,000円

但し 講師謝金

上記金額正に領収いたしました

平成 年 月 日

内訳

源泉徴収額 3,000円

差引支給額 27,000円

自宅住所

氏 名

印

例2（外国人の場合）

領 収 書

日本リハビリテーション医学会

第 回学術集会会長殿

¥ 125,000円

但し 講師謝金

上記金額正に領収いたしました

平成 年 月 日

※源泉徴収額 25,000円

差引支給額 100,000円

サイン _____

附 則

本申し合わせは、平成12年9月16日より施行する。

地方会組織の事務局運営費補助金 経理事務取扱に関する申し合わせ

- 1 本申し合わせは、定款第37条に基づき、地方会組織の事務局運営費補助金の経理事務について定めるものである。
- 2 本医学会は、地方会組織の事務局運営費の一部として補助金を支出する。
- 3 補助金の額については、別に定める。
- 4 経理事務の責任者は、地方会組織の役員（代表幹事等）とする。
- 5 経理事務の責任者は、補助者を指名し、補助金の執行を行わせることができる。
- 6 経理責任者は、予め第3項の金額の範囲内で支出計画書を提出し、医学会の事務局に請求する。
- 7 経理責任者及び補助者は、補助金の執行に当たり本医学会の経理として適正に処理する。
- 8 補助金を経理するため帳簿及び関係書類を整備することとし、収支に係る項目は、概ね次のとおりである。

支出項目

- (1) 賃金
- (2) 旅費交通費
- (3) 通信運搬費
- (4) 什器・備品費
- (5) 消耗品費
- (6) 会議費
- (7) 雑費

収入項目

- (1) 補助金
- (2) 受取利息

- 9 経理責任者は、収支報告書を作成し、翌年度の4月15日までに関係書類と併せて本医学会事務局に提出する。

附 則

本申し合わせは、平成17年1月29日より施行する。

審査料、登録料及び手数料等の費用に関する内規

(目的)

第1条 本内規は、定款第33条(3)に基づき、審査料、登録料及び手数料等の費用について定めるものである。

(審査料、登録料)

第2条 リハビリテーション科専門医及び認定臨床医に係る審査料及び登録料の額は、別表の1に掲げる額とする。

(手数料)

第3条 認定証等に係る再発行、申請用紙及び各種証明書の手数料の額は、別表の2に掲げる額とする。

(刊行物等の価格)

第4条 会誌等、本医学会が発行・販売する刊行物等の価格は、別表の3に掲げる額とする。

(複写料)

第5条 各種資料の複写料金の額は、別表の4に掲げる額とする。

(送料)

第6条 第4条及び第5条に係る送料の額は、別表の5に掲げる額とする。

(費用の改正)

第7条 前各条の費用を改正する場合は、別表の額等を改訂し理事会に諮るものとする。

附 則

本内規は、平成14年3月23日より施行する。

平成17年6月15日より施行する。但し、平成17年9月実施の移行試験に伴う第1条の適用は改正前のおりとする。

平成19年5月12日より施行する。但し、移行による専門医の審査料は平成21年3月31日まで30,000円とする。

平成19年11月24日より施行する。

平成20年6月3日より施行する。

別 表

審査料、登録料及び手数料等の額

1. 審査料、登録料の額

一	審査料	専門医	40,000円
		認定臨床医	30,000円
二	登録料	専門医・認定臨床医	20,000円
三	更新登録料	専門医・認定臨床医	20,000円

2. 手数料の額

一	専門医・認定臨床医認定証再発行	1部 1,000円
二	専門医研修手帳再発行	1部 1,000円
三	専門医・認定臨床医生涯教育研修記録証再発行	1部 1,000円
四	専門医・認定臨床医申請用紙請求	1部 1,500円
五	各種証明書発行	1部 1,000円
六	Web 会員システム パスワード再発行手数料 (郵送する場合)	1部 200円

3. 刊行物等価格

一	会誌	年間購読料	22,000円
		通常号	1部 1,800円
		特別号(学術集会抄録集)	1部 3,000円
二	リハビリテーション医学用語集	1部 3,150円	
三	リハニュース	1部 100円	
四	リハビリテーション医学白書	1部 3,000円	
五	「脳性麻痺リハG」策定のためのWS	CD-R1枚 300円	

4. 複写料の額

複写料金は、1枚10円とする。

5. 送料の額

資料・刊行物等を送付する場合は、料金に併せて送料を請求するものとする。

備考

- 平成14年3月23日(内規制定)
- 平成17年6月15日(改正)
平成17年9月実施の移行試験に伴う第1条の適用は改正前のおりとする。
- 平成19年6月15日(改正)
移行に伴う専門医の審査料は平成21年3月31日まで、30,000円とする。
- 平成19年11月24日(改正)
更新登録料の認定臨床医10,000円を専門医・認定臨床医20,000円に改訂す

る。なお、専門医及び認定臨床医同時更新の場合も、専門医又は認定臨床医単独更新の場合も同じとする。

5. 平成20年6月3日（改正）

人事取り決め

役員候補者の選出に関する取り決め

- * 演題上の掲示板に、理事及び監事の候補者名簿を掲示する。
- * 候補者名簿は、資料を入れた封筒の中へ入れて予め配っておく。
- * 投票及び開票作業を行う者は、選挙管理委員会及び事務局職員とする。

- 1 本取り決めは、役員候補者の選出方法に関する申し合わせ7に基づき、選出実施要領について定めるものである。
- 2 議長が選挙管理委員長を紹介する。
- 3 選挙管理委員長が、挨拶並びに選挙の実施要領及び注意事項を説明する。
- 4 評議員会出席者数を把握する。
- 5 理事及び監事の投票用紙を配布する。
(受付の投票者数と、配布した投票用紙の一致を確認する)
- 6 理事の投票（用紙は白色）は8名以内の連記とする。（投票の時は絶対に切り放さないこと）
- 7 理事の信任投票（用紙は白色）は、候補者の名前の上の空欄に○印を記入する。
(過半数が信任)
- 8 監事の信任投票（用紙はピンク色）は、候補者の名前の上の空欄に○印を記入する。（過半数が信任）
- 9 投票箱を持って廻り、投票してもらう。
- 10 投票が終了したら、別室に移り開票立会人の下で開票集計作業を行う。
- 11 集計作業が終了したら、評議員会の進行状況を見て、区切りのよい時に選挙管理委員長が発表する。
- 12 最下位当選者が、2名以上得票数が同数の場合は、抽選により決定する。

附 則

平成16年5月15日理事会決定

平成22年1月23日理事会決定

1. 会則の種類及び審議機関は原則として次の通りとし、会員に公開する。
 - (1) 定款・・・総則、目的、会員、役員、会議、資産及び会計等の重要な事項について定めるもので、理事会及び総会の議決(各々3/4以上)を経て、文部科学大臣の許可を得る。
 - (2) 細則・・・定款を実施するために必要な事項について定めるもので、理事会の議を経て、評議員会および総会の議決を要するもの。
 - (3) 規則・・・定款を実施するために必要な事項について、理事会の議を経て、理事長が定めるもの。なお、必要に応じて評議員会及び総会の議決を要するもの。
 - (4) 内規・・・定款、細則、規則を実施するために必要な事務的、技術的な事項並びに運用等に係わる具体的事項について、理事会の議を経て、理事長が定めるもの。
 - (5) 申し合わせ・・・細則、規則、内規等の解釈、細部の運用、その他の事項について、委員会等の審議機関において申し合わせるもので、理事会に報告する。
2. 会則の種類とその内容に関する補遺
 - (1) 規則は、定款制定時に想定されていなかった事項等(例えば、専門医制度、地方会組織)に関わる会則を定めるものとする。
 - (2) 会則の施行に当たり、各部会内での運用・手続き等の細部にわたる確認事項等については、「会則外取り決め」を定めることができる。ただし、この取り決めは理事会に報告することとし、必ずしも公開の必要はない。
3. 会則の改廃
 - (1) 会則の改廃に係わる審議機関は前項1のとおりとするが、会則に改廃条項があれば、それを優先する。
 - (2) 個人の資格(評議員、専門医、認定臨床医等)に係わる会則には改廃条項を設ける。
4. 会則の編修について
 - (1) 「(社団法人)日本リハビリテーション医学会」の取り扱い
 - 1) 定款、細則は「社団法人日本リハビリテーション医学会」「日本リハビリテーション医学会」の冠をつけ、現行どおりとする。
 - 2) 規則、内規、申し合わせには「(社団法人)リハビリテーション医学会」等の冠をつけない。ただし、固有名称(賞の名称など)のときは「日本リハビリテーション医学会」を冠することはその限りでない。
 - 3) 目次および本文中では「日本リハビリテーション医学会」の名称は用いないが、全てのページの右上に小さい字で、「社団法人日本リハビリテーション医学会」と記載する。

- 4) 定款、定款施行細則を除く会則(規則、内規、申し合わせ)では「日本リハビリテーション医学会」の表記は、最初から断り無しで「本医学会」と記す。
- 5) 「本医学会」とわざわざ断らなくても誤解されない箇所では「本医学会」そのものを省略する。
- 6) 日本リハビリテーション医学会事務局は、通常「学会事務局」と呼称されているが、会則の本文中では4) に従い「本医学会事務局」と略記する。
- 7) 日本リハビリテーション医学会会員の表記は、定款では「第3章」に「会員」の章を設けて、それを定義している。したがって「本医学会会員」とはせず、「会員」で統一する。
- 8) 定款では「会員」を「正会員、名誉会員、賛助会員」に区分している。したがって、「評議員選挙に関する規則」では「正会員」と明確に断っているが、「地方会組織に関する規則」では「会員」である。後者では定款に従えば、正会員、名誉会員、賛助会員の全てを含むことになる。「会員」とした場合、定款に従って、吟味する必要がある。

(2) 各種委員会の委員会名及び委員の略し方

- ・各種委員会内規の本文で委員会名を「本委員会」(かぎカッコ無し)と表記する。すなわち、「・・・○○○委員会(以下、本委員会という)」と逐一断らない。
- ・略し方の記載方法は定款に従う：○○○委員会委員(以下、委員という)など。「いう」の後に句点は付けない。

(3) 規則、内規の記載について

書き方は定款にあわせる。

1) 条項の表記の統一

条、項、両カッコ数字、片カッコ数字、丸数字の順番とする。

<凡例：全体>

第1条(第2条・・・)、項は2、3・・・(項のある条は、第1項の1は付けない、第0項とは記載しない)、次に、第0号とはせず(1)、(2)、(3)・・・とし、以下、1)、2)、3)・・・、①、②、③・・・の順とする。

<凡例：項を設ける場合>

第0条
 2
 3

<凡例：条・項の下位項目の記載>

(1)

- (2)
 - 1)
 - 2)
 - ①
 - ②
 - ③
 -

2) 第〇条の上に括弧で囲み目的、運営、業務などの見出しをつける。

<凡例：第1条が目的の場合>

(目的)：見出し

第1条 本〇〇(規則、内規)は△△(規則、内規の根拠となる会則の条項)に基づき、
×××について定めるものである。

ただし、「申し合わせ」などで、会則名の繰り返しになる場合は「・・・について」は省略し、「・・・に基づき定めるものである」とすることができる。

<凡例：第2条以下、事業の場合>

(事業)：見出し

第2条 〇〇の事業は以下のとおりである。

- (1).....
- (2).....
- (3).....
-

(4) 申し合わせの記載について

1、2、3、・・・、(1)、(2)、(3)・・・、1)、2)、3)・・・、①、②、③・・・の順とする。

(5) 会則の引用

- ① 「社団法人日本リハビリテーション医学会定款」の引用は「定款」と略す。「社団法人日本リハビリテーション医学会定款施行細則」の引用は「定款施行細則」とする。
- ② 前条或いは他の会則での引用にあたっては、規則、内規の場合：会則名第〇条第〇項(〇)〇)丸数字、申し合わせの場合：会則名第〇項(〇)〇)丸数字、と記載する。

(6) 附則について

1) 原則として以下のとおりとする。

- ①附則の記載方法を本文の会則略記に統一する：「本規則は、」とする。
 - ②附則の主語となる表現は繰り返さない
 - ③「〇年〇月〇日より施行する。」という表現で統一し、改正ごとに列記する。
 - ④但し書きがある場合は、「〇年〇月〇日より適応する」などという文言を入れる。
- 2) 附則には以下の事項は記載せず、本文に条項を設けて明記する。
- ①改廃に関すること
 - ②「申し合わせで定める」、「別に定める」など

(7) その他

- ・句点は文章にのみ付ける。
- ・人物を指す「もの」→「者」、「ただし」→「但し」、「および」→「及び」、「とき」→「時」、「ならびに」→「並びに」、「または」→「又は」、「おく」→「置く」とそれぞれ表記する。

5. その他

- (1) 定款施行細則改正時には、取り決め 1、2、3 の内容を定款施行細則第 7 章その他の条項を設けて明記すること。
- (2) 会則外取り決め（手引き等も含む）について
 - 1) 「会側外取り決め集」として集約する。
 - 2) 各部署・各種委員会で保有する取り決め・手引き等は、会則検討委員会に提出する。
- (3) 本医学会の会誌の正式名は「The Japanese Journal of Rehabilitation Medicine」の英語表記とする。略記は「Jpn J Rehabil Med」とする。

附則

本取り決めは、平成 21 年 5 月 1 日開催の平成 21 年度第 1 回会則検討委員会で承認
平成 21 年 7 月 24 日開催の平成 21 年度第 2 回会則検討委員会で承認
平成 21 年 10 月 2 日開催の平成 21 年度第 3 回会則検討委員会で承認
平成 22 年 2 月 5 日開催の平成 21 年度第 4 回会則検討委員会で承認